中山間地域等直接支払制度の取組事例

平 成 １ ７ 年 ６ 月

農林水産省農村振興局

ー 目 次 ー

＜集落や地域でマスタープランを作成している事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
理想郷「タシロピア」の実現をめざして（ 青森県三戸郡階上町　田代）
集落の自立を目指して（宮城県本吉郡津山町　沢田）
機械利用受委託組合による集落営農を目指して（熊本県人吉市　大畑麓）

＜農地の保全管理に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
土地改良区との連携による県内最大級の協定活動（青森県三戸郡五戸町　倉石西部）
農作業受委託図を活用して農地の集積化を推進（岩手県和賀郡沢内村　前郷）
景観形成による集落のコミュニティーづくり（宮城県栗原郡花山村　北ノ前）
農業施設の共同管理、農用地利用集積の推進（秋田県由利本荘市　上川内第２）
農道整備の実施（愛媛県西予市三瓶町　津布理）
景観作物の作付や農道のコンクリート舗装を実施（愛媛県東温市　下林）
花いっぱい運動とイベントの開催で地域の活性化（佐賀県鳥栖市　神辺地区上の車）
集落まるごと囲んで獣害防護柵設置（大分県宇佐郡院内町羽馬礼）

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
無人ヘリコプターによる共同購入・共同防除の取組（北海道芦別市　新城３）
コントラクター組織の設立・運営による農作業の効率化（北海道広尾郡忠類村　忠類）
機械の共同利用及び共同作業による効率化（岩手県岩手郡葛巻町　上外川－１）
機械利用組合を核とした共同機械利用の取組（山形県山形市　上野中山間管理組合）
地域農業の自立を目指して（山形県東田川郡朝日村　中村）
機械の共同利用によるソバを中心とした地域づくり（山形県天童市　田麦野）
共同機械の購入で農作業の省力化（静岡県掛川市　原田久居島）
営農組織による機械の共同利用（岐阜県恵那市(旧明智町)野志）
共同利用機械施設の設置を行った取組（奈良県奈良市　奈良市阪原町集落）
農業機械の共同化で営農活動の維持存続（島根県大田市　飯谷）
機械の共同利用を核とした集落活動のステップアップ（香川県香川郡香川町　天神）
機械の共同購入による多面的機能増進に向けた取り組み（愛媛県北宇和郡吉田町　河内上）
機械の共同購入による農作業受委託に向けた取り組み（高知県吾川郡いの町　栃ノ瀬）
共有機械で作業の効率化を図る（福岡県三池郡高田町　飯田）
ミカン園の灌漑施設の整備（熊本県熊本市　東門寺）

＜高付加価値型農業を実施している事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
魅力ある集落づくりを目指して（宮城県加美郡加美町　芋沢）
共同作業で国道の道路花壇整備、農道補修（秋田県仙北郡西木村　十二峠）
有機肥料で良質茶の栽培（静岡県磐田郡水窪町　大野）
シークヮーサーの生産振興に向けた取組（沖縄県名護市　勝山）

＜農産物の加工・販売、加工施設の利用を行っている事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６１
山菜の栽培・加工と地元学による地域おこし（岩手県下閉伊郡川井村　夏屋）
地域渓流資源の活用「ヤマメの加工販売」で地域づくり（山形県最上郡戸沢村　上台（開田））
紅そばを使った地域振興（岡山県久米郡美咲町　境）
集落営農に向けた取組を展開（長崎県　壱岐市　片山触仲田）

＜新規就農者の確保及び認定農業者の育成を推進している事例＞・・・・・・・・・・・・・・ ６９
新規就農者の受入と農業後継者の育成活動（北海道足寄郡足寄町　上足寄）
全町一円で関係機関と連携して担い手対策を実施（北海道上川郡美瑛町　美瑛）
若手を中心としたパソコン導入による農業経営の合理化（青森県南津軽郡平賀町　広船）
誇りある地域、魅力ある地域を（宮城県伊具郡丸森町　耕野芦沢）

＜農業生産法人、特定農業法人の育成及び参加の事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７７
農地を守る法人化に向けて（秋田県北秋田郡上小阿仁村　上仏社）
営農組合の設立、そして仲良し営農組合からの脱却（香川県三豊郡財田町　長樋－16・17・18）

水田農業の担い手として集落営農組織の法人化を図る（福岡県行橋市　入覚）

＜担い手への農地の利用権の設定及び農作業の受委託等を行った事例＞・・・・・・・・・・ ８３
農作業受託組織の立ち上げ（秋田県由利本荘市　上直根）
農作業を生産委託し、農家の負担を軽減（長野県東筑摩郡坂井村　下安坂）

＜都市住民等との交流を行っている事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８７
市街地に隣接する耕作放棄地を活用して市民農園を開設（北海道広尾郡広尾町　広尾）
都市住民との交流を通して里山の暮らしの良さを再認識（宮城県黒川郡大和町　難波）
特定農業法人等と連携し観光農業を推進（福島県南会津郡舘岩村　押戸）
棚田百選の景観保全と都市部生徒の農業体験学習（長野県上田市　岩清水）
棚田の復元とオーナー制度を活用した集落の活性化（静岡県賀茂郡松崎町　石部）
積極的な都市との交流が農業継続への意欲へ（新潟県東頸城郡安塚町細野）
棚田保全に向けた取り組み（愛知県南設楽郡鳳来町　四谷）
集落全体の協同取組活動における農地保全（大阪府豊能郡能勢町　長谷）
都市との交流を契機に集落の活性化を推進（鳥取県八頭郡智頭町　新田）
「のんたはぜかけ米」とビオトープで活気ある集落づくり（山口県山口市　坂本）
桜まつりを通じて山間地域を都市住民にＰＲ（高知県南国市　中谷）
「活力ある集落づくりを目指して」（福岡県朝倉郡杷木町　平榎農光会）
「活力ある集落づくりを目指して」（佐賀県唐津市　蕨野）
「花と緑と蛍のふる里」田代～グリーンツーリズムへの取組（長崎県松浦市　田代２）
美しい棚田の郷づくり（鹿児島県日置郡吹上町上与倉）
グリーン・ツーリズムの推進（沖縄県国頭郡本部町　伊豆味）

＜学校教育機関、集落外のNPO法人と連携した活動を行っている事例＞・・・・・・・・・・・１１９
「田んぼの学校」との連携（北海道樺戸郡新十津川町　吉野・幌加）
学校等教育機関との連携による農業体験活動（北海道夕張郡長沼町　第６区）
小学校等と連携して地域を活性化（岩手県遠野市　山谷）
棚田を通じた都市住民との交流（岐阜県恵那市第三区）
小学生の農業体験学習を通じた地域内の交流（佐賀県東松浦郡玄海町　石田）

＜非農家、非対象農家と連携した活動を行っている事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・１２９
対象農用地以外の農家も共同活動に参加（青森県東津軽郡外ヶ浜町　上小国）
非対象農家を含めた集落のまとまりによる取り組み（福島県安達郡東和町　小田）
地域住民との交流による美しい農村景観づくり（石川県金沢市東原）
住民（農業者と非農業者）参加による環境整備（愛知県新城市　上平井－１）
子供から高齢者まで集落全員でつくるむらづくり（佐賀県東松浦郡七山村　大白木）

＜集落相互間等の連携を行った事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
町内の協定を統括する推進協議会の設置（北海道上川郡鷹栖町　鷹栖）
広域的集落をラジコンヘリで共同防除（福島県双葉郡葛尾村　かつらお）
これから本番！東富山（高知県四万十市（旧中村市）東富山）
２集落の連携による地域の活性化（沖縄県国頭郡本部町　伊並）

＜集落営農組織の設立及び育成に取り組んだ事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４７
水田の大区画化に対応した集落の担い手による組織活動（青森県南津軽郡碇ヶ関村　久吉耕作協定組合）
一集落一農場構想の実現へ向けて（岩手県上閉伊郡宮守村　　宮守川上流）
耕作放棄防止のため集落全体で支える集落営農体制の取り組み（新潟県刈羽郡高柳町栃ヶ原）
日本海と福井平野が展望できる棚田を守る集落営農をめざして（福井県福井市　高須）
営農組合による農作業受託の推進（島根県出雲市見々久町　見々久営農組合）
魅力ある地域づくりに挑戦（大分県宇佐市安心院町松本集落）
集落営農を軸に集落の発展を図る（鹿児島県伊佐郡菱刈町永池）

＜耕作放棄地の復旧に取り組んだ事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６１
耕作放棄地を復旧して有効活用（福島県田村郡三春町　貝山）
団地内の耕作放棄地をなくし、農作業のしやすい集落に（奈良県天理市　天理市下仁興集落）
耕作放棄地の復旧（宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大石の内）
休耕田を活用したそばの作付け（鹿児島県曽於郡輝北町上沢津）

＜その他特徴のある取り組みを行っている事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６９
村が一つになって取組む有限会社「みらい天間林」（青森県上北郡七戸町（旧天間林村）みらい天間林）
美しい農村景観の保全を！（愛媛県八幡浜市　中津川）
集落全戸で協定締結・活力ある山里に！！（高知県四万十市（旧幡多郡西土佐村）　奥屋内下）
似顔絵が出迎える松尾百笑村（福岡県八女郡立花町　松尾）

＜集落や地域でマスタープランを作成している事例＞

○理想郷「タシロピア」の実現をめざして

１．集落協定の概要

市町村･協定名	青森県三戸郡階上町　田代（さんのへぐんはしかみちょう　たしろ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
27ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
285万円	共同取組活動分（50%）	多面的機能増進活動（景観作物、集落祭り）		44%
		その他（共同利用施設）		6%
協定参加者	農業者 35人			

２．活動内容の概要

田代地区は、固有の文化、地形、歴史などの特色を背景とした地域づくりの目標を定めるため、平成12年度に「田代地区振興計画書」（理想郷「タシロピア」の実現をめざして）を策定した。

これは、自らの故郷の未来は自分たちがその方向性を示そうということであり、むらづくりを通じて地区と町が役割分担しながら連携を図るものである。当初からこのような計画があったため、集落協定を締結する際には、計画実現のために共同活動費分を自主財源に活用することが話し合われ、協定参加者から同意を得ることができた。

以前から地区の環境整備には力を入れてきたが、交付金に取り組んだ平成13年度からは、さらに取組を充実させ、渓流や里山を巡る「せせらぎ遊歩道」や階上岳西登山道を開設し、平成14年度には、幹線道沿いや遊歩道に草木を植栽　して景観整備を実施した。

この他にも、子どもたちや他地域の人たちが田代地区に定住していくことを目的に、「カジカと蛍の里づくり」や「せせらぎ公園夏祭り」など盛りだくさんの取組みを展開している。

＜田代地区振興計画書＞

＜せせらぎ遊歩道歩こう会の様子＞

[活　動　内　容]

農業生産活動等

①水田等の耕作・管理（田27ha）

個別対応

②水路・作業道の管理（水路1.5㎞、年２回 道路５㎞、年２回）

共同取組活動

多面的機能増進活動

①景観作物作付け（道路沿い１㎞にプランターを設置、農村公園や遊歩道沿いにあじさいを植栽）

共同取組活動

③夏祭りの開催(帰省都市住民との交流を目的に集落主催の夏祭りを実施)
④歩こう会の開催(遊歩道の散策会)
⑤ホタルの生息調査

共同取組活動

②農村公園の整備
・農村公園沿い1.0㎞ の河川流域の清掃
・刈払等を実施
・案内板の設置
・遊歩道の整備
・公園周辺林地整備

共同取組活動

その他の活動

①農作業の受委託
(高齢農業者の田1.5haを担い手農家に全面作業委託して耕作放棄を防止)

共同取組活動
(水管理は各戸)

田代町内会（タシロピア実行委員会）との連携（協定外参加者４５名、うち非農家２５名参加）

中山間地域総合整備事業で整備した農村公園や、自然資源を有効活用した都市農村の交流推進など各種活動

集落外との連携
○田代集落が策定した「田代振興計画」の実現に対して町が各種支援を実施。
○協定参加者の了解のもと直接支払交付金の共同取組活動分を充当して、各種活動の集落負担分や補完活動に有効活用し、田代地区住民全戸が参加して活動しています。

３．地域でマスタープランを作成

「タシロピア」振興計画に基づき、次の各種取り組みを行っている。

農村公園である「せせらぎ公園」を中心とした遊歩道・河川を整備し、田代地区の夏祭りを復活させ、地区内だけでなく、他市町村住民との交流が生まれた。

遊歩道の整備がほぼ完了したことにあわせ、「せせらぎ遊歩道歩こう会」を開催したところ、町内外から170人以上の参加があった。また、同時に地元で収穫された無農薬の農畜産物を使った「いも煮会」、田代地区の農家の一部を開放し、昔ながらの民具・農具の展示を行うなど、町内外の住民との交流推進を図っている。

計画段階のものが多いが、これらの活動は新聞等にも取り上げられ、田代集落の魅力を都市部へ発信している。

今後、都市部との交流が盛んになることによって、集落の活性化が図られ、現在の過疎化が解消されることが期待されている。

[平成16年度までの主な効果]
○担い手農家と連携し、高齢者の農作業を委託　１．５ha
○農村公園を中心とした周辺林地・河川の整備や夏祭り実施による都市農村交流の推進（将来目標は、グリーン・ツーリズム活動への発展）
○ホタルの生息調査

＜集落や地域でマスタープランを作成している事例＞

○集落の自立を目指して

１．集落協定の概要

市町村･協定名	宮城県本吉郡津山町　沢田（もとよしぐんつやまちょう　さわだ）			
協定面積	田（97%）	畑(3%)	草地	採草放牧地
7ha	水稲	トウモロコシ	ー	ー
交付金額	個人配分分			50%
143万円	共同取組活動分（50%）	農道・水路の管理・点検等		30%
		生産性向上・担い手定着		6%
		リーダー育成、その他		14%
協定参加者	農業者　19人			

２．活動内容の概要

沢田集落の農地は、農道の狭隘、湿田等作業効率の悪い急傾斜の農地がほとんどを占め、年々耕作放棄地が増加していた。この現状を何とかしなければならないと話し合っていたところ、平成12年度より本制度がスタートし、荒れ果てていた遊休農地を解消するため、本制度に取り組むこととなった。

制度２年目にモデル構築推進指導事業（県単）のモデル集落の指定を受け、平成14年度から共同取組活動の一環として、協定内遊休農地を活用したトウモロコシの共同栽培を試み、町内の道の駅で消費者へ直売を実施したところ即日完売となった。これにより手応えをつかみ、作付面積を増やすなど遊休農地の解消を目標に農地の有効利用を進め、更にはトウモロコシに続く次の作物を検討し始めている。

また、集落における就労の場の確保、消費者との交流なども進めている。

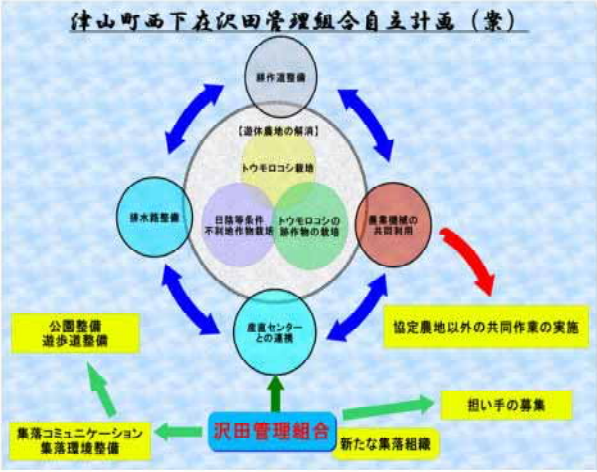

〈集落活性化計画〉

〈女性も含めたマップ作成状況〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田6.8ha　畑0.2ha）	個別対応
水路・農道の管理 ・水路　１㎞、年2回 清掃、草刈り ・農道１㎞、年3回 草刈り	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年2回及び随時）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約３ha　年1回）	共同取組活動

生産性･収益向上活動

農作業の共同化 (遊休農地の復旧からトウモロコシ栽培の各作業)	共同取組活動
農業機械の共同利用 (機械･噴霧器)	共同取組活動

その他の活動

集落活性化計画書の作成 （沢田集落自立への道しるべ）	共同取組活動
集落による複合経営を実現 （ﾄｳﾓﾛｺｼを道の駅にて販売）	共同取組活動

担い手の定着等

農業後継者の育成 (集落組織設立等への話合い)	共同取組活動

３．集落でのマスタープランを作成した取組

遊休農地を共同作業で管理し景観が良くなると、次第に隣接する遊休農地の管理も行き届くようになり、競い合うかの様に農地の手入れを徹底するようになった。

さらに共同栽培したトウモロコシ等を直接販売する共同活動等を通じて、地域の仲間と語った夢を実践しながら将来の営農に対する悩みを共有することができ、課題解決へのアイデアを出し合うことができた。

これらにより集落の「和」が改善され、「集落の財産を守る」という共通意識が強くなり、農地の活用に止まらず、道路・排水路等の生産基盤の整備や若年から高齢者まで住みよい生活環境の実現、さらには集落の機能を発展させる集落組織の設立に向けた話し合いまでが行われ、集落活性化計画書「沢田集落自立への道しるべ」を策定することができた。

この「地域の力」を結集できたのは、もともとコミュニティー活動が活発な地区であっただけでなく、本制度が契機となり、互いの理解を深め、女性の参加による女性の視点からの提言も受け入れ、集落の現状と課題を全員でとことん話し合い、５年先、10年先の地域の農業や集落の将来像を集落全員で考えた成果である。

[平成16年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧と遊休農地を活用し、共同作業でトウモロコシを栽培。（平成16年度約70a）
○道の駅「津山」において、トウモロコシ祭りを開催、消費者へ直売。（平成16年度　2,500本）。
○トウモロコシ栽培による就労の場の確保及び直売所での販売による収益の向上。
○集落の自立に向けた「沢田集落集落活性化計画書」の策定。

＜集落や地域でマスタープランを作成している事例＞

○機械利用受委託組合による集落営農を目指して

１．集落協定の概要

市町村･協定名	熊本県　人吉市（ひとよしし）　大畑麓（おこばふもと）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
20.1ha	20.1	－	－	－
交付金額	個人配分分			40%
300万円	共同取組活動分	共同利用機械の購入		45%
	60%	農道・水路管理費		5%
		景観作物の導入		10%
協定参加者	農業者　33人			

２．活動内容の概要

大畑麓集落は、人吉市の南部、宮崎県えびの市との境に位置し、市の中心から車で約15分のところにある。集落の総農地面積は約24ｈａで80%を水田が占めており、平成元年に圃場整備が完了している。総農家戸数は27戸で第２種兼業農家が多い。主な農産物は水稲であるが、近年は生産調整に伴う飼料作物の作付けが増えている。

本集落では、農家の高齢化・後継者不足等の問題から、農地を維持していくための方策を模索していたところ、この制度の始まりを契機に集落協定の締結を図った。

平成14年に集落営農組織を設立し、農作業の省力化を図るとともに、タマネギなどの新規作物導入に向けた試験栽培に取り組んでいる。

また、平成16年度には今後の目標と具体的な活動方策を集落ビジョンとして取りまとめた。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田20ha）／個別対応
- 水路･農道の管理(清掃､草刈)年3回／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検(年3回)／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（0.4ha）／共同取組活動
- 景観作物作付け(レンゲ2ha)／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（トラクター、田植機、コンバイン、ドライブハロー）／共同取組活動
- 農作業の受委託の推進(延べ54ha)／共同取組活動

３．マスタープラン作成の取組

集落全員で地区の農業や暮らしについて点検するとともに、10年後の地域のあるべき姿について話し合い、平成16年３月に「大畑麓集落ビジョン」として取りまとめた。

「大畑麓集落ビジョン」では、集落の農業の担い手として「大畑機械利用受委託組合」を位置づけ同組合に農地を集積していく、新規作物としてサラダ用タマネギ、採種用タマネギ、採種用ダイコン、大麦等の栽培を進めるなどを掲げ、作業受託面積を現在の36haから60haに拡大するなどの農業振興策を盛り込むとともに、文化財の保存と観光地づくりなどにも取り組むこととしている。

４．高付加価値型農業の取組

新規作物の試験圃として農地30aを借り上げ、共同作業でサラダ用タマネギの栽培、採種用タマネギ、だいこん及び菜っ葉の栽培を展開している。

５．集落営農組織の設立及び育成の取組

将来の農家の高齢化と後継者不足による耕作放棄地の発生や、農業機械への過剰投資を防止するとともに農業経営の安定を図るため、33戸で平成14年９月に「大畑（おこば）機械利用受委託組合」を設立。直接支払交付金等を活用して共同利用農業機械を購入し、農作業の受託を行っている。

〈新規導入作物の玉ねぎの収穫状況〉

〈機械利用受委託組合による収穫作業〉

［平成16年度までの主な効果］

○　集落座談会とアンケートを通して、集落の現状把握とビジョンの作成ができた。

○　機械利用受委託組合の組織化により、水稲作業の省力化と飼料作物や大麦等の新規作物導入が図られた。

大麦の作付面積：3.2ha（H16）

作業受託面積：田植え8.5ha、稲刈り10.5ha、麦3.2ha、飼料作物37.8ha

○　共同作業を行うことで集落機能の回復が図られ、集落美化等の取組も始まった。

＜農地の保全管理に特徴のある事例＞

○土地改良区との連携による県内最大級の協定活動

１．集落協定の概要

市町村･協定名	青森県三戸郡五戸町（さんのへぐんごのへまち）　倉石西部（くらいしせいぶ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
186ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
1,487万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		38%
		多面的機能増進活動		2%
		その他		10%
協定参加者	農業者　345人			

２．活動内容の概要

（１）本制度は土地改良区にとってもメリットがあることから、当初から土地改良区職員が事務を担当することになった。土地改良区とのつながりを活かしたこともあり、集落協定は比較的スムーズに締結された。

（２）参加者数、対象農地ともに大規模な集落協定であり、大変なこともあるがみんなの知恵を絞って創意あふれる活動を実施している。

（３）集落協定を締結した平成13年度から早速、用水路の改修工事を始めた。昭和40年代にほ場整備事業を実施したため、施設が老朽化したり一部土水路のままの箇所があり、地域からは改善を求める声が挙がっていた。

（４）そこで、交付金を活用して改修工事を行い、現在までに200m余りの用水路が整備され、地域農業に大きく貢献している。

（５）集落協定では、地域に300年近く前から伝わる、伝統芸能の鶏舞の保存にも取り組み、衣装提供や踊りの指導などの協力をしている。従来、踊り子は小学生以上の男子のみが参加していたが、話し合いの結果、女性にも門戸を開放しようということとなり、幼稚園以上の女子も参加することになった。

＜川辺の清掃作業＞

＜伝統芸能の鶏舞＞

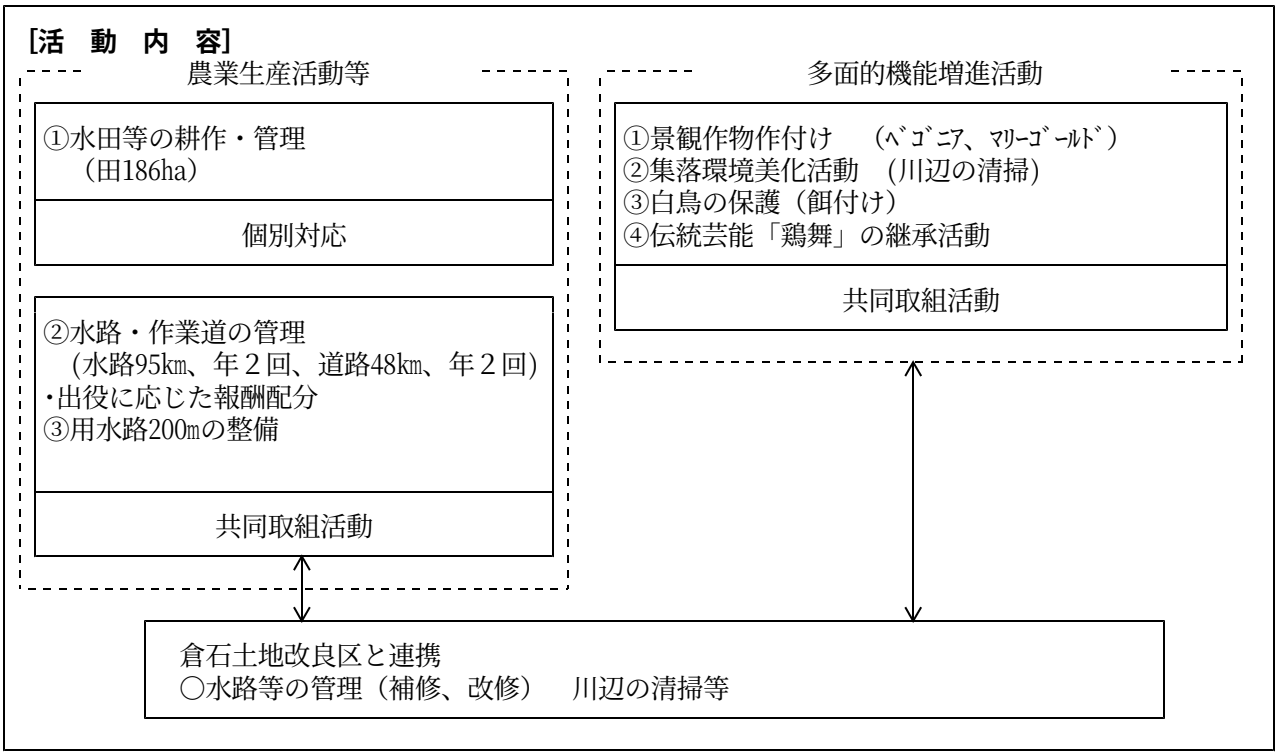

３．土地改良区との連携による特徴ある取組

（１）土地改良区単位で協定を締結したことにより、集落を超えた活動に発展している。事務作業は土地改良区職員が担当している。

（２）用水路の改修工事により、泥上げ作業の軽減や排水効果の向上により湿田がかなり解消された。長年休耕していた水田で、水稲の作付けを再開したところもある。

（３）伝統芸能の「鶏舞」の継承活動では、世代や集落を超えた交流が生まれてきた。「鶏舞」は長年地域で愛されてきており、今後もみんなで協力して盛り上げていく。

（４）農業者の高齢化により耕作放棄されそうな農用地については、営農組合や担い手等と連携し、担い手等への農作業委託や農地の利用集積を進める方向で検討している。

（５）担い手育成のための研修や、オペレーター育成のための講習会などに対して有効に交付金を活用し、担い手等の生産技術の向上に努めていきたい。

（６）営農組合が担い手の中心的存在になると想定し、農業機械の共同利用や農作業受委託が推進されるよう、機械購入の支援をマスタープランに規定する。

（７）水路・農道の管理については、協定参加者による浚渫・草刈の共同作業や整備補修を実施し、病害虫発生防止や転作田（大豆や飼料作物の作付け）の有効活用を図る。

[平成16年度までの主な効果]

○土地改良区単位での協定締結により、共同取組活動が集落を超えた活動に発展
○用水路の改修工事により、泥上作業の軽減や排水効果が高まったことで湿田が解消
○伝統芸能継承活動等により世代を超えた交流が創出

＜農地の保全管理に特徴のある事例＞

○農作業受委託図を活用して農地の集積化を推進

１．集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県和賀郡沢内村（わがぐんさわうちむら）　前郷（まえごう）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
46.7ha	水稲、花卉、牧草	－	－	－
交付金額 373万円	個人配分分			54%
	共同取組活動分（46%）	会議		10%
		ﾘｰﾀﾞｰ育成及び事務費		21%
		用排水路維持補修費		9%
		農道維持管理費		2%
		担い手育成費		2%
		多面的機能増進費		1%
		不耕作・休耕作地等解消及び復旧費		1%
協定参加者	農業者 54人、水利組合 1			

２．活動内容の概要

当集落は沢内村の南部に位置し、対象農用地はすべて緩傾斜である。協定参加者の大半は兼業農家である。経営規模は、平均で1.7haであり、多い者で3～4haである。

高齢化等による農地の荒廃の防止、農作業受委託の推進等、農地の保全と生産性の向上を図るため、集落営農体制の確立を目指し、協定を締結した。

共同取組活動とし農用地の管理では、高齢化により耕作が困難になった農地等（約１ha）を共同で維持管理している。景観形成等の取り組みとして、近隣集落と連携してフラワーロード事業に取り組み、県道及び村道沿線にマリーゴールド、ベゴニア、サルビアを植栽し、景観の向上に資している。

水路、道路の維持管理への取り組みとして、農業用水路（ベンチフリューム250㎜等）８０ｍを自力施工している。

協定の活動は、代表、副代表２名、１２名の団地代表者及び事務局（事務担当及び会計担当）をもって推進委員会（役員会）を構成し、定期的な会議を実施するとともに協定全体の意志把握と統一に努めている。

〈耕作が困難になった農地の維持管理〉

〈農作業受委託図〉

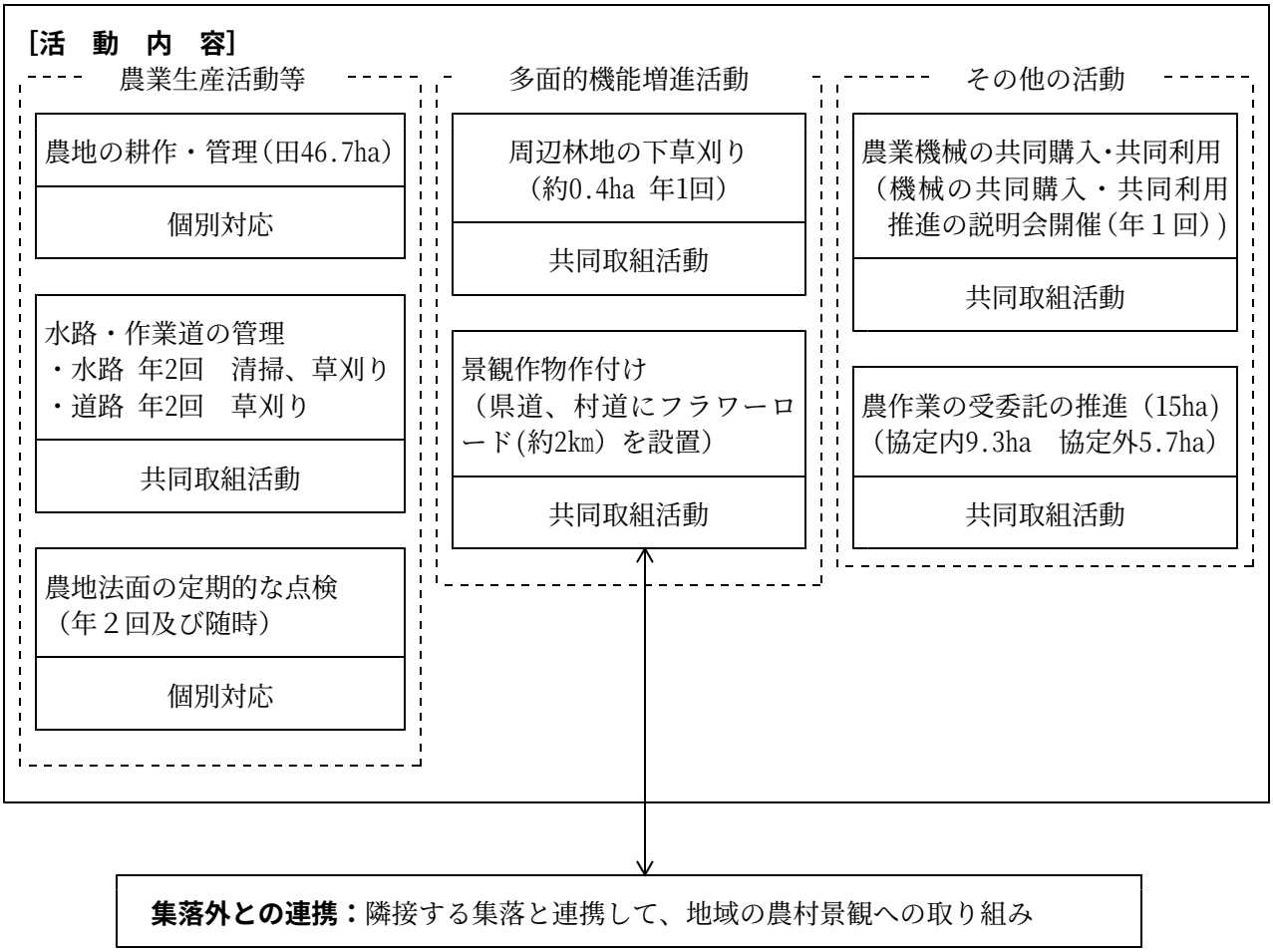

３．特徴ある農地の保全管理の取組

農用地の管理等について協定締結面積が広範囲にわたるため、協定地を１２団地に編成し、それぞれの団地ごとに責任者を置いており、農用地の維持管理等通常の活動は、団地単位に共同で作業をしている。

対象農用地は、土地利用現況図及び農作業受託図を作成し、計画的に受委託に活用しており、平成１６年度では協定面積の内９．３ｈａを受託し、協定外の面積も５．７ｈａ作業受託している。

今後は、認定農業者８名を主とした農地の受委託等を活用し、計画している目標達成に向け取り組んでいる。

[平成16年度までの主たる効果]
○高齢化により耕作が困難になった農地等の維持管理（約１ha）
○土地利用現況図及び農作業受委託図の作成し、受委託の推進
　作業受託面積１５ｈａ（協定内９．３ｈａ　協定外５．７ｈａ）
○隣接集落と連携してフラワーロード（約2km)の取り組み
○農業用水路の自力施工（ベンチフリューム250mm等：８０m）

＜農地の保全管理に特徴のある事例＞

○景観形成による集落のコミュニティーづくり

１．集落協定の概要

市町村･協定名	宮城県栗原郡花山村（くりはらぐんはなやまむら）　北ノ前（きたのまえ）			
協定面積 1.6ha	田	畑	草地	採草放牧地
	水稲，ﾊｽ，菖蒲，野菜	―	―	―
交付金額 34万円	個人配分分			50%
	共同取組活動分 (50%)	農道・水路の管理・点検等		30%
		生産性向上・担い手定着		15%
		リーダー育成		5%
協定参加者	農業者　4人			

２．活動の内容の概要

北ノ前集落は、全12世帯のうち小規模で営農している農家が４戸ある集落である。農地の８割が平泉時代の花山寺跡（村指定文化財）遺跡上にあることから、ほ場の整備が進められない状況となっている。小面積の水田で、しかも排水不良であることから将来耕作放棄地となるのではと心配されていたが、平成12年度より本制度が発足したことを契機に、集落協定を締結し、集落全体を巻き込む農地を活用した景観づくりに取り組むこととした。

〈畦畔に水仙を植栽〉

制度２年目に県のモデル集落として指定を受け、集落に自生している「野ハナショウブ」の増殖に努めたほか、集落を走る国道沿いにプランターを置く活動にも交付金を活用した。さらには集落にどのような植物が生育しているのか、またどのような植物が生育に適するのかについて、集落の点検作業を兼ねながら集落ウオッチングマップ及び保全マップを作成した。

将来の集落の農地等の保全や景観の形成について、地域の人々による目標（保全マップ）ができ、共同活動や話し合いが制度発足時よりもスムーズに行われるようになった結果、水田畦畔への「水仙」「彼岸花」の植栽・増殖に取り組んでいる。また周辺の林地の草刈を実施し、文化財に配慮した農地の保全に向け作業を進めている。

将来は文化財を中心とした公園化も考え、集落を訪れる人達にうるおいの場を提供しながら、山菜等を栽培することにより交流を図りたいと考えている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田1.6ha)
個別対応 (野花菖蒲箇所は共同)

水路の管理 ・水路2.5㎞、年2回 清掃、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検 (年2回及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り (約0.1ha　年3回)
共同取組活動

・花植栽地の除草 ・畦畔への景観作物植栽
共同取組活動

生産性･収益向上活動

農作業の受委託推進 (話合いの実施)
共同取組活動

担い手定着活動

農地の面的集積(話合いの実施)
共同取組活動

その他の活動

・花山寺跡地清掃管理 ・集落に生息する植物の名称や案内板の設置
共同取組活動

3．ふるさと保全マップの作成・実践

地域の人々による目標（保全マップ）作成時には、集落の長所を見つけ集落全体で共有を図り、具体的な将来の集落の姿をイメージしながら、集落の文化遺産に配慮した農地の保全に向け作業を進めた。個人の思いを保全マップに集約させ、集落全体の合意形成がより良く図られた。保全マップの作成・実践により植栽した花や永年性草木は、地域の人にとっても毎年花の咲く時期が楽しみとなり、交流活動が活性化してきている。

〈ふるさと保全マップ〉

こうした活動を通して、みやぎ地域おこしマイスター（三島氏）を介し、亘理町称名寺より大賀ハスと椎の木（天然記念物）の実生より育てた苗木の提供を受けることとなった。今後さらに、周辺整備を進め、イベントの企画等で都市との交流促進を図って行くこととしている。

これまでの活動の成果が形となって現れた結果、少しずつではあるが保全マップの実践に向け、地域がまとまり作業を進めていくこととしている。

[平成16年度までの主な効果]
○地域の人々の目標を集約し、集落ウォッチングマップ及び保全マップを作成
○集落に生育している植物の名称や案内板の設置
○多面的機能増進活動に伴う景観の保全(H16は、亘理町称名寺より大賀蓮･椎の苗木を譲り受け植栽)

＜農地の保全管理に特徴のある事例＞

○農業施設の共同管理、農用地利用集積の推進

１．集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県由利本荘市（ゆりほんじょうし） 上川内第２（かみかわうちだい）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
71ha	水稲、ソバ	－	－	－
交付金額 608万円	個人配分分			32.0%
	共同取組活動分（68.0%）	農地法面、農道、水路の点検等		20.2%
		多面的機能増進活動（景観形成作物作付）		5.9%
		生産性向上・担い手定着（会議）		11.9%
		リーダー育成		2.3%
		農用地に関する事項（畦畔の除草）		22.7%
		その他（事務費・水路改修基金積立）		5.0%
協定参加者	農業者 79人			

２．活動内容の概要

当地域の４集落において、集落を越え農用地を持つ農家や農業従事者の高齢化、離農等から、農道・水路等施設の維持や農用地の荒廃が懸念され、各集落や集落合同での話し合いを重ねた。複数集落によって構成されることで共同取組に支障がないか等の意見もあったが、将来的には地域人口の減少も予想されることから、地域全体が相互に支え合って農用地保全と集落維持を推進するため、合意が形成され協定締結に至った。

当地域は、交付対象地・非対象地が混在しており、関連する水路・農道等の施設の規模や管理形態も広域に渡るなど、平等な同一管理が難しい面もあるが、集落の互助体制の強化を目的として対象外農用地にも管理費用を支払うことで、地域が一体となった取組を実施している。取組を具体化するため、各集落ごとの事業計画と広域的な計画とを持ち寄って相談し、段階的な実現を図っている。

また、認定農業者の確保など担い手育成の呼びかけを行い、将来的には協定地域での作業集団等の設立を目標に、地域を支える体制整備の環境作りをしている。

〈環境美化運動（ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞの植栽）〉

〈水路の補修〉

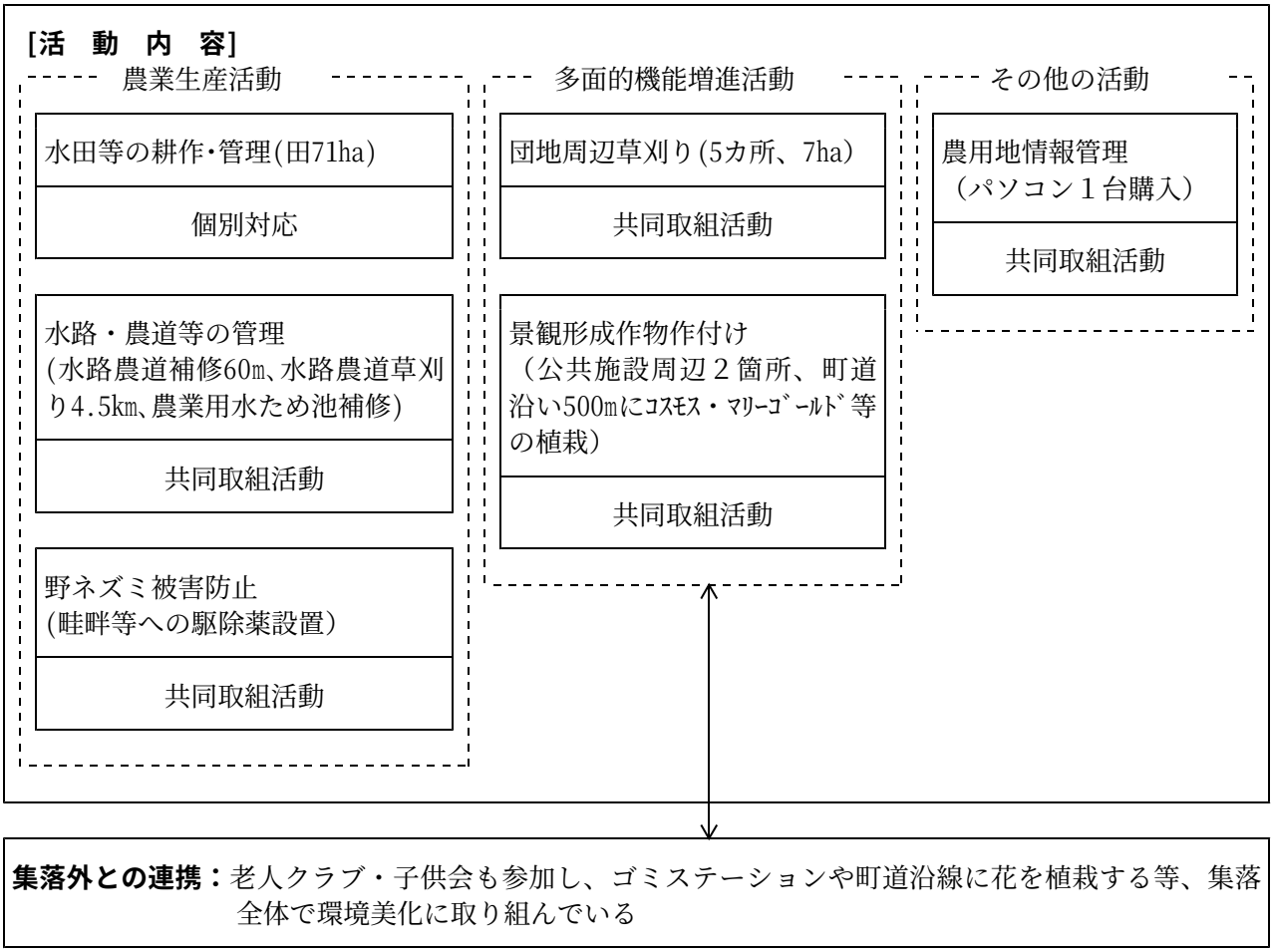

３．農地の保全管理に係る取組

交付金配分を共同取組活動に多く充てることにより、非対象農用地についても病害虫防除の草刈り（一斉作業）を行い、集落全体での連携した管理作業の効率化や、農業者間の協調性と互助的意識の向上が図られた。

また、パソコンの購入により、集落内農用地等の情報整理が容易となり、農用地の利用集積に向けた体制を整えることができた。

集落の課題として、将来的に担い手不足に陥ることが懸念されており、基幹的農作業（田植、収穫等）の効率化を図るため、農作業の受委託、担い手への利用集積を推進するとともに、集落営農組織の設立に向けた農業機械の共同利用等を今後の目標と位置づけ、集落マスタープランを作成することとしている。

[平成16年度までの主な効果]
○認定農業者の新規確保　２名
○水路農道管理（草刈り）　4.5km
○景観形成（コスモス・ひまわり植栽）　施設周辺２カ所、町道沿い500m

＜農地の保全管理に特徴のある事例＞

○農道整備の実施

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県西予市三瓶町　津布理（せいよしみかめちょう　つぶり）			
協定面積	田（0%）	畑(100%)	草地	採草放牧地
47ha	―	かんきつ類	―	―
交付金額	個人配分分			50%
545万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成		4%
		集落会合費		2%
		鳥獣害駆除設備費		1%
		水路･農道管理費		11%
		農用地管理費		29%
		研修費		3%
協定参加者	農業者 80人			

２．活動内容の概要

当地区は、中央に河川が流れ左右に山の急斜面を切り開いた樹園地での温州みかん、中晩柑を中心とする柑橘地帯である。かんきつ栽培のための灌漑施設の整備、共同利用、病害虫防除の共同作業等の必要性から、集落において連帯意識が高まりつつあった。このような集落の機運と地元の農業委員の働きかけにより集落協定の締結に至った。

そして、集落で農地の耕作・管理、水路・農道の管理、鳥獣害対策として柵や電気柵の設置、農業機械の共同購入・共同利用等に取り組んだ。

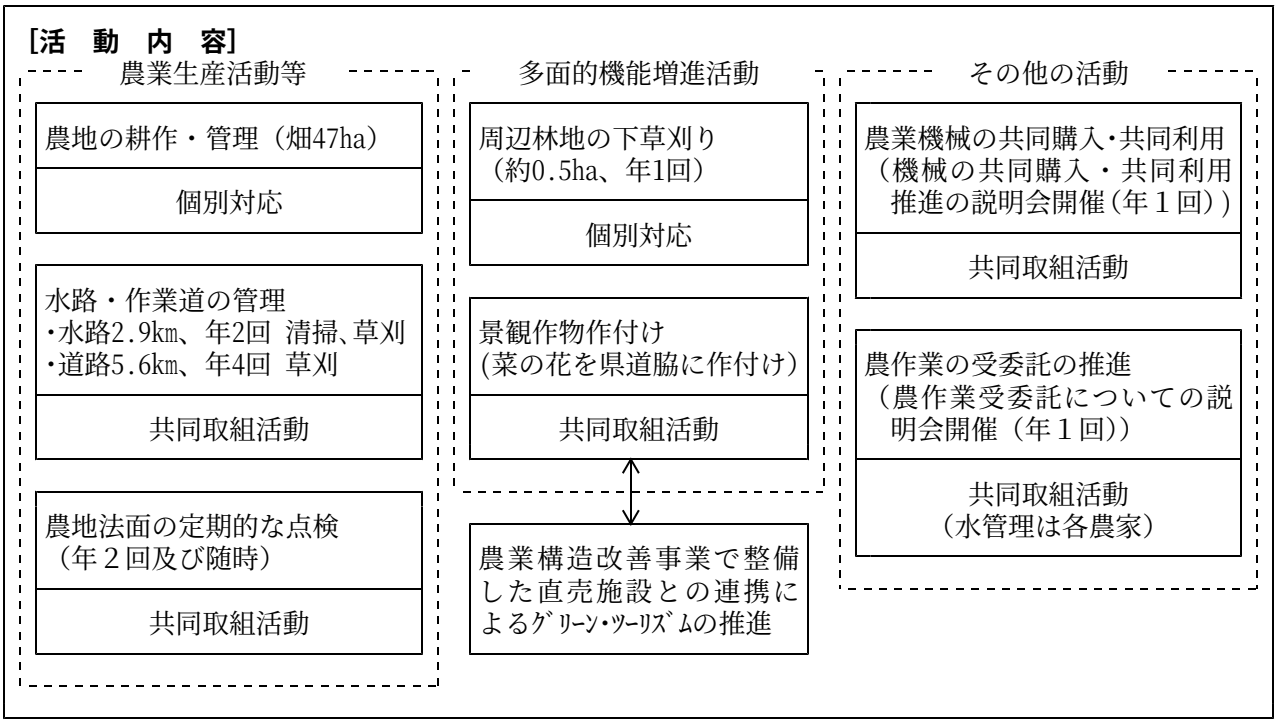

３．農用地の保全管理の取組

重機の使用や積極的な集落協定者の参加により、農道の管理がなされ、車両の乗り入れがスムーズになっている。重機により農道法面の草を一気に刈り取り、その後を参加者が刈り取られた草を掃いて、農道の路面や斜面をきれいに整備している。刈り取れなかった草は、参加者が持ち寄った草刈機で丁寧に刈り取っている。共同機械の利用により、手作業のときの半分の人数、半分の時間で、作業を行うことが出来、格段に効率化が進んでいる。また、作業が同時に大勢で行われるので、天候や通行車両の影響を受けにくく、また作業後は参加者が一同に会し、情報交換などのコミュニケーションの時間に当てている。

また、その他の活動として、当集落では、農作物の鳥獣被害に悩まされており、イノシシ防止用の柵や電気柵を設置している。

右の写真は捕獲用檻で捕らえたイノシシの写真である。今年度においては、子供のイノシシを二匹と、体重60kgを超えるイノシシを三匹捕まえることが出来た。

しかし、捕獲檻に対するイノシシの学習性のため捕獲数が年々減少しており、電気柵や鉄筋柵の整備が急がれている。園地毎に柵を設置したのでは効果が薄いため、現在集落間で柵の設置範囲について、熱心に協議を進めているところである。

〈農道の補修・清掃活動〉

〈鳥獣害対策におけるイノシシの捕獲〉

［平成16年度までの主な効果］

○集落の農用地の管理体制について地図を用い、管理方法、担当者等を明記し、協定者の余暇が以前の1.1倍に増加するなど効率的な体制を実現

○集落での大型機械の共同利用による農道整備の効率化・低コスト化により、機械導入以前と比べて、半分の人数、半分の時間で作業をすることが出来た。

○イノシシ防止用の柵及び電気柵の設置により鳥獣被害を防止し例年の被害に対して％の減少となった。

＜農地の保全管理に特徴のある事例＞

○景観作物の作付や農道のコンクリート舗装を実施

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県東温市（とうおんし）　下林（しもはやし）			
協定面積	田（99%）	畑（1%）	草地	採草放牧地
57.9ha	水稲・麦・野菜	野菜	ー	ー
交付金額	個人配分分			50%
1,029万円	共同取組活動分（50%）	農道水路の維持管理		5%
		農道改修（舗装）		8%
		多面的機能増進活動（約6ha）		3%
		積立金等		34%
協定参加者	農業者 128人、2土地改良区（構成員321人）			

２．活動内容の概要

当地区は近年の厳しい農業情勢に加え、少子高齢化により農業後継者不足が懸念されていたが、平成４年度から施行されていたほ場整備事業が平成12年度竣工されたことにより、安定した農業経営の確立や地域の活性化が期待されるようになった。

このほ場整備事業の推進母体となっていた地元土地改良区が中心となり、耕作放棄地の発生防止や多面的機能を確保しつつ、安定した農業生産活動の維持を目指して協定を締結した。

当集落では、多面的機能増進のための景観作物（レンゲ）の作付推進や、農作物の品質保持及び農作業の効率化を図るため、ほ場整備内の農道（砂利舗装）をコンクリート舗装に改修するなどの活動に取り組んできた。また、機械コストを低減し、生産性の高い農業経営の実現を図るため、共同利用機械購入に向けた集落内での話し合いや先進地視察研修を毎年実施するなど、活発な取り組みが行われるようになった。

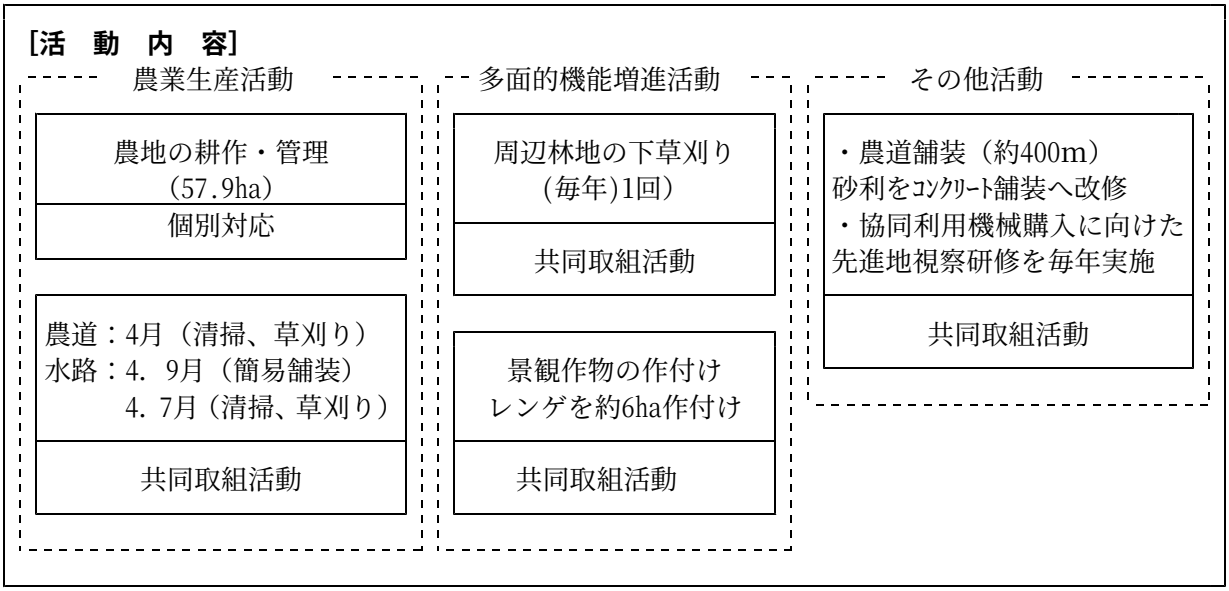

３．特徴ある農地の保全管理の取組

集落内の農道は砂利舗装が多く、耕作車等が通るたびに粉塵が舞い上がり周辺農作物に付着し品質や生産性の低下を引き起こしたり、運搬中の振動が激しく荷傷みが生じていたが、農道をコンクリート舗装に改修したことにより、農作物の品質向上と生産性が向上した。また、大雨による農道の流亡がなくなり農道補修にかかる労力と維持管理費の節減を図ることができた。この舗装作業には協定参加者のほか集落内の非農家も参加し、生コン等原材料費は市からの補助を受け今年度までに約400mの舗装を行なうことができた。

このほか、農用地の持つ多面的機能の維持及び景観形成保全のため、地力増進につながるレンゲの作付けを推奨し、適正な農用地の維持管理を呼びかけた結果、集落内の農用地約６haに作付けされ、地域ぐるみで農用地保全や景観形成の意識が芽生えるようになった。

〈非農家も参加し農道を改修〉

〈景観作物（レンゲ）の作付〉

[平成16年度までの主な効果]

○景観作物（レンゲ）を約６ha作付し、多面的機能の増進を図った。

○ほ場整備内の農道（約400m）をｺﾝｸﾘｰﾄ舗装に改修したことで、農作物の品質向上及び農道の維持管理経費の節減等、農業生産活動の向上が図られた。

○協同利用機械購入に向けた先進地視察研修（約30人が参加）を実施し、集落営農に向けた集落内での話し合いが活発になった。（16年度までの積立金：約1,300万円）

＜農地の保全管理に特徴のある事例＞

○花いっぱい運動とイベントの開催で地域の活性化

１．協定締結の概要

市町村･協定名	佐賀県　鳥栖市（とすし）　神辺地区上の車（こうのえちくうえのくるま）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
5.4ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			48%
113万円	共同取組活動分（52%）	道路水路管理費		24%
		多面的機能増進活動		19%
		リーダー育成		9%
協定参加者	農業者　14人			

２．活動内容の概要

農業生産活動として、農地の法面の点検、柵等の設置等による鳥獣被害防止対策、農道、水路の維持管理を行っている。

今回の集落協定締結を機に、共同活動の一環として、急傾斜の法面に景観作物を植栽するなど、集落を花でいっぱいにしようと「花いっぱい運動」に取り組むようになった。

また、水田を活用して都市住民や地元の幼稚園児を対象としたイベントを開催し、都市と農村との交流に取り組んでいる。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田5.4ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  - ・水路0.8km、年2回、清掃、草刈り
  - ・道路0.4km、年4回、草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年５回）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（防護柵1,150mの設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物等作付け（転作作物等としてあじさい、れんげ等を約800㎡作付け、れんげの開花時期には幼稚園児を招き自然に親しむイベントを開催）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 鯉やうなぎのつかみ取り大会を開催（小学生を中心に毎年７月に田に水を張り鯉やうなぎのつかみ取り大会を開催）
  - 共同取組活動

３．農地の保全管理の取組

当集落は、昭和56年度にほ場整備を実施したが、近年、法面や水路等の老朽化が進んでおり、特に必要なところについては共同作業により修復を行ってきた。

地域内の農業従事者は他の中山間地域と同様に高齢化が進んでおり、後継者不足で耕作者の確保も難しい中、農用地の保全管理を第一の目標として本制度を導入した。農地の法面崩壊を未然に防止するための定期的な点検、協定農用地への柵・ネット等の設置による鳥獣被害防止対策等を行うとともに、急傾斜の法面に、あじさいやつつじ、桜等の景観作物を植えて農地の保全を図っている。

また、次世代を担う子供たちに土に親しんでもらうことを目的に、田に水張りし、鯉やうなぎなどの「つかみどり大会」等のイベントを開催し、都市と農村との交流に取り組むなど、農地の多面的機能の増進を図っている。

〈景観作物の植栽作業〉

〈鯉・鰻つかみどり大会の開催〉

［平成１６年度までの主な効果］

○　鳥獣害による被害の減少（防止柵1,150mの設置）
○　水路・農業道の継続的な維持管理　　年２～４回
○　農地の法面崩壊を未然に防止するための定期的な点検　　年５回
○　「花いっぱい運動」の展開
　　景観作物(あじさい、つつじ、桜等)、緑肥作物(れんげ)の作付け　　計800㎡（300本）
○　水田を利用した鯉・鰻つかみどり大会の実施　　総参加数80名

＜農地の保全管理に特徴のある事例＞

○集落まるごと囲んで獣害防護柵設置

１．集落協定の概要

市町村･協定名	大分県宇佐郡院内町羽馬礼（うさぐんいんないまちはばれ）			
協定面積	田（99%）	畑	草地	採草放牧地
16.7ha	水稲	野菜等	―	―
交付金額	個人配分分			50%
351万円	共同取組活動分（50%）	獣害防止柵の共同設置		50%
協定参加者	農業者　15人			

２．活動内容の概要

院内町羽馬礼集落は院内町の南端、恵良川の最上流にあり、標高470m～540mの山間地に位置している。

主産業は農業（水稲作）と林業であるが、担い手の高齢化に伴い、生産活動の継続が困難になることが懸念されており、山林に囲まれた立地条件からイノシシやシカによる農作物への被害が大きく、生産活動意欲の低下を招いていた。

このような状況の中、獣害の被害を減少させ、集落の農地保全、生産意欲の向上を図ることを目的として協定締結を行った。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田16.7ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理 清掃、草刈り（年２回）／共同取組活動
- 獣害対策：防護柵の管理 5,150m／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（0.4ｈａ）／個別対応

その他の活動

- 文化の伝承活動
  - ・観音様祭り
  - ・おせったい（弘法様）
  - ・盆踊り

  共同取組活動

３．特徴ある農用地の維持管理の取組

本集落ではイノシシやシカによる農作物の被害が年々増加し、一夜にして農作物が壊滅するなど集落住民は大きな被害を被っていた。そこで、平成13年度から協定を締結し、県が推進する「誇りと活力ある村づくり1000プロジェクト」の取り組みと連携した獣害対策用の柵を設置することとした。

イノシシやシカは夜行性であるため、駆除が困難であるとともに、従来の電気柵では電線への草の接触によるショートを防止するための草刈りが必要などの保守・管理作業が大変であることから、電気柵より管理が容易で丈夫な鉄製のフェンスを用いて防護柵を設置した。防護柵として鉄製のフェンスを用い、農用地だけでなく集落全体を囲むよう設置した。

防護柵の総延長距離は 5,150mになり、集落そのものを囲い込んだため、農作物への被害が激減し、農用地の保全が図られるとともに生産意欲の向上につながっている。

〈防護柵の設置状況〉

〈集落入口道路への防護策設置（開閉式）〉

［平成16年度までの主な効果］

○鉄製フェンス防護柵の設置：5,150m

○防護柵の設置によるイノシシ、シカの農作物被害の減少

被害面積：10ha(取組前)　→　３ha（H16）

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○無人ヘリコプターによる共同購入・共同防除の取組

１．集落協定の概要

市町村･協定名	北海道芦別市（あしべつし）　新（しんじょう）　城３			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
76ha	水稲、そば等	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
1,563万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路管理		19%
		多面的機能増進活動		1%
		生産性・収益性の向上、担い手定着等		30%
協定参加者	農業者 19人			

２．活動内容の概要

傾斜地の多い本地域では、農作業による労働加重等による問題が発生し、離農や耕作放棄地の発生が懸念されるため、対象農地に係る法面の点検・草刈りも共同取組活動として位置付け、非交付対象者も参加し集落全体で実施している。

特に主要農作業の一つである防除作業は、無人ヘリコプターの導入によって、適期防除や作業の軽減が図られた。

また、休耕する畑地帯には、土壌流亡や雑草を抑制する効果も期待できる緑肥作物（アンジェリア）を作付けし、年々面積を増加しながら景観作物としても利用している。

［活　動　内　容］

農業生産活動等

- 農地の耕作・法面草刈点検（田76ha）
  - 個別・共同取組活動
- 水路・作業道の管理
  - ・水路の草刈り（年１回）
  - ・水路補修工事（トラフ設置1.5km等）
  - ・農道の草刈り（年２回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物の作付け
  - ・休耕の畑地に景観緑肥（アンジェリア）を作付（5ha）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械・施設の共同購入
  - ・無人ヘリコプター１台
  - ・集会所建設１棟
  - 共同取組活動
- 担い手育成、確保
  - ・農業法人視察研修（13名）
  - 共同取組活動
- 農作業受委託・共同作業
  - ・無人ヘリコプター共同防除（60ha×3回）
  - ・土壌改良資材の共同購入・共同散布（10ha）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携：集落会館の建設により、他地域からの交流の場（農作物の作付体験、収穫等の拠点）として開放している。

３．機械農作業の共同化の取組

当時、芦別市でも無人ヘリコプターで防除する組織があったが、機体の更新や適期防除など不安な面も多々あり、また、新城地域は傾斜地が多いため防除作業が大変であった。このため、新城地域全体で購入を考えたが、比較的平坦地の集落で参加はなく、隣接する１集落との共同購入となった。（Ｒ－ＭＡＸ：１機）

導入後は、集落の全域を防除する結果となったため、水稲防除の省力化が図られ、他の作物への労力分散につながった。また、適期防除が可能となり集落内の米の製品仕上がりが概ね均一となった。今後は、規模拡大に向けた若手オペレータの育成を図り、畑作への適用も視野に入れている。

しかし、機体のメンテナンスや保険などの維持管理コストが予想以上の負担（約600千円／年）となり、既存の防除組織との協力体制が必要と感じている。

〈無人ヘリコプター（Ｒ－ＭＡＸ）による農薬散布状況〉

４．認定農業者育成の取組

本制度の共同取組活動を通じて、集落営農への意識向上を図るとともに、更なる生産に係る労力やコスト削減を図るため、法人化を視野に入れた類似地域への訪問研修や農業経営改善支援センターの指導を受けている。

［平成16年度までの主な効果］

○対象農用地をはじめとする水路・農道の適正な管理
○水路補修工事（土水路からトラフ装工への整備：1.5㎞）
○景観作物の作付けによる雑草抑制効果（アンジェリア5ha）
○集会所建設による他地域との交流促進（体験農園に20人参加）
○無人ヘリコプターによる共同防除（60haで実施（協定農用地面積の79%））
○認定農業者の育成（３名）

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○コントラクター組織の設立・運営による農作業の効率化

１．集落協定の概要

市町村･協定名	北海道広尾郡忠類村（ひろおぐんちゅうるいむら）　忠類（ちゅうるい）			
協定面積	田	畑	草地（100%）	採草放牧地
3,027ha	―	―	牧草	―
交付金額	個人配分分			20%
4,738万円	共同取組活動分（80%）	多面的機能増進活動		10%
		生産性・担い手の定着		60%
		その他		10%
協定参加者	農業者　114人			

２．活動内容の概要

忠類村では、一部地域で共同作業が実施されているほかは、村全体で事業を実施するような共同化の意識はあまり高くなく個別作業が主流であった。

しかし、農業労働不足、高齢化等の問題が少しずつ表面化していることもあり、長年の検討事項であったコントラクター事業（飼料生産受託事業）の実施が可能となったことから、集落協定を締結した。

集落の考え方を尊重し、農業者自身で構成された「集落代表者会議」を設立し、広域な協定を締結するための合意形成が進められた。

また、集落内においても共同取組活動などを勉強するため、北海道が実施する集落代表者会議への積極的な参加、他市町村への先進的事例調査等を実施した。

その他、集落協定の会計経理などを適正に行うため、集落代表者会議に事務局を設置し、専従職員２名で事務に当たっている。

また、農業用廃棄物等の処理により環境美化の意識向上など、全村的に今後の農村環境整備に対する取組が浸透してきている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理(3,027ha) 個別対応	農業用廃棄物の処理(92ｔ) 共同取組活動	コントラクター事業の実施(381ha) 共同取組活動
水路・農道等の管理・確認、調査 共同取組活動	景観作物の栽培（3,107m） 共同取組活動	土壌改良剤の散布等（222,060kg） 共同取組活動
	農村環境整備・花壇設置等（91箇所） 共同取組活動	

３．機械・農作業の共同化の取組

平成１３年度の協定締結を契機に交付金を活用して農作業機一式を購入し、労働力不足・労働負担軽減対策としてコントラクター組織を設立した。

スタートしたコントラクター事業の作業内容は、平成１６年度には、１番牧草収穫作業（３８１ｈａ)、２番草収穫作業（１６６ｈａ)、コーン収穫作業（８７ｈａ)、堆肥散布作業（9戸)、尿散布作業（１５戸)、堆肥移動作業（2戸）等を実施した。

集落の地区代表が集まり、具体的な活動事例などの情報交換により、共同取組活動推進の意識向上につながったことやコントラクター組織が設立されたことにより、農作業の負担軽減が図られたことと農家個々の所有作業機械の削減が図られるなどの効果があった。

なお、協定を締結することにより、薄れがちだった「話し合い」が復活し、将来のことを話し合える気運がでてきたことにより、集落協定を締結している農業者のみの話し合いではなく、全村的な意識改革が図られたことにより、平成１７年度からＪＡにおいてもコントラクター事業を取り組むまでに至った。

〈コントラクター事業による牧草収穫・尿散布作業〉

［平成16年度までの主な効果］

○コントラクター事業の実施による営農の効率化・低コスト化381ha)
○集落での農業用廃棄物等の処理による環境美化の意識向上（処分量92ｔ）
○集落の農用地の管理について計画的に土壌改良剤(222,060kg)、草地更新(159ha)を行い、協定地の土壌健全化を実現

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○機械の共同利用及び共同作業による効率化

１．集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村・協定名</td><td colspan="4">岩手県岩手郡葛巻町（いわてぐんくずまきまち）　上外川（かみそでがわ）－１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協　定　面　積
35ha</td><td>田</td><td>畑</td><td>草地（100%）</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>牧草</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">交　付　金　額
136万円</td><td colspan="4">個人配分分　0%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共同取組活動分
（100%）</td><td colspan="3">農業機械の共同利用　100%</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>協 定 参 加 者</td><td colspan="4">農業者　6人</td></tr>
</table>

２．活動内容の概要

上外川－１集落（６戸）の対象農用地は、標高1,000mに位置する急傾斜と緩傾斜地からなる草地である。本制度発足以前から、農業用機械施設の共同購入及び共同利用を実施していたが、既存の集落活動の強化及び新たな共同作業の推進を図るため、集落協定を締結した。

共同取組活動としては、共同機械を利用した共同作業や地力の増進と堆きゅう肥の有効活用を図るため、畜産農家と耕種農家との連携により、堆きゅう肥の施用を実施し、良質な牧草の生育に努めている。

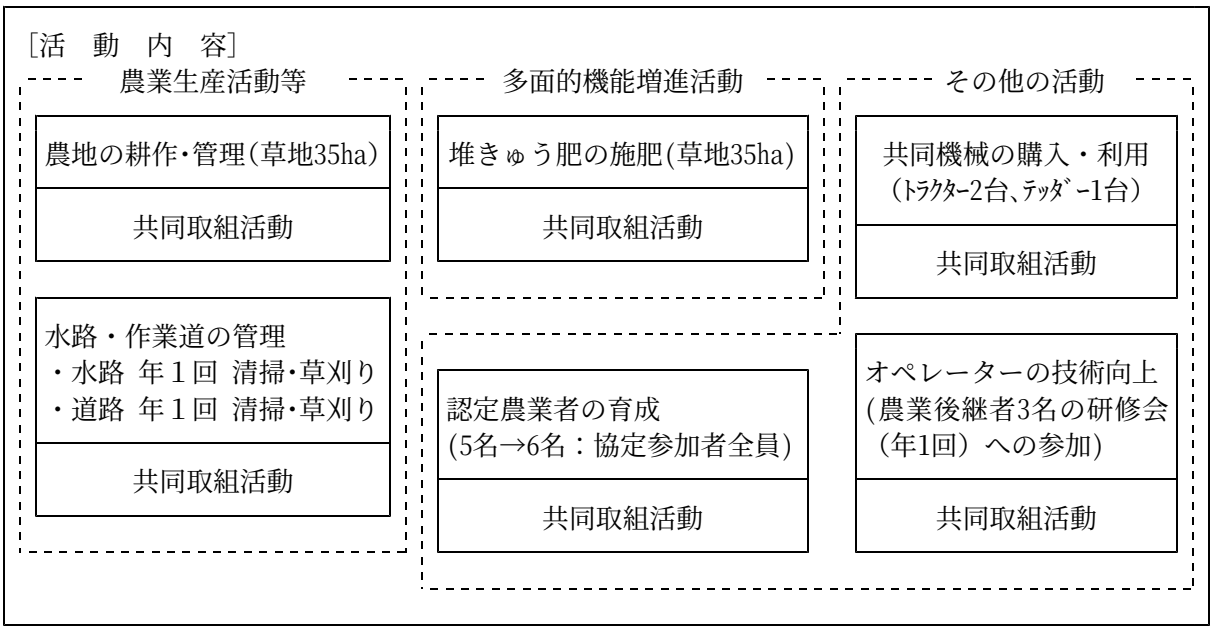

３．機械、農作業の共同化の取組

機械・農作業の共同化の取り組みの主な内容は、乳牛の飼料となる牧草の刈り取り作業である。本制度を活用して、トラクター２台、テッダー１台を共同購入し、既存のロールベーラー１基と含めて共同利用したことにより、作業時間の短縮化が図られ、効率良く共同作業が行われるようになった。

作業の効率化が図られたことによって、人件費の節約と無駄なく牧草の刈り取りができるようになったことから、生産性・収益性の向上につながっている。

また、良質な牧草を生育するため、カウコンフォートに係る研修会へ農業後継者３名の参加などオペレーターの技術及び知識向上を目的とした研修会に派遣している。

この当地域は、本制度発足以前から、受け皿としての採草搾乳組合が存在したことから、共同作業を実施してきたが、作業時間の短縮等、効率的な共同作業が一層推進されるようになった。

今後は、農業後継者（３名）も定着してきていることから、農業後継者の育成として技術及び知識向上に努め、作業の共同化、機械の共同利用を一層推進し、将来にわたり持続可能な集落の活動を目指すこととしている。

〈牧草の共同作業〉

〈共同購入したテッダー〉

[平成16年度までの主な効果]

○認定農業者の育成（６経営体）集落協定者全員が認定
○トラクター２台、テッダー１台の共同購入及び共同利用
○地力向上の取組及び堆きゅう肥の有効活用（草地35haに施肥）
○技術向上のため研修会へ農業後継者３名参加（カウコンフォート研修会）
○道水路の清掃及び草刈りの定期的な実施（年１回）

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○機械利用組合を核とした共同機械利用の取組

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山形県山形市　上野中山間管理組合（やまがたし　うわのちゅうさんかんかんりくみあい）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
53．3ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			４７％
1,119万円	共同取組活動分	共同利用機械購入費		３６％
	592万円（５３％）	多面的機能増進活動費		１１％
		研修会費・その他		６％
協定参加者	農業者112人、上野町内会、上野活性化協議会、龍湖土地改良区、上野農事実行組合、上野機械利用組合、ＺＡＯスカイワーク(防除組合)、ＵＡ育苗(上野育苗)			

２．活動内容の概要

当集落は山形市の南東部名峰蔵王山麓に位置し、戸数200戸余り、平均50ａ程の小面積を耕作する第２種兼業農家が中心の農業集落である。

各農家の耕作面積も少なく，高齢化が進行する中、地域の多くの農家が参加している機械利用組合や防除組合を中心に、制度対象の有無に係わらず地域保全は全員でとの考えから、既存の営農集落の範囲で協定を締結した。また、近隣の集落協定（上野若瀬）と「上野中山間直接支払制度運営委員会」を結成し、活動方針や今後のあり方等について話し合いを実施している。

共同取組活動として、共同機械の購入やオペレーター研修、担い手育成、機械の共同利用化、作業の受委託や共同化を図っており、他にも道水路管理、畦畔等の農地管理や多面的機能増進活動として、景観作物の作付や花壇造り、流しそうめん祭りやそば祭り等イベントを通しての都市住民との交流(グリーン・ツーリズム)に取り組んでいる。

〈児童との花壇環境整備〉

〈代掻きの共同作業〉

[活動内容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理(田53.3ha) 個別対応	景観作物作付け （コスモスを約１ha作付） 共同取組活動	共同利用機械の購入・共同利用 （協定参加の機械利用組合によるコンバイン、フォークリフト、軽トラック、ラジコンヘリ購入） 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路、春に点検整備 稲作期間は水管理常時 ・道路、春に点検整備 （機械による刈払い） 共同取組活動	沿道の花壇造り・管理 （蔵王第２小学校、児童養護施設山形学園、やすらぎの里（特老）なども参加。ﾅｽﾀﾁｭｰﾑ,ｻﾙﾋﾞｱ,ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ等6000株を定植） 共同取組活動	農作業オペレーターの養成 （後継者育成のため研修参加,免許取得への助成） 共同取組活動
農地法面の定期的な点検(随時) 共同取組活動	流し素麺祭り（約1200人の入場）、蕎麦祭り、豆腐・味噌作り等のイベントによるグリーン・ツーリズムの推進 共同取組活動	農作業の受委託 （機械利用組合による委託の他参加団体による共同防除,水稲苗の供給などを実施。） 共同取組活動

３．機械・農作業の共同化に係る取組

機械・農作業の共同化に係る取組として、機械利用組合と連携して、コンバイン４台、フォークリフト１台、ラジコンヘリ１機、ヘリ運搬用軽トラック１台、草刈のインプルメント１基、トラクター４台、軽トラ１台、ライスセンター（50ha）などの共同機械の購入や、オペレーター研修、担い手育成、機械の共同利用化、作業の受委託や共同化を行っている。耕耘・代掻き作業は約30ha、ラジコンヘリ等による共同防除(病害虫防除)は約50ha、刈り取り収穫作業は約35ha、籾乾燥・調製は約40haを受託し、毎年増加している。今後は、さらに農用地の集積化を図ることとしている。

〈ラジコンヘリの共同購入〉

[平成16年度までの主な効果]

○　共同利用の機械購入による機械利用組合の活動が充実。
○　大型機械の共同利用による営農の効率化･低コスト化。(協定面積の50%以上で実施)
○　そば祭り等のイベントを通じて地域の交流が図られ、協力体制が確立。
○　景観作物の作付け、花壇の整備等で学校や福祉施設，都市住民との交流により、地域の環境形成が図られ地域が活性化。
○地元で収穫した大豆を使って、豆腐や味噌を作る講習会を実施。(国民文化祭H15年)

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○地域農業の自立を目指して

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山形県東田川郡朝日村　中村（ひがしたがわぐんあさひむら　なかむら）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
57ha	水稲・ソバ	－	－	－
交付金額	個人配分分			47%
1,200万円	共同取組活動分（53%）	リーダー育成費		7%
		農道、水路の補修		16%
		共同機械購入		10%
		その他		20%
協定参加者	農業者　29人			

２．活動内容の概要

中村集落は朝日村の中心部より北約８㎞に位置し、月山や湯殿山に近い中山間地域であり、冬期には積雪が３m以上にもなる豪雪地帯である。集落内の農地は、傾斜が大きく作業効率の悪い農地がほとんどであることから、耕作放棄地が増加し、将来の集落の農業が懸念されていた。

このため、遊休農地の解消と生産コストの軽減の必要性から集落協定を締結し、本制度に取り組むこととなった。

共同取組活動としては、対象とならない集落内の農地や周辺の林地の維持管理についても、参加者総出により共同作業等を実施している。

また、集落に残る伝統芸能「中村神楽」を今後も保存していくため、共同取組活動費で衣装やノボリの購入も行っている。

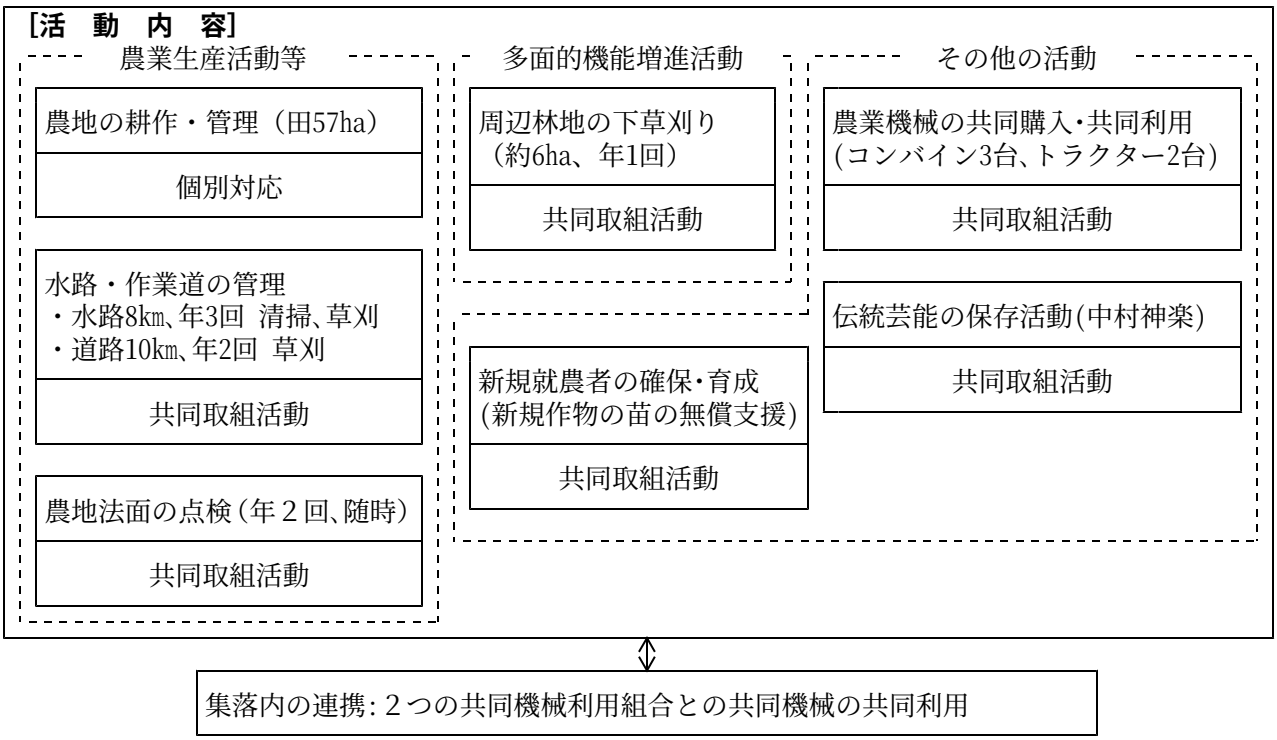

３．機械・農作業の共同化に係る取組

制度開始以前より集落内で組織化が行われていた３つの共同機械利用組合があり、その組合を中心にコンバイン（３台）やトラクター（２台）などの大型農業用機械を共同購入し、共同利用している。

集落の将来の担い手を育成するため、新規就農者に対しての支援として、行者ニンニク、うるい、みょうが、りんどう等の特色ある転作作物にも取り組みやすいように、苗を無償で提供している。

〈共同機械による共同作業〉

〈水路の共同作業〉

［平成16年度までの主な効果］

○　農家集落の農用地の管理体制について地図を用い、管理方法、担当者等を明記し、効率的な体制を実現

○　３つの機械利用組合が２つに統合され、稲刈り等の作業受委託等共同化への意識が高まり、農業生産法人化を目指している。

○　新規就農者の確保（１名）

○　共同機械（コンバイン３台）の共同利用による収穫面積（47.9ha）

○　受託組合への農作業受委託（1.4ha）

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○機械の共同利用によるソバを中心とした地域づくり

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山形県天童市（てんどうし）　田麦野（たむぎの）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
33.8ha	水稲、ソバ、ネギ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
583万円	共同取組活動分 (50%)	水路・農道の維持管理費		11%
		共同利用機械購入費		23%
		多面的機能増進活動費		10%
		その他		6%
協定参加者	農業者46人、田麦野そば栽培組合（構成員4名）、山口・田麦野土地改良区田麦野維持管理委員会			

２．活動内容の概要

協定以前は、山村振興等農林漁業特別対策事業等により、農道や集落公園の整備等のハード事業に取り組んでいたが、小規模経営、農業者の高齢化など地域農業が抱える課題の解決や、農業者個人の経営状況を改善するまでには至っていなかった。

こうした状況を踏まえ、集落営農や目指すべき集落の将来像を実現するため、田麦野地区山村振興協議会、田麦野地区地域づくり委員会の委員が中心となり、合意形成を図り、協定の締結に至った。

交付金を有効活用するため、集落営農や集落の将来像について、話し合いを行いながら活動に取り組んでいる。具体的には、水路・農道の管理や整備、農村景観を醸成するための稲杭掛け等を実施している。

また、転作田を利用したネギ等の生産による高収益型農業の推進や、ソバ用コンバイン等の共同利用機械の導入により労力の軽減を図っている。

新規作物として導入したソバについては、田麦野そば栽培組合が地域農業の担い手となって機械の共同利 用を推進し、栽培面積の増加や地域の特産品化を実施 している。更に、ソバを中心とした地域づくりを目指 して、ソバを活用したイベント「１日そば屋」等により都市住民との交流を促進し、地域の活性化を図っている。

〈ネギの栽培〉

〈稲杭掛け〉

〈コスモスの植栽〉

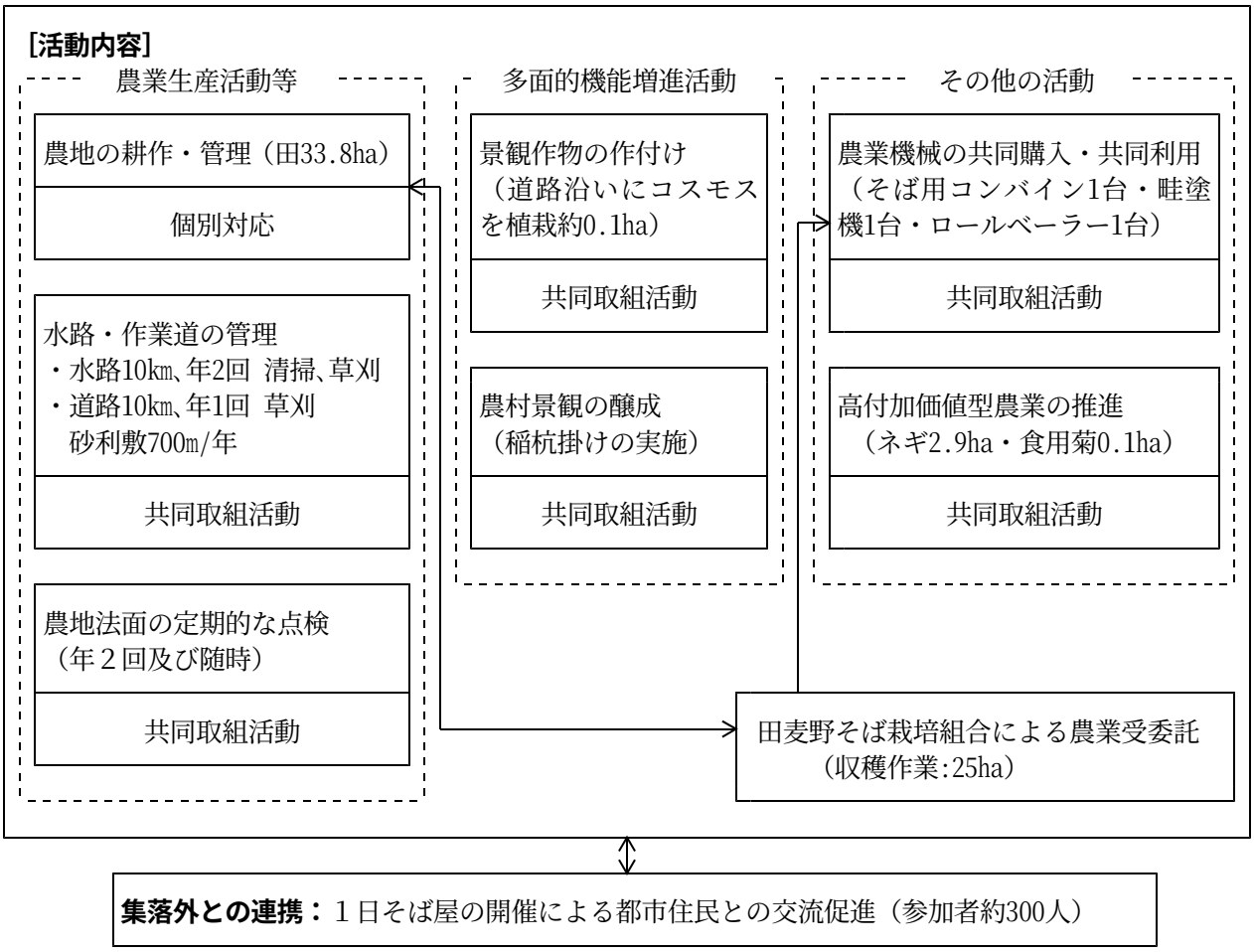

３．機械・農作業の共同化の取組

田麦野集落では、田麦野そば栽培組合を中心として集落の環境に適合する新規作物のソバを導入し、地域の特産品として振興している。ソバを特産品化するためには、栽培面積の拡大による生産量の増加を図る必要があることから、機械化による労働力の軽減と作業の効率化を図るためソバ用コンバインを導入した。コンバインの共同利用を推進することで設備投資の抑制による経費の削減を実現し、高収益型農業を確立している。

さらに、資源の有効活用が叫ばれる中、ロールベーラーを導入し、積極的に資源循環型農業の展開を実施している。

また、中山間地域の農地については、畦畔が崩壊する危険性が高いことから、畦塗機を導入し、共同利用を進め、畦畔の補修による農地の保全を図っている。

このように、共同利用機械の整備により、高収益型・資源循環型農業を展開するとともに、農地の保全を進めることで地域農業の振興を図っている。

[平成16年度までの主な効果]

○高付加価値型農業の推進としてねぎの栽培（2.9ha）、食用菊の栽培（0.1ha）
○農村景観の醸成として稲杭掛けの実施（5.3ha）
○多面的機能増進活動として景観作物であるコスモスの植栽（0.1ha）
○機械の共同利用（ソバ用コンバインの利用面積　2.5ha）
○１日そば屋の開催による都市住民との交流促進（参加者　約300人）

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○共同機械の購入で農作業の省力化

１．集落協定の概要

市町村･協定名	静岡県掛川市（かけがわし）　原田久居島（はらだひさいじま）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
7.5ha	―	茶	―	―
交付金額	個人配分分			0%
87万円	共同取組活動分（100%）	共同機械購入費		100%
協定参加者	農業者 10人			

２．活動内容の概要

(1)協定締結の経緯

農地の大部分を茶畑が占める当地区では、急傾斜地の中山間地域という厳しい条件のため機械化が思うように進まず、特に茶木の更新作業等、茶園管理に伴う作業が著しく負担となっていた。また、農家人口の減少・農業従事者の高齢化による担い手不足も進行していた。

このような背景のもと、現状を打破すべく、若手農家が中心となって地区内の農地を集落で維持・管理していくとともに、作業負担の軽減を図ることを目的とした集落協定が締結された。

(2)取り組みの内容

農家10戸が共同使用する茶園の更新（中切り）用機械（フリーハンマー：乗用型茶園剪枝機）を導入するとともに、高齢化等により機械の操作が困難な農家のため、オペレーターの養成を行っている。

また、地域内における共同利用機械の格納庫等の共同管理を実施し、定期的に農業用水路の清掃や周辺の草刈り等を全員で行っている。

〈購入したフリーハンマーと協定参加者〉

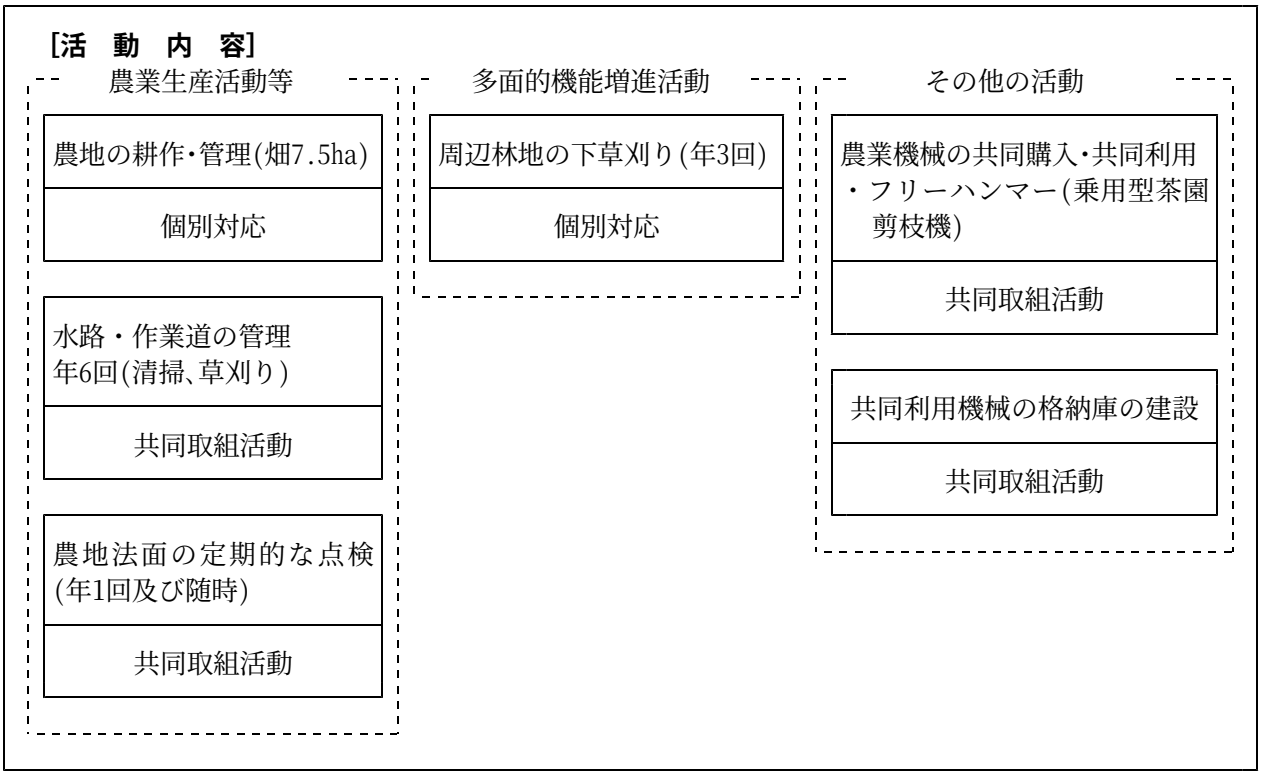

３．機械・農作業の共同化に関する取組

剪枝作業は、茶葉や枝を含めて一度全部刈り取る作業であり、機械を導入しなければ相当な重労働であるが、常時使用する機械ではなく、個人で購入するには高価な機械であるため導入に至らず苦慮していた。そこで、交付金を活用して共同利用する乗用型茶園剪枝機を導入したことにより全協定面積（7.5ha）の作業の機械化が実現した。当機械の導入により、機械の進入路整備が必要な茶園では、自主的に段差解消の整備が行われ、農作業の機械化がさらに促進された。

また、乗用型茶園剪枝機を格納する倉庫が必要と考え、集落の話し合いにより、材料費を交付金で対応し、建築自体は協定員全員で行った。これにより、集落の団結が一層強くなるなど集落機能が強化された。

さらに、オペレーターの育成事業に若手後継者が興味を示し、積極的に参加するなどの動きもあり、今後、地域の担い手不足の解消にも繋がるのではないかと期待される。

[平成16年度までの主な効果]

○重労働であった剪枝作業の大幅な省力化。（7.5haで実施（協定面積の100%））
○乗用型茶園剪枝機の導入により新たに進入路の整備が促進され、機械化が一層促進された。
○乗用型茶園剪枝機の格納倉庫を協定員全員で建築するなど、団結が一層強固になった。

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○営農組織による機械の共同利用

１．集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県恵那市(旧明智町)野志（えなし／のし）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
26ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
353万円	共同取組活動分（100%）	集会施設建設（積立）		100%
協定参加者	農業者　39人、（うち営農組合加入者 38人）			

２．活動内容の概要

平成５年にほ場整備が実施され、これを契機に地区内の38名により、野志営農組合が組織され、地区内においてコンバインによる農作業の受委託を行っていた。

過疎化が進み、町の高齢化率28%という問題を抱えるなか、さらに共同作業を推進し、農地を保全するために営農組合を主体とした集落協定を締結した。

平成12年度に本交付金を利用して協定参加者全員を対象に草刈機を購入し、畦畔、水路、農道の草刈りなどの管理を行っている。高低差があり、作業が困難な農地や農道の法面等においては、共同で助け合って管理作業を行っている。

また、多面的機能増進活動として水田0.1haに景観作物としてコスモスの植栽を行っている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田26ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理
・水路1.0㎞、年4回
清掃、草刈り
・道路1.0㎞、年4回 草刈り／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
（年２回及び随時）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
（約0.2ha、年1回）／個別対応
- 景観作物作付け
（景観作物としてｺｽﾓｽを約0.1ha植栽）／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用
（協定者全員に草刈機を購入(39台)、引き続き農業機械（コンバインの共同利用を図る。）／共同取組活動
- 農作業の受委託の推進
（20ha）／共同取組活動
（水管理は各農家）
- 定年帰農者の受け入れ／共同取組活動

３．機械・農作業の共同化の取組

本交付金によって草刈機を購入したことで、農地、道路、水路の管理作業の効率化が図られ、共同作業の回数も年２回から４回に増加した。

また、集落内の話し合いの回数も増え、集落の活性化や農作業に関することなどについて活発な話し合いがもたれるようになった。営農組合が組織された当時からコンバインによる農作業の受委託（20ha）が行われており、今後、さらなる農作業の受委託を推進するための話し合いを進めている。

将来的には、トラクターを共同で購入するなど効率的な営農が一層推進されることが期待される。

〈 畦畔、水路、農道の適正な管理 〉

[平成16年度までの主な効果]

○農業機械共同利用の推進
　農業機械（コンバイン）を共同利用することによる低コスト化

○共同作業の推進
　協定参加者全員に草刈機を購入し、共同作業の推進
　（協定締結前２回／年　現在４回／年）

○集落での話し合いの活発化
　・集落での話し合い回数が増加（話し合い活動協定締結前２回／年→現在４回／年）
　　集会施設の建設（積立中）、トラクターの購入今後の集落の活性化や営農方法などについて活発な話し合いを実施

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○共同利用機械施設の設置を行った取組

1．集落協定の概要

市町村･協定名	奈良県奈良市阪原町（ならしさかはらちょう）			
協定面積 33ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲、小麦、コスモス	ー	ー	ー
交付金額 690万円	個人配分分			0%
	共同取組活動分（100%）	ミニライスセンター建設資金、共同機械購入等		100%
協定参加者	農業者108人、生産組織 1、水利組合 7			

２．活動内容の概要

阪原町は第２種兼業農家の割合が高いが、農業には積極的に取り組んでおり、耕作放棄地も少なく広範囲にわたり面的な団地性を有した地区である。平成２年度に１区画20～30ａ程度の県営ほ場整備事業に取り組み、平成６年１月には阪原営農組合を結成した。当該地域は担い手組織や営農組合が密接に地域の農業に携わっており、農地の集積を推進している地域であり、営農組合が中心となり協定締結に至った。地域の農地は集落全員で守るべきとの観点に立った活動に取り組み協定内に農地を所有していない農家も集落協定に参加している。

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田33ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り 年1回 個別対応	担い手への集積 面積17ha 営農組合活動
水路・作業道の管理 3月・9月簡易補修 7月草刈り 水路清掃 5・7月草刈り 4月清掃 共同取組活動	直売所の運営 （毎週土日開設） 体験農場（イモ掘り） 営農組合活動	オペレーターの育成 目標　5名 共同取組活動
農地法面の定期点検 随時 共同取組活動	コスモス･レンゲの 植え付け 10月コスモス花祭り 共同取組活動 営農組合活動	共同利用施設の設置 ライスセンター 200㎡ 1棟 営農組合活動

３．機械・農作業の共同化の取組

共同利用施設として、地域農業の発展を図るべく交付金全額を積み立て、その大半を充てて建設に至ったミニライスセンターが平成16年８月末より稼働を開始し、担い手農家をはじめ地域農家全員の負担軽減を図る体制づくりが進んだ。

〈ライスセンター〉

４．農作業の効率化推進の取組

営農組合結成当初から担い手農家への全面委託･基幹作業受委託による農地利用集積を進め、平成16年度において集積面積は約17haとなっている。

５．都市住民との交流の取組

景観形成作物の作付としてコスモスの集団栽培を継続実施し、これを利用して毎年秋に地域イベントとして「コスモス花祭り」を行い、都市住民との交流を図っている

〈コスモス花祭り〉

〈地域農産物直売所「コスモスの里」〉

[平成16年度までの主な効果]

○景観作物の作付よる地域の活性化
- ・コスモスの作付（150ａ）
- ・「コスモス花祭り」の開催

○体験農園等による都市農村交流と推進
- ・10月　保育園児によるサツマイモ掘り（226名）
- ・農産物直売所（2月～12月　計92回営業）

○共同利用機械施設の設置
- ・ミニライスセンター竣工（8月28日、同29日稼働開始）
  16年度利用実績　乾燥調整（玄米）1818袋

○担い手への集積（17ha）

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○農業機械の共同化で営農活動の維持存続

１．集落協定の概要

市町村･協定名	島根県大田市（おおだし）　飯谷（いいだに）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
12ha	水稲、大豆、ソバ他	―	―	―
交付金額	個人配分分			30%
246万円	共同取組活動分（70%）	水路・農道等の維持管理、事務費その他		23%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け等）		13%
		農業機械の共同購入・利用		34%
協定参加者	農業者　30人			

２．活動内容の概要

当地区は、急傾斜田が協定面積の８割を占める地域で、農作業の困難な地域である。

また、農業従事者の深刻な高齢化、担い手・後継者不足という問題を抱え、農地維持管理が難しく、従事者にかなりの負担を強いられていた。中山間地域等直接支払制度の導入を契機に、農業機械の共同購入、共同利用を行っている。さらに、耕作放棄田を利用してソバや大豆を耕作し、ブランド蕎麦の原材料、手づくり豆腐として地元に供給している。

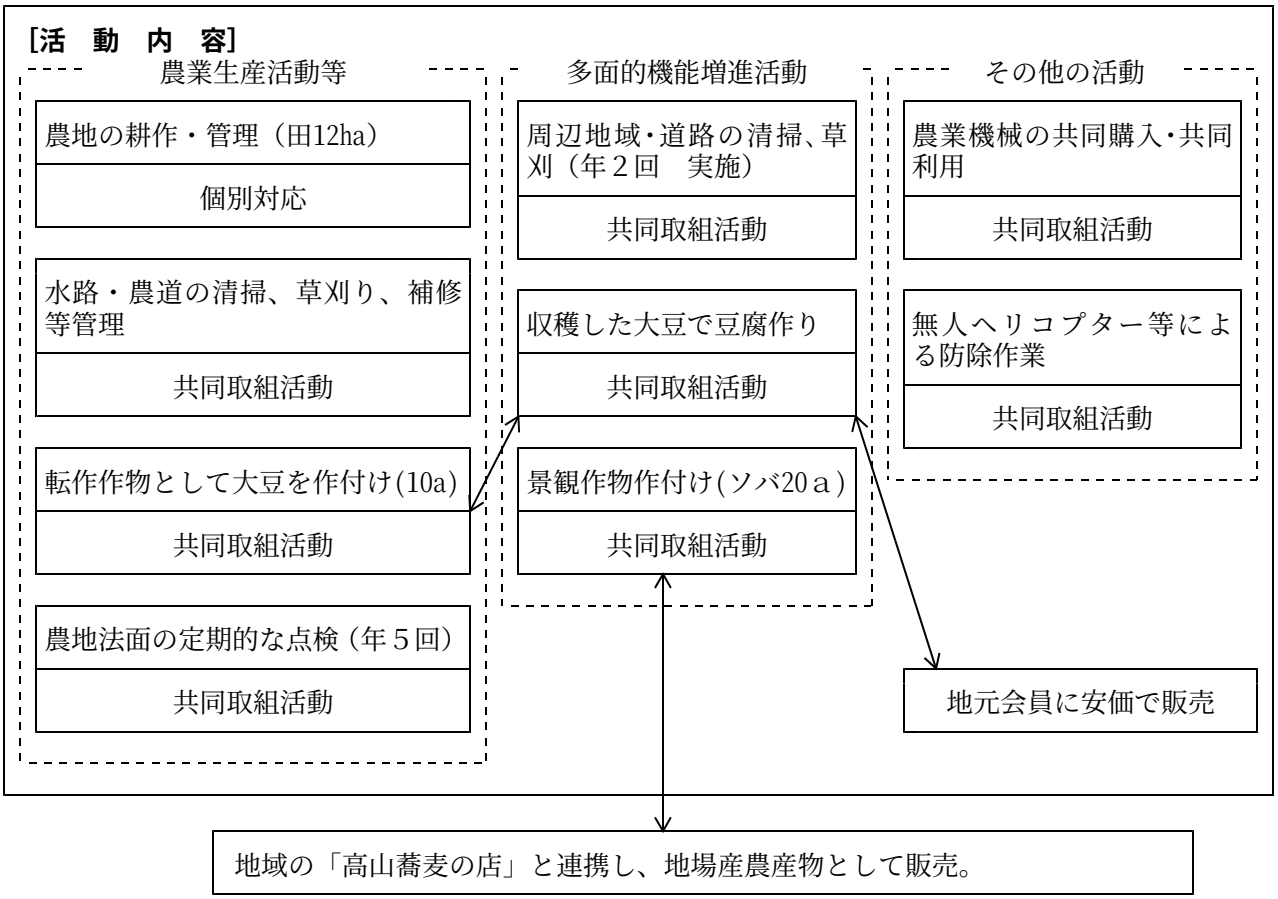

３．農作業の共同化に向けた取り組み

交付金の約４割を農業機械の共同購入、利用に充てている。高齢者でも扱いやすく、個人ではなかなか取得できない乗用タイプのものを購入し、協定農用地面積のほぼ３割の田の耕起・整地に使用している。また、無人ヘリコプター等を用いて、集落全体の耕作田の農薬散布を共同で行っている。これにより、農家の経済的負担や農作業に係る労力が軽減され、生産費の削減につながっている。来年度は、収穫調整用農業機械としてコンバインを購入する予定である。

４．地場産農産物の加工販売の取組

耕作放棄田を利用してソバや大豆を耕作しており、集落の景観維持や農地の活用を行っている。収穫したソバは、会社を定年退職した有志が生きがいの場として営む「高山蕎麦の店」と連携し、この地域のブランド蕎麦として、近隣だけでなく、噂を耳にした都市部の客で味わわれている。また、大豆は、水のきれいな土地柄もあり、豆腐として加工し、地域住民に安価な値段で販売している。

現在の取り組みは、集落活性化に有効であるものの、非常に規模が小さい。そのため今後、生産規模や販路の拡大を目指し、市や農協等関係機関と連携し、検討していくこととしている。

〈共同購入した機械で転作田の整地〉

〈大豆の調整作業〉

［平成16年度までの主な効果］

○乗用トラクター等の共同利用による営農の効率化・低コスト化
（約3haで実施（協定農用地面積の30%）無人ヘリコプターについては耕作田全域）
○水路、農道の適正管理による農地保全と良好な景観の形成（景観作物0.2ha作付け）
○転作作物のソバ、大豆を使った地場産加工品を販売。（ソバは連携店で販売）
○代表者を中心とした定期的な会議を持ち、地域ぐるみでの農地保全と景観形成の意識が芽生えた。

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○機械の共同利用を核とした集落活動のステップアップ

１．集落協定の概要

市町村･協定名	香川県香川郡香川町（かがわぐんかがわちょう）　天神（てんじん）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
12.5ha	水稲、小麦、大豆	―	―	―
交付金額 263万円	個人配分分			51%
	共同取組活動分（49%）	先進地視察研修		4%
		獣害対策		10%
		共同利用機械経費		35%
協定参加者	農業者 27人、生産組合　1			

２．活動内容の概要

当集落は、基盤整備を契機に設立した「天神農業生産組合」の活動のステップアップを図るため協定を締結した。

生産組合が中心となりブロックローテーションによる小麦の集団転作の推進、農作業機械の共同化、集落を中心とした地元小学生の体験農園の実施などを行なっている。

また、農地の管理体制の効率化を図るマップ作成、集落の継続的な農業生産活動等のためのマスタープランを作成している。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作管理(水田12.6ha)　／　個別または生産組合対応
- 水路・作業道の管理
・水路、年2回、清掃･草刈り
・道路、年2回、草刈り　／　共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検(年2回)　／　共同取組活動
- 鳥獣害防止策設置(囲い罠2箇所)　／　共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り(年1回)　／　共同取組活動
- 堆肥の施用　／　個別対応
- 体験農園の開設（5a）　／　共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託(3.6ha)　／　生産組合対応
- 農業機械共同利用(22.33ha)
ｺﾝﾊﾞｲﾝ2台、麦踏み機、ﾄﾗｸﾀｰ2台　／　生産組合対応
- ブロックローテーションの実施　／　生産組合対応
- マスタープランの作成
農地の管理マップの作成　／　共同取組活動

３．機械・農作業の共同化の取組

生産組合の共同利用機械を強化するために、交付金を活用して自脱型コンバイン1台を購入した。また、個人所有機械の更新を行なわないことにして、共同利用機械の利用を推進している。オペレーターの専門化を図り機械の耐用年数の延長、生産組合に「機械施設班」を設置し維持管理の強化を図っている。さらに将来の機械の更新を見据えて利用料の１部を積み立てている。

こうした共同利用機械の利用システムにより、土地利用型作物の生産コストの低減と多様な担い手育成確保につながっている。

〈共同利用機械による小麦の収穫〉

４．学校等教育機関との連携の取組

平成12年度に近隣の小学生を対象に、地域の特産物である大根の収穫やこんにゃくの加工体験を実施し、将来を担う子供たちに対して農業･農村が持つ多面的機能等の理解促進に努めた。

〈小学生に対する農作業体験学習〉

５．集落マスタープラン等作成の取組

毎年度当初に農業機械や農作業受委託を効率的に実施するため、生産組合の機械施設班において組合員からの要望を調整した農作業管理マップを作成している。

さらに、平成13年度に生産組合活動の一層のステップアップを目指し、既存の生産組合の特定農業法人化を柱としたマスタープランを作成し、現在、話し合いを進めている。

［平成16年度までの主な効果］

○生産組合活動のステップアップ
- 大型機械の共同利用による営農の効率化･低コスト化(12haで実施(協定農用地面積の96%))
- 農作業受委託(共同利用面積に含む)：16件、3.6ha
- 小麦の栽培：3.6ha

○自分達での農用地の管理体制について地図を用い、管理方法、担当者等を明記し、効率的な体制を実現

○小学生に対する農作業体験農園の開設(平成12年度)

○集落の継続的な農業生産活動等のためのマスタープランを作成

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○機械の共同購入による多面的機能増進に向けた取り組み

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県北宇和郡吉田町（きたうわぐんよしだちょう）　河内上（かわうちかみ）			
協　定　面　積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
58ha	－	柑橘	－	－
交　付　金　額	個人配分分			50%
672万円	共同取組活動分（50%）	生産性・収益向上		16%
		水路・農道管理費等		18%
		多面的増進活動		11%
		リーダー育成、その他		5%
協 定 参 加 者	農業者　87人			

２．活動内容の概要

当地区は吉田町の西部に位置しており、樹園地は真ん中に平地を挟んだ２つの山であり、急傾斜山成、及び段畑で構成されている。

また、当地区は国営南予用水事業の受益であり県営畑地帯総合整備事業でスプリンクラーの自動化施設が（平成１２年度～１４年度）整備され、現在共同利用施設として管理されている。しかし、近年は、みかん価格の低迷や高齢化、後継者不足等大変厳しい状況の中で、柑橘産地の生き残りを欠けて、品種不良園、老木園等を高品質果実生産の基本である優良品種への改植や急傾斜地農業の作業効率を高めるための生産基盤の整備を行なうことを目的として、本制度を導入することとなった。

当集落では、水路、道路の共同管理や堆きゅう肥の施肥や共同利用機械の購入、担い手への農地の集積などの活動を行なっている。

［活　動　内　容］

農業生産活動等

- 水田等の耕作・管理(畑58ha)　／　個別対応
- 水路・作業道の管理　道路5.7㎞　年2回　・出役に応じた日当配分　／　共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検(定期的に実施)　／　共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆きゅう肥の施肥(年1回)　／　共同取組活動

その他の活動

- 高付加価値型農業の推進　共同機械の購入、視察研修等　／　共同取組活動
- 利用権設定による面的集積(2.9ha)　／　共同取組活動

３．機械・農作業の共同化の取組

柑橘産地としての高品質かつ高付加価値な品種への移行を目的として交付金を活用し共同利用機械を購入することとした。

１５年度はユンボ２台を購入し、集落ぐるみで優良品種への改植を積極的に行っている。また、今年度は枝葉粉砕機を購入し改植から出る廃材の有効利用に取り組んでいる。

枝葉粉砕機の購入で廃材をチップにし、樹木の周辺にまくことで雑草の発生を抑え、湿度を保ち、良質な堆肥として利用し樹勢維持・回復・強化が期待でき、高品質ミカンの生産につながった。

今後も高品質果実の安定生産を行うため、さらなる共同利用機械の導入を積極的に取り組む見込みである。

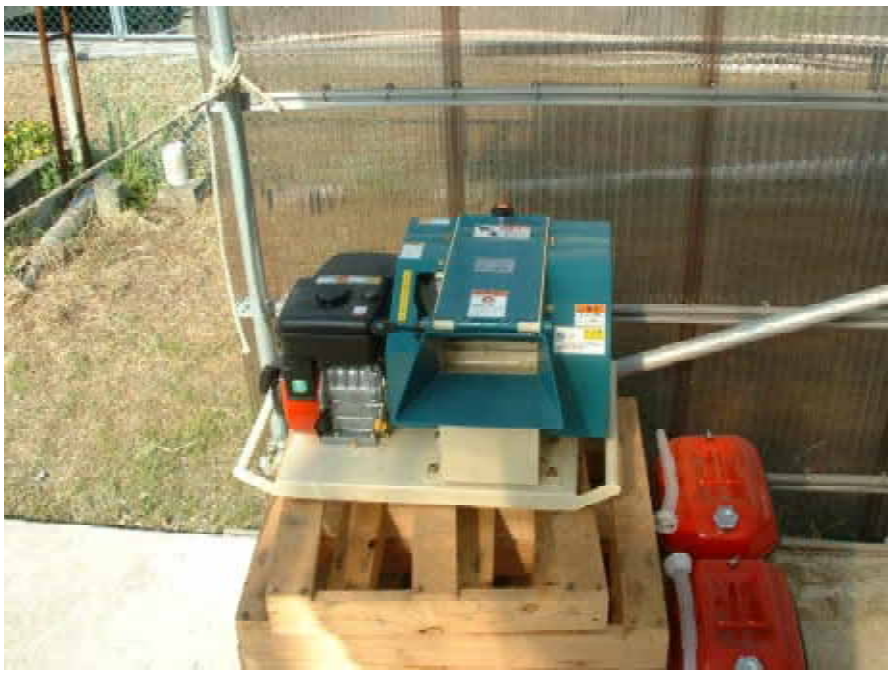

〈共同利用の機械（枝葉粉砕機）〉

[平成16年度までの主な効果]
○共同機械を購入することで作業効率を図ることができた。
○多面的機能の増進する活動で堆肥配布（5ha）を行い、樹勢維持・回復・強化が図れた。
○担い手への農地の集積を推進し、利用権設定により0.8haの農地が集積された。

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○機械の共同購入による農作業受委託に向けた取り組み

１．集落協定の概要

市町村･協定名	高知県吾川郡いの町　栃ノ瀬（あがわぐんいのちょう　とちのせ）			
協定面積	田（59%）	畑（41%）	草地	採草放牧地
6.5ha	水稲	花木、栗、野菜	―	―
交付金額	個人配分分			100%
110万円	共同取組活動分			%
	（0%）			%
協定参加者	農業者 25人			

２．活動内容の概要

当地区は、基盤整備が完了し、比較的優良な農地が整備されており、生産性をより高めていくことを目標としていた。そのため、若い農業後継者等による受託集団組織である「ごほくもぐらクラブ」（H12～）を中心として農地の生産性向上を目的に集落協定を締結することとなった。

協定締結後は、共同購入したコンバイン、乗用田植機等を利用して農作業の共同化を図るとともに、「ごほくもぐらクラブ」を活用して、農作業の受委託を推進している。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田3.8ha、畑2.7ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（水路0.9㎞、道路0.3㎞、年2回）／共同取組活動
- 鳥獣害対策(防護策の設置)／個別対応

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約1ha、年1回）／個別対応

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（コンバイン1台、乾燥機1台、マニアロード1台、乗用田植機1台購入）／共同取組活動
- 農作業の受委託（もぐらクラブで農業の受託）／共同取組活動（水管理は各農家）

↕

集落外との連携

○もぐらクラブは集落外の農地についても農作業を受託し、地区内外で活躍している。

３．機械・農作業の共同化の取組

平成12年度にコンバイン１台と乾燥機１台、平成13年度にマニアローダ１台と乗用田植機１台を共同利用機械として購入し、効率的に活用している。

また、農作業の受託については、「ごほくもぐらクラブ」が中心となって集落内の高齢者等の農作業を積極的に受託し、作業の効率化、遊休農地増加の抑制に努めている。

集落協定を締結することによって地域の連携が密になり、農作業の共同化によって農家の負担が大幅に軽減されている。

今後は、新しい取り組みとしてアイガモ米栽培に取り組み、環境・人に優しい米作りを目指すこととしている。

〈農業機械の共同利用状況〉

[平成16年度までの主な効果]
○農作業の効率化、遊休農地の増加抑制
○地域間の連携の強化
○農家の負担軽減 → アイガモ米栽培等の環境保全型農業への取り組み
○農作業受託実績（H16）：耕起 351a、田植え259a、稲刈り 630a、乾燥 1,144袋、籾摺り 250袋

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○共有機械で作業の効率化を図る

１．集落協定の概要

市町村･協定名	福岡県三池郡高田町　飯田（みいけぐんたかたまち　いいだ）			
協定面積	田（47%）	畑（53%）	草地	採草放牧地
28ha	米	みかん・筍	―	―
交付金額	個人配分分			50%
302万円	共同取組活動分（50%）	農業生産活動		9%
		リーダー育成		4%
		ポンプ場維持管理費		18%
		共有機械取得費		19%
協定参加者	農業者　33人			

２．活動内容の概要

高田町は県の最南端大牟田市の北部に位置し、有明海沿岸の温暖な気候と、山あり谷あり、海ありの豊かな自然環境と農業資源に恵まれた町である。

本集落は、町の東部の山間部に位置している。この飯田集落は急傾斜地が多いため、作業効率や生産性が低く、また、農業従事者の高齢化も進んでいることから、農業は農地の保全も含めて活動継続が厳しい状況であった。

こうした状況にあって、集落の農地を守るため、この制度を導入することとなった。

協定での活動内容としては、多面的機能を増進する活動の一環として、レンゲ種を共同購入して、協定参加農地一面にレンゲを咲かせており、また土壌流亡に配慮した営農（等高線栽培）にも取組んでいる。そして、近年増加しているイノシシによる農作物への被害を防止するため、集落で話し合い対策を検討している。さらに、共有機械（ミニバックホウ、樹木粉砕機）を購入し作業の効率化を図っている。

これらの効果として、以前は高齢化、後継者不足、農産物の価格低迷による耕作意欲の低下等により耕作放棄地の増加が懸念されていたが、制度導入後、耕作意欲が湧き、耕作放棄の防止につながっている。さらに、集落での話し合いが活発に行われるようになり、地域が活性化した。

〈飯田集落のみかん園地〉

〈共同利用機械（ﾊﾞｯｸﾎｰ、樹木粉砕機）〉

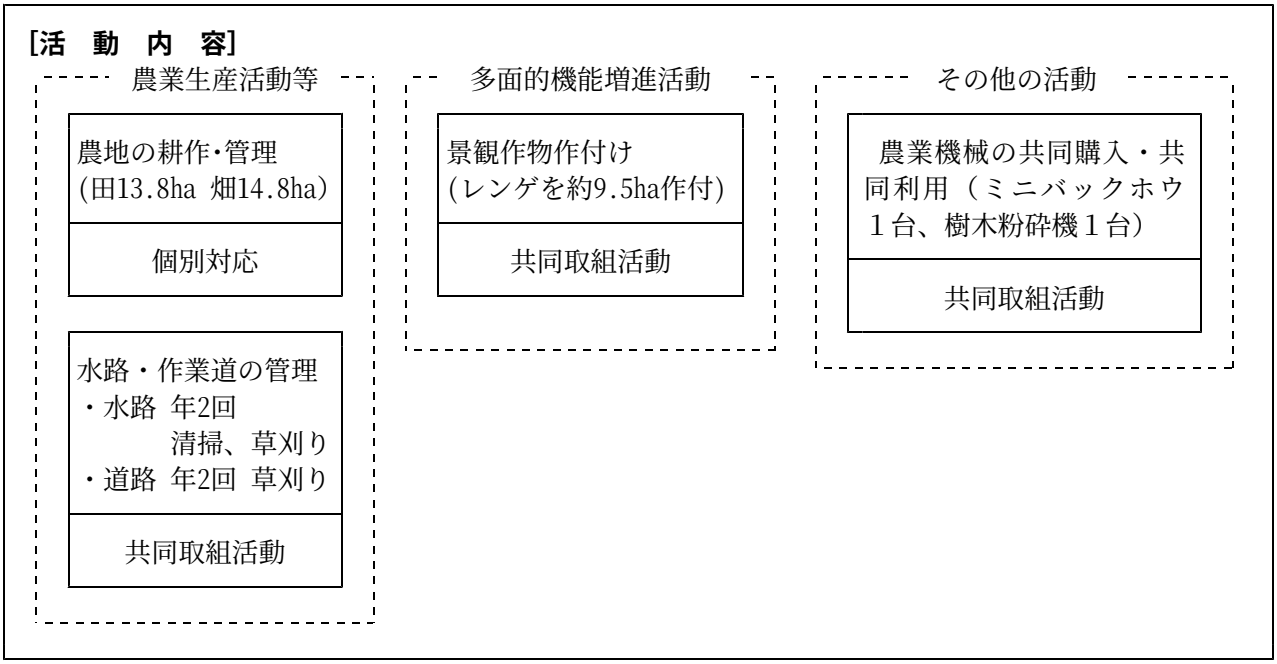

３．機械・農作業の共同化の取組

本集落では、協定の当初の参加者17人で共同取組活動費の使い方を検討した結果、排水機能の強化など農作業の効率化を図ることに決定し、そのために必要なミニバックホウと樹木粉砕機を平成13年７月に購入した。

ミニバックホウについては、園地整備や水田の暗渠排水などに利用し、利用人数は10名程度で、年間数十回の利用がある。樹木粉砕機については、ミカンやスモモの剪定クズを粉砕して処理している。利用者は10名程度で、一人当たりミカンで年間１回、スモモで年間１回の利用がある。

[平成16年度までの主な効果]
○水路・作業道の清掃・草刈り回数の増加（年１回→年２回）
○集落の話し合い回数の増加（年１回→年２回）
○農業機械の共同利用（約2.9haで実施(協定農用地面積の10%)）

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○ミカン園の灌漑施設の整備

１．集落協定の概要

市町村･協定名	熊本県熊本市（くまもとし）　東門寺（とうもんじ）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
76ha		ﾐｶﾝ、ﾅｼ、ﾀｹﾉｺ		
交付金額 724万円	個人配分分			12%
	共同取組活動分（88%）	共同利用施設整備（灌漑施設整備）		68%
		リーダ育成、その他		10%
		団体助成（国際交流団体等へ）研修会費		4%
		道路・水路管理費、農地管理費		6%
協定参加者	農業者 52人			

２．活動内容の概要

熊本市の北西部に位置する当地区は、標高100mから300mの傾斜地を利用した果樹栽培（ミカン、ナシ等）が盛んな地域で、集落毎に農家組合が組織されており、本制度の取り組みもこの農家組合を単位として行われている。

これまで、園内作業道の整備やスピードスプレイヤーの導入など農作業の省力化に向けた取り組みが行われてきたが、山の中腹に広がる当地区の果樹園は、河川から離れており灌漑・防除用水の確保が大きな問題となっていた。

そのため、本交付金を活用し、まず畑地灌漑施設の整備を行った。

また、集落のさらなる活性化のため、国際交流事業、優良品種や新技術の導入に伴う知識の取得のための研修事業、効果的な農薬散布を行なうための害虫（カメムシ）の生態調査、若手後継者の会や国際交流団体等への助成、地域内にある遺跡の保全管理のため草刈り・清掃等など様々な活動を行なっている。

３．共同利用施設の整備の取組

本集落のある熊本市芳野地域はミカン、ナシ等の生産が盛んな地域であるが、果樹園の防除、灌漑用の水源確保が困難な地域であり、本集落においても離れた場所に共同の小規模ボーリング施設しか無く、各々の畑まで運搬する作業効率も悪く、十分な水量も確保できていなかった。

そのため、本交付金を活用し畑地灌漑施設の整備を行なった。

既存のボーリング施設から用水をポンプアップし、給水できる畑灌漑施設を整備することになり、平成１４年度１月から工事に着手し、同年４月に完成した。工事に際しては、立木の伐採、整地等は自分たちで行い、事業費の節減に努めた。

〈畑地灌漑施設〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(畑76ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理(ため池1箇所、農道2.5km 年2回)
  - 共同取組活動(非参加者含)
- 鳥獣被害防止対策（ｲﾉｼｼ防護柵の設置、20a）
  - 共同取組活動
- 害虫対策（ｶﾒﾑｼ誘殺灯の設置及び連絡体制整備）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り(20a、年2回)
  - 共同取組活動(集落農家全戸)
- 景観作物作付け(ﾂﾂｼﾞ10a植栽)
  - 共同取組活動(集落全戸)
- 簡易基盤整備(果樹園内作業道路整備：25ha(目標50ha))
  - グループ又は個別対応

その他の活動

- 生産基盤の整備(ミカン園の灌漑施設を整備（揚水配管:1,370m、貯水槽:300t))
  - 共同取組活動
- 認定農業者の育成(農業後継者クラブへの研究費助成)
  - 共同取組活動
- 各種団体への助成(国際交流団体等への活動費助成)
  - 共同取組活動

４．都市住民等との交流の取組

本集落の農業に対する理解の促進を図るため、熊本市が受け入れているＡＬＴ（外国語指導助手）や大学生など約300人を対象に、農業体験や地元の食文化、子どもたちとのふれあいなどを通して地区の国際交流を進めた。

今後は、この事業をさらに発展させ、一般の方にも参加してもらえる交流事業にしていく予定である。

〈みかんの収穫体験〉

[平成16年度までの主な効果]

○ミカン園の灌漑、防除用水が確保され、作業の効率化、生産の安定、品質の向上につながった（受益面積：45ha）
○基盤整備等の実施により生産性の向上を図られた。（農道整備：25ha）
○高品質果樹の生産により収益の向上が図られた。（柑橘多孔性資材の敷設：20ha）
○認定農業者の育成（14経営体）

＜高付加価値型農業を実施している事例＞

○魅力ある集落づくりを目指して

１．集落協定の概要

市町村･協定名	宮城県加美郡加美町（かみぐんかみちょう）　芋沢（いもさわ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
25ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
461万円	共同取組活動分（50%）	農道・水路の管理・点検等（堰改修負担金含む）		33%
		目標達成活動・担い手定着		8%
		その他（自然薯栽培・炭焼き）		9%
協定参加者	農業者　26人（対象24人・生産組織4団体）			

２．活動の内容の概要

芋沢集落は、薬莱山の北麓、鳴瀬川とに囲まれた自然豊かな集落である。平成12年度から本制度がスタートしたが、集落では既にその時点から農地の保全意識が高く、耕作放棄地は無かった。集落では本制度を多面的機能増進のためとして位置づけ取り組んだ。

〈炭焼き窯で造った炭を老人ホームへ寄贈〉

制度２年目にモデル構築推進指導事業（県単）のモデル集落の指定を受け、共同取組活動を一層積極的に行うべく、役員会等の話し合いを行ってきた。

平成14年度には集落の名称にちなんだ自然薯栽培と集落が町から借りている山林を活用した炭焼き窯作りを試みた。焼き上げた炭を地域に役立てるため、近くの老人ホーム「やくらいサンホーム」へ寄贈している。

平成16年度は自然薯栽培について、前年の約３倍の作付け拡大を行い、栽培技術においても向上が見られ、直売所（土産センター）での販売を行った。炭焼きの体制も整備され、地元直売所での販売や社会福祉施設「ふれあいハウスわかば」との連携により、炭による室内用アクセサリーを制作し、地元直売所において販売を実施した。

協定締結を機に、協定参加者による共同活動や話し合いが増加し、自然薯栽培により集落における就労の場を確保することができた。

今後は、直売所（土産センター）に芋沢の自然薯として出荷し、高付加価値農業の実践や消費者との交流を推進していくとともに、炭焼き窯造りを通じた技術の伝承や体験学習、グリーン・ツーリズム等に積極的に取り組む構想である。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(水田25ha)	個別対応
水路・農道の管理 (江払い、草刈り　年3回)	共同取組活動
農地法面の維持管理 （年３回及び随時）	共同取組活動

多面的機能増進活動

町借用山林の管理 (年2回)	共同取組活動

生産性･収益向上活動

作業受委託の推進 (米:基幹3作業 A=1.7ha)	共同取組活動

その他の活動

自然薯栽培	共同取組活動
炭窯づくり（2回窯出し）	共同取組活動

担い手定着等の活動

認定農業者の育成(2名→7名)	共同取組活動

３．高付加価値型農業の実践

自然薯栽培は,「芋沢集落」の名前の由来ともなっていたことから、平成15年度から栽培に取り組んでいる。平成15年度は、自然薯栽培の技術を確立させるため、農業改良普及センターの指導・連携のもと、自然薯栽培研修会を実施し、種芋の選定・土壌・栽培手法等についての比較検討を実施した。

〈自然薯の収穫〉

また、自然薯の収穫に併せて「収穫祭」を実施し、集落の連帯感やコミュニケーション向上にも繋がった。

平成16年度は、前年の成果をもとに約３倍の作付けを実施し、地域における作付け面積拡大に努めた。また、栽培技術においても向上が見られたため、直売所での販売を行った。

今後は、直売所（土産センター）に芋沢の自然薯として出荷し、高付加価値型農業の実践や消費者との交流を推進していく予定であり、「集落の和」を大きく広げ「明るく楽しい芋沢集落」を目指すこととしている。

[平成16年度までの主な効果]

○農地等、農道・水路の維持管理の共同活動。
○自然薯栽培：芋沢という地名の由来を利用した自然薯栽培への取り組み。
　　将来は、加工して販売することを検討。
○炭焼窯作り：老人ホーム「やくらいサンホーム」や町のイベントへの提供
　　子供達への伝承と都市との交流の一環に組み込みを検討。今後は、県単の水浄化事業への資材提供や、社会ふれあいハウス若葉への提供を行う予定。

＜高付加価値型農業を実施している事例＞

○共同作業で国道の道路花壇整備、農道補修

１．集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県仙北郡西木村　十二峠（せんぼくぐんにしきむら　じゅうにとうげ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
3.15ha	水稲、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
66.1万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検補修等		34%
		多面的機能増進活動（周辺林地の草刈）		10%
		リーダー育成		6%
協定参加者	農業者　4人			

２．活動内容の概要

十二峠集落協定は、山沿いの高低差の大きい農地を所有する農家４戸により平成12年度に締結された。１戸当たりの農地は約78aで稲作中心の営農となっているが、山沿いの農地のため生産効率は良くない。最近ではそばの栽培が盛んで、村内の物産販売施設等へ供給している。また協定内でもそば打ちの技術を習得している参加者がおり、将来は自前で蕎麦屋の経営をしていきたいとしている。

農地は高低差が大きいため畦畔の法面も大きく、大雨の際は農道を雨水が流れるため洗掘され、崩壊が著しい。このため法面の草刈り、水路の泥あげ、道路の補修は個々には対応しきれなかったが、協定を締結したことにより共同で作業を行ない、大規模な補修にも協力体制が整った。また、対象地に接する国道105号線沿いにマリーゴールドを植栽し、通行するドライバーの目を楽しませている。

〈雨水により洗掘された農道の補修〉

〈国道沿いに植えられたマリーゴールド〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田3.15ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（約0.3ha、年1回） 共同取組活動	山振で整備した直売施設内で村内産のそばを提供しているそば研究会に玄そばを供給している 個別対応
水路・作業道の管理 ・水路500m、年2回 清掃、草刈り ・道路500m、年2回 草刈り 洗掘箇所(ｱｽﾌｧﾙﾄ補修) 共同取組活動	景観作物作付け (ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞを国道沿いに植栽) 共同取組活動	首都圏の森林ボランティアとの林業体験交流 共同取組活動

３．高付加価値型農業への取組

高付加価値型農業への取組としては、ほうれん草とそばの栽培に取り組んできたが、ほうれん草栽培については後継者不足等からあまり伸びなかったが、比較的労力の掛からないそばの栽培は順調に栽培面積を増やしている。その結果、平成12年度山村振興等農林漁業特別対策事業で建設した直売施設において提供されている「手打ちそば」の原料として、玄そばが供給されている。この直売施設でそば打ちをしている西木村そば研究会の会長は本協定集落の隣接協定集落の協定者であり、将来は一緒に村内産のそばを提供できる施設運営を目指すこととしている。

〈都市の森林ボランティア等による体験交流〉

〈耕作放棄になりそうな山間部の農地へのそば栽培〉

[平成16年度までの主な効果]
○洗掘された農道のアスファルトによる補修（330m）
○大規模な水路の補修（ヒューム管や木材による補強:300m）
○景観作物の作付け（国道105号沿いにマリーゴールドを150m植栽）。
○首都圏からの森林ボランティアを招き、集落全体で林業交流体験を実施。
○そばの栽培（70a(協定全体の22%)→約112a(同36%)）

＜高付加価値型農業を実施している事例＞

○有機肥料で良質茶の栽培

１．集落協定の概要

市町村･協定名	静岡県磐田郡水窪町　大野（いわたぐんみさくぼちょう　おおの）			
協定面積	田	畑（88%）	草地	採草放牧地(12%)
4.2ha	－	茶	－	牧草
交付金額	個人配分分			50%
42万円	共同取組活動分	有機肥料の共同購入費等		50%
	（50%）			
協定参加者	農業者　13人			

２．活動内容の概要

(1) 協定締結の経緯

大野集落は、お茶を中心とした農業経営を営んでいるが、茶園のほとんどが20度を超す急傾斜地で、大型機械が入ることができないことから生産効率は低く、労働コストが高い地域である。このため、付加価値を高めるため、一部農家では有機肥料による栽培に取り組んでいたものの、さらに高付加価値農業を進めるには集落が一体となった取組みが必要となっていた。

そのため、集落協定締結を契機に、当地域で農業を営む13戸の農家で、有機肥料の共同購入による環境にやさしい良質なお茶の栽培に取り組むこととなった。

(2) 取り組みの内容

① 共同取組活動として毎年８月に水路の清掃と草刈りを実施。
② 当番制で毎週水道の点検、台風等の降雨時には見回りの実施。
③ 年に１回道路の簡易補修と草刈りの実施。
④ 有機肥料の共同購入による良質茶栽培の実施。
⑤ お茶摘み体験などのグリーン・ツーリズムの実施。
⑥ 町外からの新規就農者への支援。

〈お茶摘みの様子〉

〈協定集落の様子〉

３．高付加価値型農業の取組

有機肥料の共同購入により、茶畑の全協定面積（3.6ha）において有機肥料による栽培が実現したほか、農作業の受委託により茶園の遊休化対策が進められた。また、山間地茶園の景観形成にもつながり、町外からの新規就農者が誕生した。さらに、最近の取り組みとして、町の中核農業者協議会との協働により新規農作物のブルーベリー栽培を始めるなどさらなる高付加価値型農業の推進を図っている。

今後に向けては、農業法人みさくぼアグリ倶楽部との連携により、集落一体となったお茶摘み体験によるグリーン・ツーリズムの取り組みの模索を始めるなど、集落の将来を見越した次への戦略に意欲が高まっている。

［活　動　内　容］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(畑4.2ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路1km 年2回 清掃、草刈
  ・道路3km 年1回 簡易舗装、草刈
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り(約1ha、年1回)
  - 個別対応
- 茶摘み体験によるグリーン・ツーリズムの実施
  - 個別対応
- 柵、ネット等の設置による鳥獣被害防止対策
  - 個別対応

その他の活動

- ・高付加価値型農業の推進（有機肥料による良質茶、ブルーベリー）
  ・有機肥料の共同購入
  - 共同取組活動
- 農作業の効率化推進のため農作業の受委託(茶葉畑70a)
  - 共同取組活動

↕

農業法人みさくぼアグリ倶楽部や水窪町中核農業者協議会、山振事業で整備した直売所との連携

［平成16年度までの主な効果］

○集落での有機肥料の共同購入により高付加価値型農業（3.6haで実施（協定面積の88%））
○他組織との連携による、グリーン・ツーリズム（茶摘み体験）の実施に向けた取組みがはじまった。
○農作業の効率化を推進するため農作業の受委託（70aで実施（協定面積の16%））
○水路、道路の共同管理（約3km）
○新規農作物のブルーベリーの導入（200㎡）
○新規就農者の確保（１名）

＜高付加価値型農業を実施している事例＞

○シークヮーサーの生産振興に向けた取組

１．集落協定の概要

市町村･協定名	沖縄県名護市（なごし）　勝山（かつやま）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
17ha		シークヮーサー		
交付金額	個人配分分			0%
184万円	共同取組活動分（100%）	農産物宣伝活動費		27%
		研修費・環境美化費		16%
		その他（積立、リーダー育成等）		57%
協定参加者	農業者 33人、出荷組合（構成員32人）			

２．活動内容の概要

① 協定締結の経緯

当集落は沖縄県本島北部の嘉津宇岳のふもとに位置し、古くからシークヮーサーの栽培で有名なところであるが、農産物の価格低迷や農家の高齢化による不十分な肥培管理等により、生産量は、最盛期の約600ｔから50ｔ前後にまで落ち込んでいた。

近年、健康ブームから、シークヮーサーが一躍注目を集めることとなり、県内外から集落の特産品であるシークヮーサーに引き合いが殺到したが、集落内で若年層の農業離れや遊休農地の発生等が顕在化する中、十分な対応を取ることができず、シークヮーサーの生産振興に努めることで、協定を締結することにした。

② 取組内容

シークヮーサー生産農家を中心に集落の有志の話し合いをもとにして、シークヮーサーの生産振興の様々な取組を行なった。さらに、集落活性化の取組として、草刈り機の替刃や草刈鎌を無償で配布するとともに、集落道の清掃を住民総出で行った。

現在は、「花が咲き誇り蝶が舞う集落の創造」をコンセプトにトックリキワタ等の景観作物や蝶の幼虫の食草等も栽培している。

また、平成17年３月下旬「第１回勝山・シークヮーサー花香り祭」を開催し、安和岳から嘉津宇岳一体に広がるシークヮーサーの畑をくぐり抜けられるように設定した花見コースや、シークヮーサーのさわやかな花の香りが漂う新緑登山を楽しもうと市内外から述べ1,500人が訪れ賑わった。

〈集落道の清掃作業〉

〈花香り祭新緑登山の様子〉

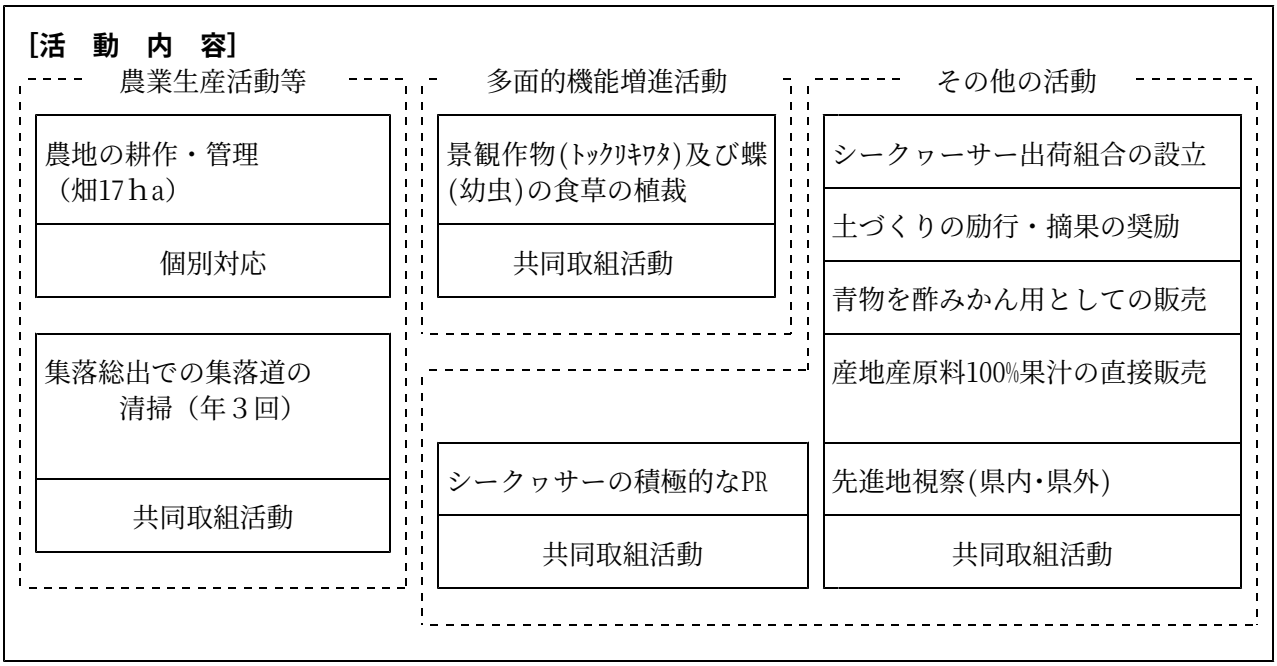

３．高付加価値型農業の取組

シークヮーサーの出荷組合を立ち上げ、直接支払交付金を原資に様々な活動を展開した。１年ごとに豊作と不作を繰り返す隔年結果を軽減するため、交付金で堆肥を購入、無償配布し、土づくりを励行した。また、未だ青い酸味の強い時期の果実を、料理用の酢みかんとして販売し、収益向上を図った。さらに、付加価値を高めるため、従来果汁用原料として出荷していた果実の一部を外部委託し、産地産原料100%の果汁として直接県内外への販売を開始した。また、健康食品としてのシークヮーサーをＰＲするため広報活動も積極的に行った。

集落活性化のヒントを得るため、県内、県外の先進地視察を行い、村づくりのノウハウも学んだ。

土づくり運動と酢みかん用の青物の収穫は、安定した収量をもたらすとともに、酢みかん用の青物が予想以上に市場の反応がよく、単価の安い果汁原料用のみを出荷していたころに比べ農家収益の向上につながった。

シークヮーサーの高付加価値化は、生産意欲の向上、適切な肥培管理の実施等につながり、若い人たちも農業に関心を持つようになった。

交付金を活用したシークヮーサーの生産振興は、一時期最盛期の10%前後まで落ち込んだ当集落の基幹作物であるシークヮーサーの生産量を、最盛期の60%程度にまで回復させ集落の活性化に弾みをつけた。また、生産者自らによる生産から販売までの取組は、地域の活性化という誇りと自信につながり、自然豊かな村づくりへと進行している。

[平成16年度までの主な効果]

○　農家所得の向上（酢みかん用の青物の出荷）
○　シークヮーサーの生産量の増加（約50t→300t(最盛期の10%→60%)）

＜農産物の加工・販売、加工施設の利用を行っている事例＞

○山菜の栽培・加工と地元学による地域おこし

１．集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県下閉伊郡川井村（しもへいぐんかわいむら）　夏屋（なつや）			
協定面積	田（64%）	畑（8%）	草地（28%）	採草放牧地
7.6 ha	水稲、リンドウ等	大豆、野菜、山菜	ﾃﾞﾝﾄｺｰﾝ、牧草	ー
交付金額	個人配分分			50%
124万円	共同取組活動分（50%）	農地・水路・農道等の管理		4%
		多面的機能増進活動		16%
		生産性向上・担い手定着		9%
		リーダー育成・その他		21%
協定参加者	農業者　11人			

２．活動内容の概要

地域全体で構成する「夏屋集会施設運営委員会（夏屋ろばた塾）」を中心に「地元学」を通じて、地域住民が地域資源を再認識し、地元への愛着を深めるとともに、地域住民の意識がひとつにまとまり集落の合意形成が図られている。

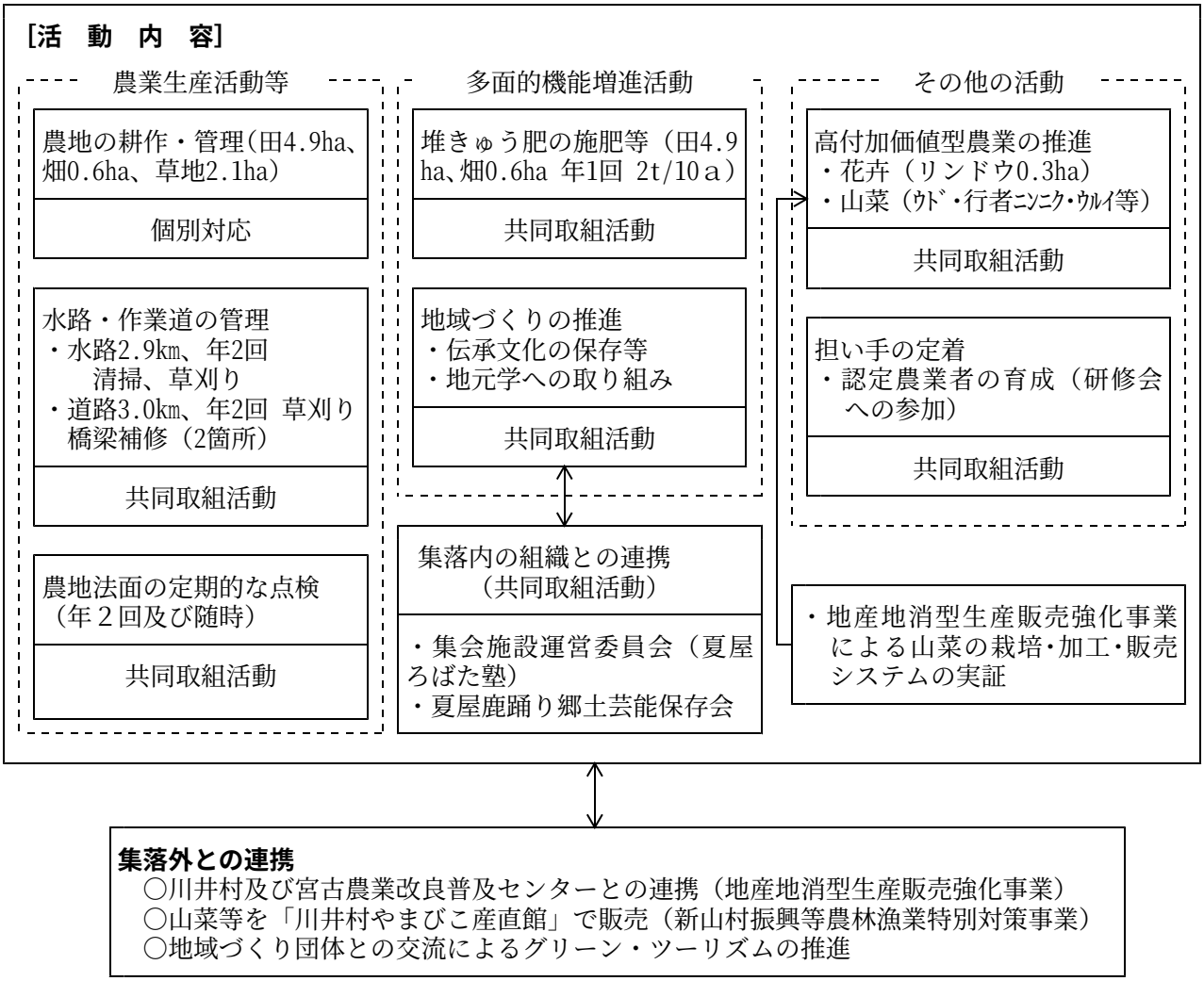

３．農産物の加工・販売による高付加価値型農業の取組

当地区には、川沿いに点在するわずかな農用地しかなく、農業従事者の高齢化が進んでおり、高収益作物の導入が課題となっていた。

集落内で話し合いを重ねた結果、近隣に産直施設があることから、地域の特産物である山菜を活かし、多品目少量生産及び高付加価値型農業に取り組むことにした。山菜（ｳﾄﾞ、行者ﾆﾝﾆｸ、ｳﾙｲ等）の苗を購入するため、交付金を活用して各農家に配布し山菜栽培を始めた。平成15年度には山菜加工施設を建設し、農業改良普及センターの指導を受けて山菜の生産・加工・販売システムの実証を行い、商品化された山菜の加工品が「夏屋ろばた工房」ブランドとして、近隣の産直施設やイベント等で販売されている。

今後は、山菜採り（観光ワラビ園）や、イワナ釣り等の体験受け入れについて検討しており、グリーン・ツーリズムへの発展が期待される。

＜左　：山菜（行者ﾆﾝﾆｸ）栽培状況＞
＜左下：加工状況＞
＜右下：山菜加工品＞

［平成16年度までの主な効果］
○地域づくりの推進（風の人派遣事業（県単事業）の活用による「地元学」の開催）
　・屋号看板及び集落案内板の設置
○高付加価値型農業の推進（宮古農業普及センターとの連携）
　・新規作物の導入…花卉（ﾘﾝﾄﾞｳ26a）、山菜（ｳﾄﾞ、行者ﾆﾝﾆｸ、ｳﾙｲ　50a）
　・山菜の生産・加工・販売システムの実証（地産地消型販売強化事業）
　・山菜加工施設の整備（村単事業）…１棟（A=50㎡）
　・第25回岩手県ふるさと食品コンクール優良賞受賞
○橋梁の補修による耕作放棄地の防止…２箇所
○担い手の育成…認定農業者２名→４名
○体験農業への取り組み…山菜採り（観光わらび園）及びイワナ釣りの提供

＜農産物の加工・販売、加工施設の利用を行っている事例＞

○地域渓流資源の活用「ヤマメの加工販売」で地域づくり

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山形県最上郡戸沢村（もがみぐんとざわむら）　上台（開田）（うわだい（かいでん））			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
16.2 ha	そば、大豆ほか	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
341万円	共同取組活動分（50%）	農道、水路管理費		17%
		共同利用機械購入費		10%
		多面的機能増進活動費、その他		23%
協定参加者	農業者 22人、上台開田組合（構成員23人）渓流の里推進協議会(構成員7名)			

２．活動内容の概要

当地域は、戸沢村の南部地区に位置する３集落43戸の地域である。

信仰の霊域である今神山自然環境保全区域の山裾にあることから、今熊山、浄の滝、今神温泉、お池など熊野信仰の行場が特異な民俗的自然地域として保全されている。これら地域資源の活用と交流を目的とした「南部民宿の里づくり」計画に合わせた「渓流の里推進協議会」を平成12年に設立し、集落協定＝農業生産活動、渓流の里＝地域づくり、としてスタートした。

協定活動内容として、既耕作放棄地の解消と農地の利用調整、畦畔の漏水対策、排水不良田の解消、急傾斜農道の舗装など保全条件の整備が課題となり合意形成に至るまでに多くの時間を要したものの、１・２年目にハード整備、３年目に生産活動(集団転作と共同作業化)などの年次計画による合意が図られ、協定締結となった。

〈ヤマメの燻製〉

〈リンドウの収穫体験〉

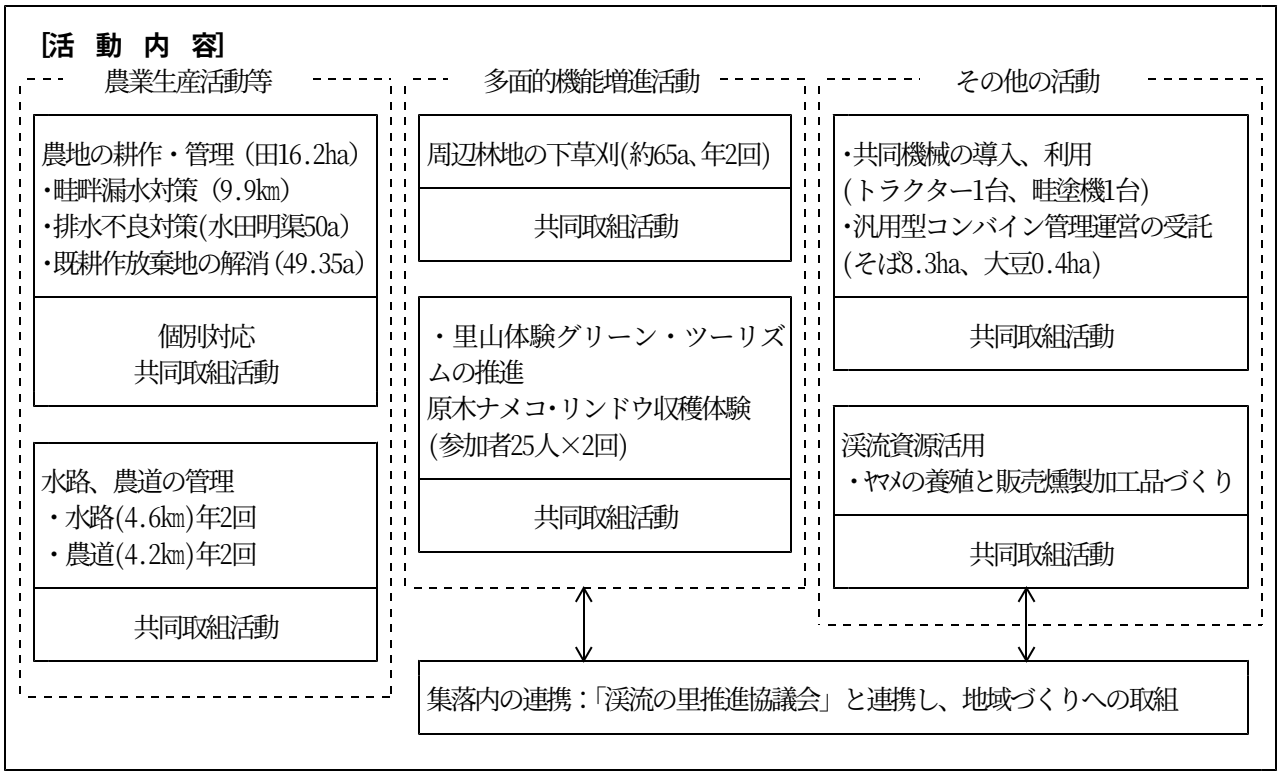

３．農産物の加工･販売の取組

渓流資源の活用は、地域にとって長年の懸案であり、キャッチアンドリリースの管理釣り場の設置等がされていたことから、サクラマスをなんとか特産にして地域づくりに役立てたいとの思いから、協定の締結に合わせ平成 12 年に「渓流の里推進協議会」を設立した。

渓流の里推進協議会との連携により、協定参加者による親水公園を利用した渓流魚ヤマメの養魚の実施や、村農産物直売組織との連携により女性たちの協力で渓流まつり等において焼魚販売や簡易プールでのつかみ取り等が行われた。さらに、平成 15 年には販売量増加を図るため自前で加工施設を建築し、魚の調理や甘露煮、燻製商品に取り組み、年間５千匹程度の販売ができるようになった。

また、平成 15 年から「里山体験ツアー」を開催。原木なめこの収穫や協定団地でのリンドウ摘みなどを実施し、１回あたり 25 名ほどの参加者があり、高齢農業者が指導役として活躍している。平成 17 年度からは、年２回の開催を計画している。

[平成16年度までの主な効果]

○ 既耕作放棄地の解消（49.35a）
○ 漏水対策（畦畔9.9㎞）及び排水（水田明渠30a）対策の実施
○ 作物の栽培の団地化による作業の共同化と効率化
（そば8.3ha、大豆0.4ha、リンドウ0.3ha、ウルイ0.6ha）
○ 渓流魚の養魚、加工、販売で地域が活性化
（養魚数 15,000匹／年、加工販売数 5,000匹／年、釣り堀入込み客数 50人／年）

＜農産物の加工・販売、加工施設の利用を行っている事例＞

○紅そばを使った地域振興

１．集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県久米郡美咲町（くめぐんみさきちょう）　境（さかい）			
協定面積 47.9ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲、そば等	－	－	－
交付金額 1,006万円	個人配分分			50%
	共同取組活動分（50%）	農業生産活動		25%
		多面的機能増進活動		5%
		その他		20%
協定参加者	農業者 51人			

２．活動内容の概要

境地区は、近隣に日本の棚田百選「大垪和西（おおはがにし）の棚田」がある典型的な棚田地帯であり、過疎化・高齢化・担い手不足は深刻な問題となっている。

このような中、少しでも地域の活性化につながればと、平成12年度から制度に取り組み、現在、境地区の４つの小集落の51人の農業者で活動している。

農業生産活動の継続や水路・農道の維持管理以外に、交付金を利用して鳥獣害対策として、協定農用地の周辺に共同でイノシシ防護用電気柵を設置している。(境地内12㎞)

また、協定締結等を契機として、ソバ・コンニャク芋の栽培や、景観作物としてザクロ、姫リンゴ、ミカン、柿、イチジク、ユズ等を作付けしている。

さらに、ソバやコンニャクなどの地元農産物を原料とした加工販売に取り組み、農産物の高付加価値化や地域の活性化に積極的に取り組んでいます。

加えて、協定を締結することで集落住民が“家族”となり、集まる機会が増え、様々な発想が生まれ、農業を中心に集落が活性化してきている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作･管理(田47.9ha) 個別対応	集落内環境整備 共同取組活動	・紅そば亭の運営 ・こんにゃく･豆腐の加工施設の運営 共同取組活動
水路・作業道の管理 共同取組活動	景観作物作付け（ｻﾞｸﾛ、姫ﾘﾝｺﾞ、みかん、柿、ｲﾁｼﾞｸ、ゆず、そば(高嶺ﾙﾋﾞｰ)） 共同取組活動	農作業の受委託の推進 共同取組活動
農地法面の定期的な点検(随時) 共同取組活動		境神社秋祭り（獅子舞、棒術）そばまつり、もち投げ等のイベント実施 共同取組活動

３．都市住民等との交流の取組

以前の当地域は、水稲が主でこれといった特産物はなかったが、当制度への取組を契機として紅そばを栽培したところ､綺麗な花が咲き、収穫もできた。

これを契機に、ソバを題材とした「そば祭り」を企画し、収穫したソバで、以前、地元で作られていたそばを再現して「境そば」として振舞ったり、加工品（手作りコンニャク、豆腐、オコワ、漬物等）の販売、手芸作品（木工製品、竹細工、棚田写真等）の展示等を行ったところ、町内外からの多くの参加者が訪れ、盛大に開催でき、今後も毎年開催する予定となっている。

〈そば打ち体験の模様〉

また、地元の境地区農業生産者組合が管理運営する“棚田のそば屋「紅そば亭」”（平成１５年度県補助事業により境地区に建設）では、そば打ち体験ができることから、多くの都市住民等が体験に訪れている。祭りやそば打ち体験等により、都市住民等と地元住民との交流も活発化し、集落の活性化につながっている。

〈交流の拠点となっている棚田のそば屋「紅そば亭」〉

４．農産物の加工・販売の取組

協定締結等を契機として取り組んだソバ栽培は、“棚田のそば屋「紅そば亭」”で手打ちそばの原料として使用し、販売されている。

また、平成１６年度には町の補助を受け、加工施設を整備し、そば粉を使ったそばクッキー、そばカリントをはじめ、地元農産物の加工販売も行うこととなった。

また、手作りコンニャク等の加工品は、原料持ち寄りの試行錯誤から始まり、当初は、コミュニケーションを兼ね楽しみ半分で作っていたが、最近では、紅そば亭での販売も行っている。

これらの取組により、農産物の高付加価値化を進めるとともに、今まで保全管理だけが行われてきた農地へ、ソバの他、そばの具に必要なネギ、シイタケや加工用のコンニャク芋などの栽培が行われるようになり、農地利用が活発化し、耕作放棄の防止に役立っている。

〈棚田でのそばの栽培風景〉

［平成16年度までの主な効果］

○直接支払制度により、重労働を強いられる棚田の維持に集落全体で取り組まなければならないという意識が集落に浸透しました。
○ 交付金で導入した電気柵（12㎞）は鳥獣害対策に効果がありました。
○棚田のそば屋「紅そば亭」のオープン以来、地元の人や観光客の人気を呼び、平成16 年8月には、来客１万人を達成しました。また、集落外の人々との交流の拠点となっています。
○保全管理となっていた田へのソバ等作物栽培が進んでおり、耕作放棄の防止に繋がっています。

＜農産物の加工・販売、加工施設の利用を行っている事例＞

○集落営農に向けた取組を展開

１．集落協定の概要

市町村･協定名	長崎県　壱岐市（いきし）　片山触仲田（かたやまふれなかた）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
8.6ha	水稲、飼料作物			
交付金額	個人配分分			48%
180万円	共同取組活動分（52%）	農地法面、農道、水路の点検等		41%
		多面的機能増進活動(堆きゅう肥の施肥等)		2%
		リーダー育成		5%
		研修会等		4%
協定参加者	農業者　20人			

２．活動内容の概要

集落内の耕作放棄地の防止と農作業の省力化を図るため、平成12年度に本制度を導入し、機械利用組合を中心として大型機械による作業受託に取り組んでおり、転作の農地利用集積による農用地の効率的な利用を図るなど､地域農業の担い手と期待されている。

また、耕種農家と畜産農家が連携し堆肥を投入する取り組みにより、化学肥料の軽減につながっている。

さらに、地域の女性による地元産大豆を利用した農産加工「納豆」の取り組みは､「食の安全・安心」が求められる今日の情勢に則しており、期待されている。

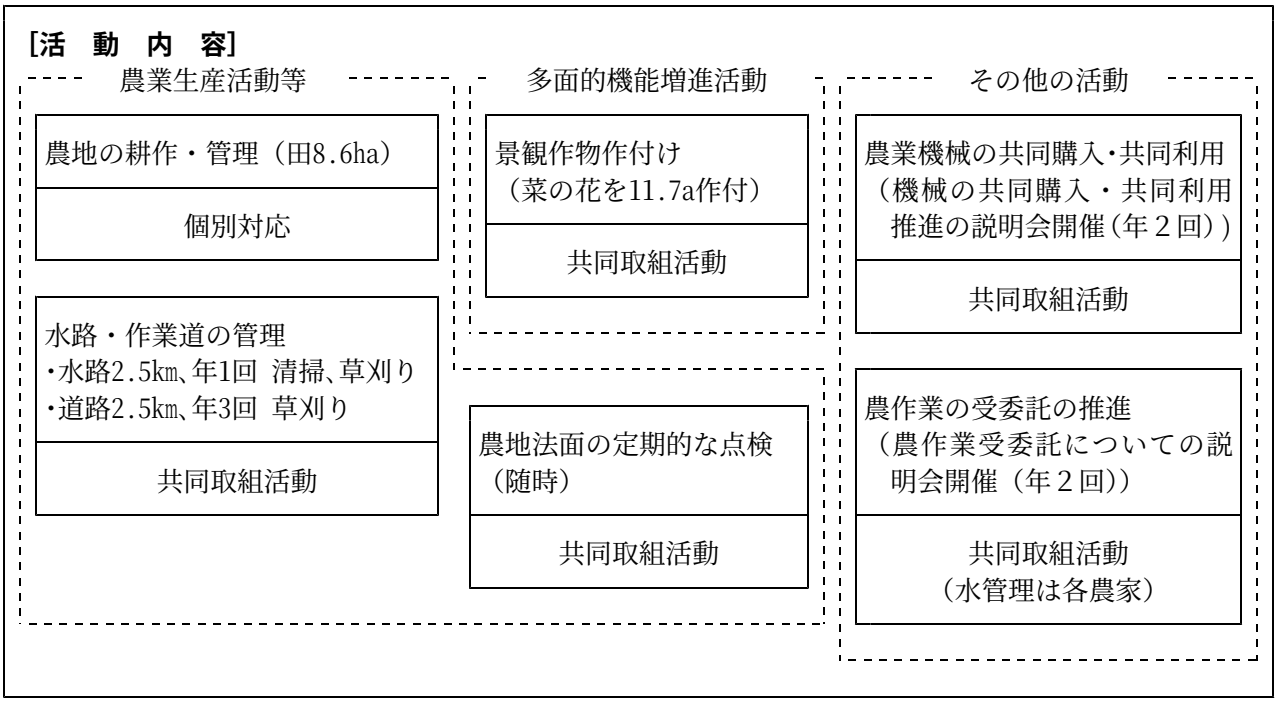

３．認定農業者の育成及び新規就農者の確保の取組

機械利用組合を組織し機械利用を共同化したことにより、生産コストの低減につながるとともに、水稲部門の労力が軽減されたことにより施設野菜（アスパラガス）の導入など複合経営化が図られ、認定農業者の育成につながった。

また、地域の施設園芸（アスパラガス）導入の動きは経営の安定化につながり、新規就農者１名（Ｕターン）の確保を図ることができた。

４．農産物加工・販売の取組

地元産の大豆を利用した納豆は、地域内の農産物加工施設を利用して女性７名によって製造され、福岡市をはじめとする近隣都市の大手スーパーへ出荷されている。その販売は好調で、平成15年度は９百万円、平成16年度は１千万円を売り上げた。

〈機械利用組合による飼料作物の収穫〉

〈女性グループによって製造された納豆〉

[平成16年度までの主な効果]

○　集落での大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
　　(労働時間の短縮：2.56hr／10a → 2.1hr／10a)
　　（生産コストの低減：2,761円／10a → 1,265円／10a）

○　集落営農への利用集積
　　（作業受託面積の増加：1.29ha（H12）→ 2.99ha（H16））

○　新規就農者の確保（平成12年以降に１名が就農）
　　Ａ氏：両親とともに家族経営（肉用牛41頭、水稲1.76ha、飼料作物4.67ha）を営む傍ら施設園芸(ｱｽﾊﾟﾗ)５ａを主宰

○　認定農業者の育成（平成12年以降に２名の認定農業者を確保）
　　Ｂ氏：水稲1.1ha、肉用牛５頭、施設園芸(ｱｽﾊﾟﾗ)25a
　　Ｃ氏：水稲0.9ha、肉用牛11頭

○　農産物の加工・販売（納豆の製造販売）
　　加工を行う女性：７名
　　納豆の販売額：840万円（H14)、890万円（H15)、1,000万円（H16）

＜新規就農者の確保及び認定農業者の育成を推進している事例＞

○新規就農者の受入と農業後継者の育成活動

１．集落協定の概要

市町村･協定名	北海道足寄郡足寄町　上足寄（あしょろぐんあしょろちょう　かみあしょろ）			
協定面積	田	畑（1%）	草地（99%）	採草放牧地
434ha	―	ﾋﾞｰﾄ	牧草	―
交付金額	個人配分分			26%
998万円	共同取組活動分（74%）	鹿柵設置維持管理		4%
		多面的機能を増進する活動		10%
		生産性・担い手定着（土壌改良剤散布、研修会開催）		49%
		集落管理体制		11%
協定参加者	農業者 24人、鹿柵管理組合（構成員24人）			

２．活動内容の概要

上足寄集落は、市街から25㎞離れた山間に囲まれた集落で、鳥取、美利別、茨城、宮城、伊奈、茂足寄の地区が集まり一つの集落形成をしている。明治後半に本州各地から開拓入植し、出身地にちなんだ地区名が付けられており、厳しい開拓の時代に培われた集落がまとまり助け合っていく習慣が残っている地域である。

集落協定を締結を契機に、酪農部会、畑作部会、鹿柵管理組合が、活発な活動を展開するようになり、特に担い手、後継者確保への積極的な取組がなされている。

集落の中心の国道は年間150万人が通過する足寄町から阿寒国立公園への交通の要衝であり、観光客への地元農産物の販売、農業実習生の受入などを積極的に行っている。

このような取組が、他産業からの新規就農者や子弟後継者の確保につながっている。個々の農業者が家族経営による適正規模での経営確立を目指し、エゾ鹿被害防止柵の補修、維持管理作業や各種学習会など、共同取組活動により積極的に実施されてきている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作･管理（434ha） 個別対応	農場環境整備（花壇24個） 共同取組活動	デジタオルソ測量 土改剤共同購入散布(434ha) 共同取組活動
鹿柵維持管理（75㎞） 鹿柵修理作業 (見回り保守修理) 共同取組活動	廃屋･廃機･廃プラ適正処理 (24箇所、47,000kg) 都市住民との交流 共同取組活動	実習生の受入（３戸） 女性グループ活動支援助成 後継者担い手研修（７回） 共同取組活動

↕

集落外との連携：近隣の集落と共同により、鹿柵の修理を春に時期を見計らい実施し、さらに乳質に関する学習会などを開催し、生産物の品質向上を図っている。

３．新規就農者確保の取組

上足寄地域集落は、早くからエゾ鹿による被害が発生し、農作物被害額が多額となり、有害獣防除施設（鹿柵）の設置を求めてきた。上足寄地域農業の存続にかかわる課題として、地域で鹿柵設置組合を組織し、試行錯誤しながら積極的に取り組みをしてきた。自己負担とあわせ、国、道、町の補助事業導入を図り、足寄町全域を対象に総延長距　離約５００ｋｍにも及ぶものとなった。足寄町の農業に対する有害獣防除施設は、非常に重要なものとなっており、農地を守る農業共同利用施設として、町内農業者によって　年間を通じ維持管理されている。

エゾ鹿被害が防止され、農業所得が安定したことから、子弟後継者が営農を譲受けする事例が見られ、さらに高齢農業者の離農予定地に新規就農者が、研修・就農するなど、明るい事例が出始めている。

このことは、代々にわたり集落活動のリーダーがいることから、関係機関の協力を引き出し、年間計画的に学習会を開催し、地域の担い手育成につながったものである。

都市住民との交流については、農業実習生の受入に積極的であり、結果として農家の花嫁として迎えた事例もある。農業経験した若者は多くのことを学び、受け入れした農家も、若者から元気をもらい営農意欲向上に結びついている。

阿寒国立公園に隣接している集落であることから、多くの通行観光客があり、農業環　境整備、景観にも普段から気にかけ、農家施設周辺の花壇づくりには女性部が積極的に活動している。

このような集落活動が、今後の集落農業を担う後継者に継承されることが期待される。

〈学習会の開催〉

〈地元農産物の提供〉

[平成16年度までの主な効果]
○学業を終えた若者が親の農業後継者として一緒に取組んでいる（８戸）
○新規就農者が就農（平成１５年営農開始１戸）
○学習会の開催（７回）
○農業実習生の受入（３戸）
○エゾ鹿被害防止策維持管理（上足寄集落会議管理延長距離７５ｋｍ）
○草地の土壌改良剤散布（１２年～１６年全面積４３３．５ｈａ実施）
○農場環境整備、景観提供、資源循環にかかる先進地視察（３回）
○デジタルオルソ画像を用い、放牧酪農など効率的な農地利用について検討

＜新規就農者の確保及び認定農業者の育成を推進している事例＞

○全町一円で関係機関と連携して担い手対策を実施

１．集落協定の概要

市町村･協定名	北海道上川郡美瑛町（かみかわぐんびえいちょう）　美瑛（びえい）			
協定面積	田（35%）	畑（50%）	草地（15%）	採草放牧地
4,785ha	水稲、麦、大豆	馬鈴薯、緑肥等	牧　草	ー
交付金額	個人配分分			40%
25,887万円	共同取組活動分（60%）	農業生産活動		8%
		多面的機能増進活動		20%
		生産性・収益性の向上		27%
		担い手の育成等		5%
協定参加者	農業者 750人（うち13法人）			

２．活動内容の概要

美瑛町では、町内２２地区にそれぞれ農用地利用改善事業実施組合があり、それらを基盤として、２２地区の代表者で構成する「美瑛町中山間事業連絡協議会」を設立し、全町をひとつの集落として、全町一円の協力体制のもと、集落協定を締結し、活動を実践している。

交付金の配分は、美瑛町中山間事業推進協議会（構成員：町、ＪＡ、土地改良区、普及センター、連絡協議会）で検討を重ね、４割を個人、４割を全町取組活動、残り２割を２２地区のサブ集落の共同取組活動に活用している。

交付金の４割を活用して全町一円の共同取組活動では、土づくり、景観形成を目的とした緑肥の作付、トマト、グリーンアスパラ、スイートコーン、馬鈴薯などの生産振興、担い手育成推進、動物被害防止対策などを実施している。

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（草地4,785ha） 個別対応	緑肥・景観作物の作付（3,739ha） 共同取組活動	高付加価値農業の推進（トマト等ハウス28,595坪） 共同取組活動
水路・農道等の管理（２２地区で実施） 共同取組活動	廃農機具・廃車等処理（167t、253台） 共同取組活動	農業機械の共同購入・利用（枝豆収穫機他） 共同取組活動
	廃プラスチックの処理（387t） 共同取組活動	担い手の育成確保（新規就農対策・研修生支援） 共同取組活動

３．新規就農者の確保の取組

新規就農（参入）対策については、受入農家との連絡調整、各種研修の実施、土地情報の提供などの就農に関するサポートや研修先農家の助成、新規就農時における資金助成・無利子融資などを実施しており、このことから、新規就農者が８戸（酪農３戸、野菜３戸、畑作１戸、法人１戸）が誕生し、地域農業の担い手として活躍している。

また、農業後継者対策として、平成１４年度より農業後継者や嫁いできた新妻に対し、農業機械研修、農畜産加工研修、農業技術研修、パソコン・農業簿記講習会を実施（45名が修了）しており、研修終了後、研修生同士でグループを作り自ら農畜産加工を実施したり、青年部等の活動に積極的に参加し技術向上に努めており、仲間づくりや勉強会への参加啓発に大きな効果があった。

４．機械・農作業の共同化の取組

農業用機械の共同利用を進める観点から、ディスクモアー、チョッパーロータリー、堆肥散布用マニアスプレッターを共同購入し、米・麦・大豆を中心に機械利用組合による共同収穫を実施している。

また、農作業受委託の更なる推進を図るため、コントラクター組織の設立を目指して、検討会を実施している。

〈新農業人研修終了授与式〉

〈耕起の共同作業〉

［平成16年度までの主な効果］

○土づくり・地力増進を目的に、畑作主要４品目に緑肥作物を加えた５年輪作を確立する基盤づくりの実践（3,739ha）
○農作物の動物被害防止対策の実施による農作物被害の減少(70,160m)
○法人育成・担い手対策の実施による新規就農者の確保（新規就農者８名、法人４戸）
○デジタルオルソーの整備による農地流動化、出入作の管理
○集落会館整備、会館周辺の花壇整備による農村環境の美化

＜新規就農者の確保及び認定農業者の育成を推進している事例＞

○若手を中心としたパソコン導入による農業経営の合理化

１．集落協定の概要

市町村･協定名	青森県南津軽郡平賀町（みなみつがるぐんひらかまち）　広船（ひろふね）			
協定面積 230ha	田（6%）	畑（94%）	草地	採草放牧地
	水稲	りんご	－	－
交付金額 2,595万円	個人配分分			50%
	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		27%
		共同利用機械導入		10%
		その他（事務費等）		13%
協定参加者	農業者168人			

２．活動内容の概要

（１）平賀町は県内でも有数のりんごと米の町である。対象農地は八甲田連峰に連なる丘陵地に広がるりんご園が多く、広船集落は青森県りんご品評会等において農林水産大臣賞を12回受賞するなど、地域のりんご生産の中心的な存在となっている。

（２）同集落は早くから冠婚葬祭の簡素化(会費制)や、公民館活動などに取り組んできており、昭和59年には豊かなむらづくり全国表彰事業で内閣総理大臣賞を受賞するなど、地域活動が盛んなところである。

（３）平賀町の中では農業後継者が最も多く、若手を中心に獅子踊りの保存やねぷた祭りなどの活動が活発に実施されている。

（４）協定の締結には、全生産者が加入している16の農道組合長と10の共同防除組合長を集落協定の役員にして、運営を行っている。

（５）平成12年度から交付金を活用して草刈り等の農道管理、農道の生コン舗装や除雪作業等を実施している。

＜パソコン研修会の様子＞

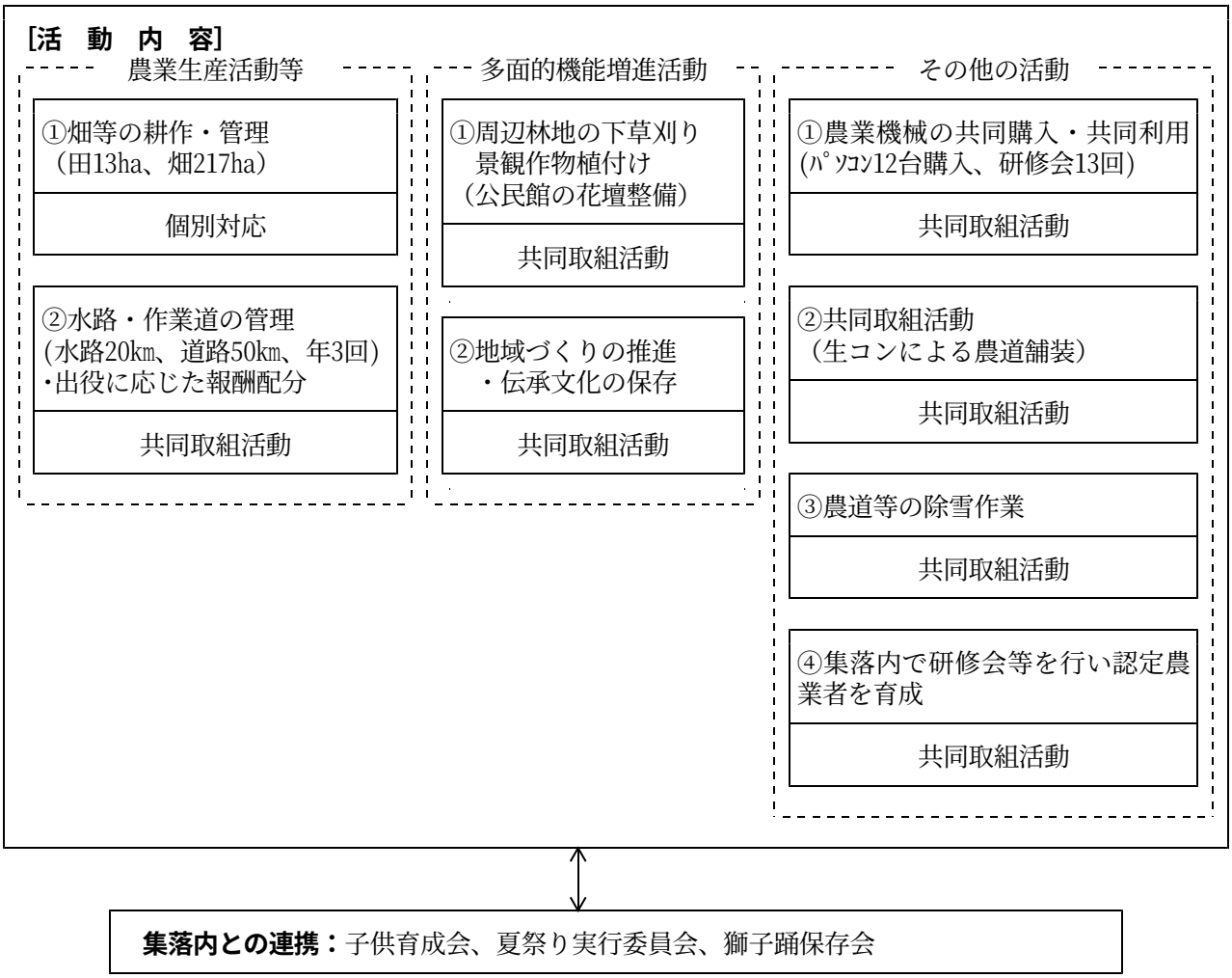

３．若手農業者のパソコン導入による経営改善の取組

（１）平成13年度からは、若手農業者の要望により、各防除組合の経理等を一括管理するためにパソコンを12台購入し、講師を招くなどパソコン教室を年数回開催している。

（２）この結果、若手を中心に経営記帳や税の青色申告など自主申告・自主納税の意識が啓発され、認定農業者となるための経営改善計画の作成などに積極的に取り組む生産者も出てきており、農業の経営改善に大きく役立っている。

（３）今後も、りんごの町として生き残っていくために、認定農業者の育成確保や新規就農者の人材確保に努め、交付金を活用して、除雪体制の整備・ふらん病予防対策（塗布剤助成）・防除用水槽の整備を進めていくことにしている。

[平成16年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　1.0ha
○利用権設定・農作業受委託による耕作放棄の防止
○除雪体制の整備による枝折れ防止
○ふらん病予防対策の確立（塗布剤助成による樹木保護）
○農業生産に対する意欲喚起
○認定農業者の育成確保　41名　⇒　58名
○新規就農者の確保　９名

＜新規就農者の確保及び認定農業者の育成を推進している事例＞

○誇りある地域、魅力ある地域を

１．集落協定の概要

市町村･協定名	宮城県伊具郡丸森町（いぐぐんまるもりまち）　耕野芦沢（こうやあしざわ）			
協定面積	田(79%)	畑(21%)	草地	採草放牧地
15.6ha	水稲・大豆	牧草・野菜・果樹	―	―
交付金額	個人配分分			50%
249万円	共同取組活動分 (50%)	その他（集会所建設、雑費等）		42%
		多面的機能の増進活動		3%
		生産性向上・担い手定着		1%
		リーダー育成		4%
協定参加者	農業者　26人			

２．活動内容の概要

〈「ガッタリ」の復元〉

芦沢集落の農地は、沢沿いにある作業効率の悪い急俊な傾斜の農地がほとんどであるが、近年まで何とか耕作を継続してきた地域である。

戦後、農業の機械化が進むにつれて、自然にとけ込んだ伝統的営農施設が、昭和40年頃には地域から姿を消してしまった。また、以前のゆっくりと地域の将来などを語り合った良き伝統が失われつつあった。

この現状を何とかしようと話し合っていたところ、平成12年度より本制度がスタートし、農地の耕作放棄を防止するとともに、地域の活性化と希薄化した人間関係の回復、自然と共生する営農を目指すため、本制度に取り組むことになった。

平成14年には協定活動として、高齢化で耕作放棄が予想される農地約１haの耕作を継続し、耕作放棄の発生を防止するとととともに、学生の農業体験実習や町外からの農業交流体験用として集落内の棚田を有効に利用している。また、平成13年には、共同取組活動の一環として、集落内を流れる沢水の流れを動力に利用した米の精米施設（ｶﾞｯﾀﾘと呼ばれる）を復元した。

協定内農用地は山間の傾斜地で、農道も狭く作業効率が悪いため徐々に高齢化による耕作放棄などが予想されたが、協定締結を機に話し合いが活発に行われ、自然のエネルギーを活用した精米施設(ｶﾞｯﾀﾘ)の復元利用、棚田を活用した学生の農業体験や町外からの農業交流の運営が実現し、耕作放棄の防止に役立っている。

また、ｶﾞｯﾀﾘ精米の「おいしい米のおにぎり」や地域生産物の直売所での販売も行われ、生産性の向上と地域活性化、昔の自然にとけ込んだ生活と新たな暖かい人間関係の復活に役立っている。

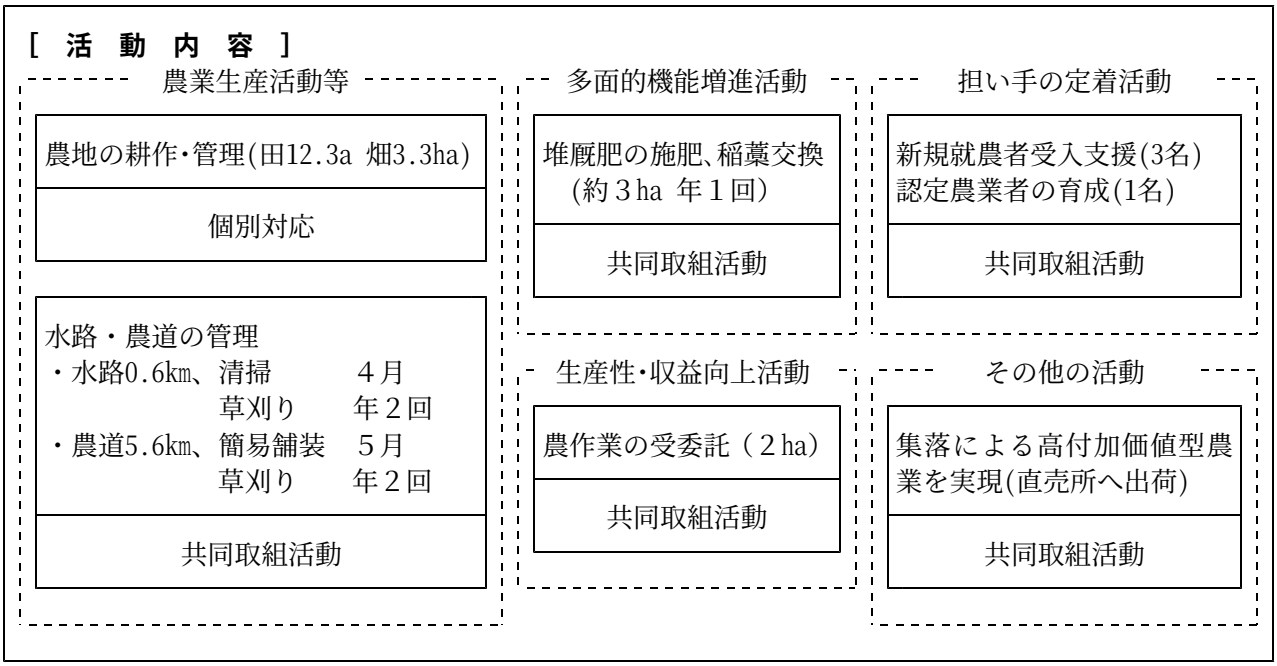

３．認定農業者の育成、新規就農者の確保

本制度を契機に新規就農者の確保、認定農業者の育成ができ、各種生産組合等と連携した地域農業にとって明るい未来構想が見えてきた。

認定農業者育成の取り組みとしては、地域住民の話し合いの場、情報交換、担い手育成の場等として芦沢集会所を整備することを目標とした。慣行的に実施されてきた農道・水路管理等への支出を最小限に抑え、施設整備のための経費に充てた。芦沢集会所は精米施設「ガッタリ」の近くに整備され、視察研修にも利用し県内外の農業者との話し合いの機会も増え、認定農業者育成に役立てられている。

新規就農者確保の取り組みとしては、「田植えまつり」等のイベントを開催している。「田植えまつり」は、町内外問わず農業者や学生等が参加することから、交流人口の増加に繋がっているイベントである。これらの催しが情報発信源となり、同集落に新規就農希望者を多く呼び込んでいる。そのため、集落付近にある空家等を調査し新規就農者の為の住居を確保する等、地域の協力体制、受入れ体制も整ってきている。

今後も、集落内で英知を結集し、新規就農者確保、認定農業者育成を始めとして地域おこしの取組を展開し、”誇りある地域、魅力ある地域”を目指し励んでいくこととしている。

[平成16年度までの主な効果]

○直売所におけるｶﾞｯﾀﾘ精米の「美味しいおにぎり」と生産物の販売（３基のｶﾞｯﾀﾘを復元)。
○新規就農者３名の確保、認定農業者１名の育成の実現による地域農業の明るい未来。
○集落全体での田植え祭り、収穫祭等による地域活性化と内外の人間関係の構築。
○ｶﾞｯﾀﾘ街道への季節の花の植栽、耕作放棄地化の防止による多面的機能の増進（約１ha)。
○先進地研修で得た新たな発想による活動（祭り)、自然と共生する農業の復元。

＜農業生産法人、特定農業法人の育成及び参加の事例＞

○農地を守る法人化に向けて

１．集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県　北秋田郡上小阿仁村　上仏社（きたあきたぐんかみこあにむら　かみぶっしゃ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
15ha	水稲、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			46%
315万円	共同取組活動分（54%）	農地、農道、水路の管理等		5%
		生産性の向上、担い手の定着		47%
		その他		2%
協定参加者	農業者4人、生産組合１、水利組合　4、その他　1			

２．活動内容の概要

水田は20ａ区画で基盤整備済みであるが、高齢化や担い手の減少により耕作放棄地の増加が懸念されていたため、将来にわたって持続的な農業生産活動の確立を目指し、農作業の効率化及び農地の耕作放棄の防止を図るため本制度に取り組み協定を締結した。

協定参加者を中心として、農地の遊休化の防止と農作業効率の向上を図るため、大豆の団地化に取り組んでいる。また、協定参加者全員で水路・農道等の草刈り等の管理作業を年数回行っている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田15ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路5km、道路7.5km）
  4月－水路清掃及び簡易補修
  6・7月－草刈り　年３回
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約11ha、年１回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 利用権設定23.3ha
  農作業受委託 2.2ha
  (農地の遊休化防止、農作業効率の向上)
  - 共同取組活動
- ライスセンターの建設
  比内地鶏生産施設用地整備
  - 共同取組活動

３．農業生産法人の設立・育成の取組

本制度での活動が契機となり、県及び農協等の関係機関の指導等を受け、検討を重ね、特定農業法人を設立（平成15年８月）した。集積目標の地域の農用地面積の35haに向けて取り組み、集積目標の約73％の25.5haが集約された。内訳は、利用権設定面積23.3ha、農作業受託面積2.2haであり、協定農用地面積の12haが法人に集積されている。このことによって、水稲の共同作業・大豆の団地化を図ったことで農作業の効率が向上している。

16年度からは水稲と大豆のブロックローテーションにより高収益と余剰労力を活用し、ベイナス、比内地鶏、食用ホオズキ等の生産拡大に取り組んだ。

また、集落の農業後継者の就労体制が確立したことから、永続的な組織体制に向けた取組を実施していくこととしている。

今後は、省力化により生まれた余剰労働力を活用し、野菜・椎茸・比内地鶏などの複合経営にも取り組み、地域の活性化に向けた取組を実施することとしている。

〈草刈作業〉

〈刈取作業〉

［平成16年度までの主な効果］

○利用権設定（23.3ha）農作業受委託（2.2ha）による農用地の集積化
○転作大豆の団地化による農作業効率の向上
○特定農業法人の設立（平成15年8月）
○後継者の就労体制の確立
○ベイナス、食用ホオズキの生産拡大（20a）
○ライスセンターの建設（自力整備）
○比内地鶏生産に向けた施設の整備（1,000㎡）

＜農業生産法人、特定農業法人の育成及び参加の事例＞

○営農組合の設立、そして仲良し営農組合からの脱却

１．集落協定の概要

市町村･協定名	香川県三豊郡財田町（みとよぐんさいたちょう）　長樋（ながひ）－16・17・18			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
7.3ha	水稲、小麦	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
130.8万円	共同取組活動分（50%）	先進地視察研修		50%
協定参加者	農業者　41人、生産組合　1、水利組合 4			

２．活動内容の概要

本地域は、第二種兼業農家が大半を占め、担い手が不足しており、本制度に取り組む中で、当初から地域営農のあり方についての会合を重ねるとともに、集落営農活動のための先進地視察などを協定参加農家で実施した。

こうした共同取組活動を通じ、「集落内の農地はみんなで守ろう。」という気運が高まり、ついに平成14年４月に、３集落協定にまたがる「林泉営農組合」を設立し、オペレーターによる農業機械の共同利用、水稲苗の共同育苗、遊休農地を集積しての小麦の栽培などの集落営農活動を行い、農地の生産性の向上と省力、低コスト化を図った。

しかし、任意の集落営農組織では機動力、組織力に限界があり、また、農地の利用権が設定できない等の問題点も発生したため、更なる飛躍を目指して農業生産法人の設立に向け、前向きな会合を重ねた。また、法人化した営農集団への先進地を視察した。

こうした活動の成果として、既存の営農組合を発展的に改組し、平成16年10月に農業生産法人「有限会社　林泉」を設立した。

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理(水田7.3ha) 個別または法人対応	堆肥の施用 個別対応	農作業の受委託（3.6ha） 法人対応
小麦の栽培(3.0ha) 法人対応	水路・作業道の管理 ・水路:4km､年2回､清掃､草刈り ・道路：4km、年2回、草刈り 共同取組活動	農地の賃借 遊休農地及び荒廃地の恐れがある農地について、法人との利用権の設定（7.1ha） 法人対応
水稲の共同育苗（3.0ha） 共同取組活動		

３．農業生産法人の育成の取組

集落営農組合設立後の２年間、集落営農活動を参加農家全員で仲良く行ってきた。しかしながら、仲良し組合では機動力と組織力が不足するとともに、農地の利用権を設定することができないため、私財と組合財を明確に分離して活動することに難があった。こうしたことから、今後、地域の農地を守っていくためには農業生産活動で収益を得ることが不可欠であるとの認識のもと、若いオペレーターを中心に新しい動きが生れ、組合員の総意により平成16年10月13日、農業生産法人「有限会社　林泉」を設立した。

法人の主な業務内容は、水稲、小麦を中心とした農作業の受託、利用権を設定した農地への水稲、小麦及び露地野菜の作付け、収穫した農産物の販売としており、将来的には産直市の経営等も視野に入れている。なお、現在では農業生産法人を核とし、農業で他産業並みの収益を上げたいという考えが芽生えている。

現在、当法人は、合意形成力や実践的行動力のあるリーダーと、それに追随する若いオペレーターにより、運営も順調で、集落内ばかりではなく、町内の遊休農地の受け皿として荒廃地防止機能を担っており、また、農業生産法人･認定農業法人として認定されていることから、数少ない土地利用型農業の担い手として大いに期待されている。

〈集落の合意形成〉

〈オペレーターによる小麦の収穫〉

［平成16年度までの主な効果］

○「集落内の農地はみんなで守ろう。」という考えが農業者に浸透した。
○集落営農への気運が高まり、「林泉営農組合」を平成14年４月に発足した。
　・農作業受委託：47件、3.6ha　　・水稲共同育苗：3.6ha
　・機械の共同利用：4台　　・小麦の栽培：4.0ha（すべて、H16.4.1現在）
○自分達での農用地の管理体制について地図を用い、管理方法、担当者等を明記し、効率的な体制を実現
○集落での大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
（10haで実施（協定農用地面積の15%））
○農業生産法人「有限会社林泉」を平成16年10月に設立した。
　・出資金：3,100千円、社員８名
　・農作業受委託：3.0ha　　・農地の集積：7.1ha
　・小麦の栽培：4.0ha（すべて、H17.4.1現在）

＜農業生産法人、特定農業法人の育成及び参加の事例＞

○水田農業の担い手として集落営農組織の法人化を図る

１．集落協定の概要

市町村･協定名	福岡県行橋市（ゆくはしし）　入覚（にゅうがく）				
協定面積	田（100%）		畑	草地	採草放牧地
46ha	水稲、麦、大豆				
交付金額	個人配分分				50%
976万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成			3%
		道・水路管理費			2.5%
		共同利用機械購入等費			34%
		共同利用施設整備等費			7.5%
		機械・設備整備積立			3%
協定参加者	農業者 65人、生産組合 1組合（構成員102人）				

２．活動内容の概要

本集落は、市の北西部に位置しており、平成９年度から県営ほ場整備事業（担い手育成基盤整備事業）により、集落内農地の75haを対象にほ場整備に取り組み、平成15年度で面工事が完了している。

集落の土地利用型農業の低コスト化と効率化のため、平成12年2月に構成員102名からなる入覚営農組合を設立し、水稲、麦、大豆　を中心に農作業の受託活動を行っており、併せて、中山間地域等直接支払制度を活用し、交付された交付金を集落営農に有効活用することを目的に協定が締結された。

平成13年度より営農組合が受委託により水稲８ha、麦10ha、大豆10ha、14年度水稲８ha、麦10ha、大豆15ha、さらに15年度には農事組合法人入覚営農組合を組合員全員賛成を得て設立した。受委託契約も利用権設定に変わり組合員も安心して営農組合に農地を預入れが出来るようになり、15年水稲８ha、麦15ha、大豆20ha、16年度水稲9.3ha、麦20ha、大豆28haと作付面積も拡大し、地域全体で集落営農の取組が進んでいる。

〈入覚営農組合の農用地〉

〈営農組合の活動拠点（事務所・農機具格納庫）〉

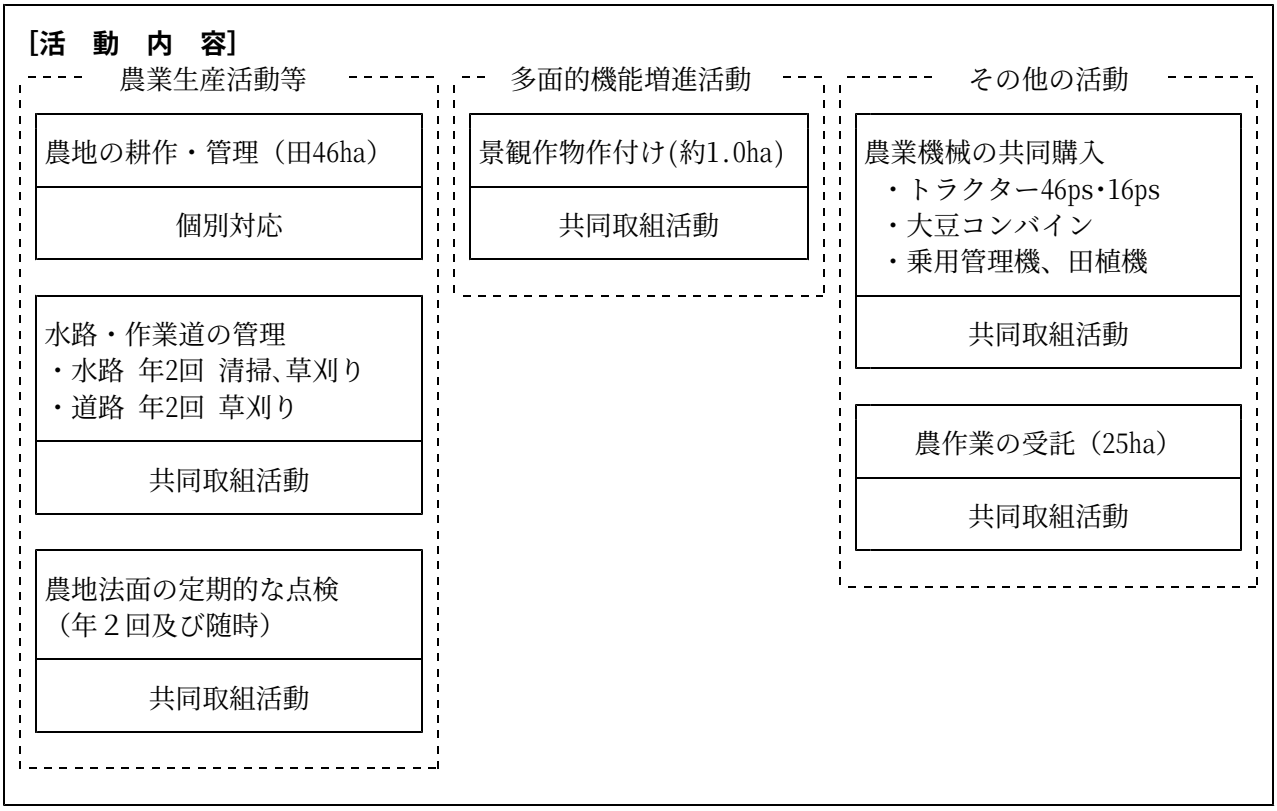

３．農業生産法人の育成の取組

○　取組の内容

交付金の半分を共同取組活動費に充て、共同取組活動費については、水路・農道の除草作業等の出役日当や事務費を引いた残りを営農組合の共同利用農機具の購入に使用している。平成13年度はトラクター46psを１台、平成14年度は大豆コンバイン、乗用管理機、トラクター16psの購入の一部、平成15年度は田植機６条植、乾燥機40石の購入、格納庫下屋（70㎡）の建築費に充てている。

○　取組の効果

基盤整備が完了し、営農組織も法人化され、利用権設定（53人、19.7ha)、ブロッククローテーション採用により高齢化による放置水田の防止、地域全体の水稲、麦、大豆の作付計画が出来るようになり、低コスト、高収益、高品質化を目指す体制が確立出来た。又、耕作放棄地がなくなり地域全体の農村の景観が保たれている。

[平成16年度までの主な効果]

○集落営農組織の法人化
○農作業受託面積の拡充・拡大（15ha）
○利用権設定面積の増大（19.7ha）

＜担い手への農地の利用権の設定等及び農作業の受委託等を行った事例＞

○農作業受託組織の立ち上げ

１．集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県由利本荘市（ゆりほんじょうし）　上直根（かみひたね）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
74ha	水稲、ソバ	－	－	－
交付金額	個人配分分			48.5%
670万円	共同取組活動分（51.5%）	農地法面、農道、水路の点検等（畦畔の除草）		8.0%
		多面的機能増進活動（景観形成作物作付）		3.7%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託・利用権設定）		0.1%
		リーダー育成		2.5%
		その他（事務費・集落会館建設積立金）		37.2%
協定参加者	農業者　37 人	農作業受託組織　１組織（構成員３名）		

２．活動内容の概要

当地区の農用地は、河川沿いに約４㎞に渡り広がっており、その大部分が小区画で、上流部では標高300ｍを超えるなど生産条件が極めて不利な地区であり、農業者の高齢化や若者の農業離れといった問題もあることから、農用地の管理不徹底や広範な水路等施設の維持にかかる負担など深刻な状況にあった。

このような中で、集落内で話し合いを続け、本制度を活用して農地の保全と施設の管理を行いつつ､将来を見据えた取り組みを行うことで合意形成が進み協定締結に至った。

協定締結により、担い手不足解消の気運が高まり、同集落内の認定農業者３名からなる作業受託組織（水穂会）を設立し、刈り取り・乾燥調製等の作業受託業務を開始した。

共同取組活動として、管理の行き届かない自己保全農用地や団地周辺の土手等の病害虫防除草刈りの実施、集落内の町道沿への景観作物植栽や河川道等のボランティア活動による草刈り等を、非農家を含めた集落全戸が実施しており、連携して行うことで集落の相互支援体制の強化を図っている。

担い手育成の活動研修の場とする集落会館の建設費を共同取組費の中から充て、各戸の負担を補い融和を図りながら地域営農の確立を目指している。

〈農作業受託作業風景（乾燥調製施設）〉

〈農道補修〉

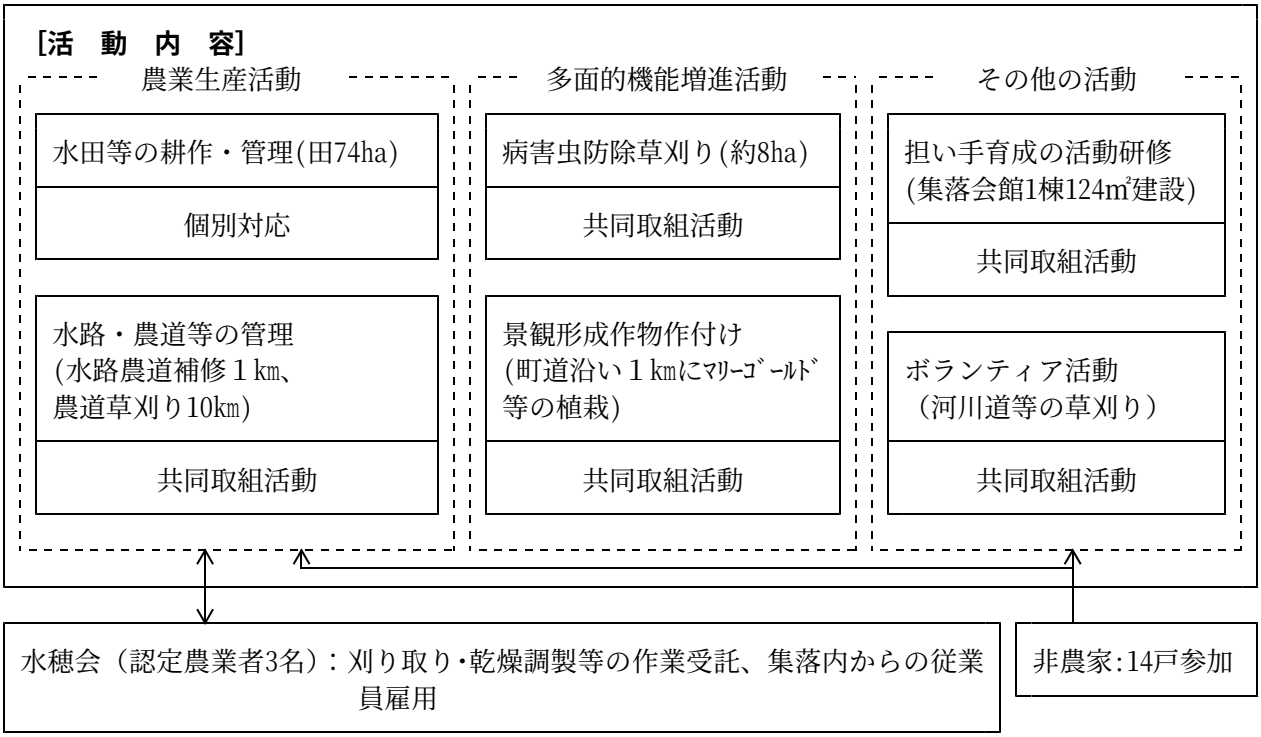

３．担い手への利用権設定・農作業の受委託の取組

平成14年の秋に水穂会のミニライスセンターが完成し、業務稼動にあたって集落内農家の理解と支援を得ることができ､集落協定と水穂会の連携がスムーズに行われたため、農地の利用集積の促進と生産コストの低減が図られている。

現在、協定農用地面積のうち27.5haにおいて、乾燥・調製作業の受託が実施されている。今後は、作業受託組織と認定農業者を核とした集落農業を目指し、秋作業を中心として基幹農作業を積極的に受託し、農地の利用集積、機械の共同利用等の他、将来は付加価値を付けた米の直販をしたいと考えている。

[平成16年度までの主な効果]

・認定農業者の新規確保　１名
・農作業受託組織（水穂会）の立ち上げ　１組織
・水穂会へ作業受託の拡大（刈り取り作業27ha、乾燥調製作業28ha）
・水穂会へ集落内からのパート雇用　６名
・担い手活動研修の場の整備（集落会館1棟124㎡建設）

＜担い手への農地の利用権の設定等及び農作業の受委託等を行った事例＞

○農作業を生産委託し、農家の負担を軽減

１．集落協定の概要

市町村･協定名	長野県東筑摩郡坂井村（ひがしちくまぐんさかいむら）　下安坂（しもあざか）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
2.6ha	小麦、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			62%
54万円	共同取組活動分（38%）	作業委託の促進（生産組織への燃料代補填等）		18%
		リーダー育成		5%
		その他		15%
協定参加者	農業者　20人、生産組織（構成員5人）			

２．活動内容の概要

当初、耕作放棄地の増加や高齢化の進行により、協定を締結し５年間の農地の維持管理に不安があったが、生産組織が農作業を全て受託することにより協定締結にいたった。

生産組織（サンライズ生産組合）は平成12年９月から活動を開始した。農家の高齢化や担い手不足による農地の荒廃化を防止し、農地の団地化・土地利用の担い手への集積による作業の効率化を図るため、受託農作業を共同で実施し、作物の品質・生産性の向上による水田農業の経営確立に資するとともに、組合員共同の利益を増進することを目的とし、男性５名、平均年齢６３歳の構成員で設立された。

生産組織は集落との協議により、集団転作として小麦を作付け農作業の全部を受託している。また、本地域は長野道から周辺農地が眺められることから、小麦の収穫後には景観作物としてそばの作付けを行い、この収穫作業も生産組織が行っている。

集落は、水路・農道・水田畦畔の維持管理活動に専念し、景観作物として作付けたそばを利用して、地域住民でそば打ち体験の開催や、小麦を用いてうどん作りの体験交流会を開催している。

〈景観作物としてのそばの作付け〉

〈そばの収穫作業(生産組合へ委託)〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田2.6ha)
生産組合・個別対応

水路・作業道の管理 ・水路0.4㎞、年3回 清掃、草刈 ・道路0.6㎞、年1回 草刈
個別対応

農地法面の定期的な点検(年2回及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け (そばを毎年7月に約2.3ha作付)
共同取組活動

その他の活動

生産組合への農作業委託の推進(2.3ha)
共同取組活動

生産組合におけるオペレーター確保(3人)、育成を図るためオペレーターの募集
共同取組活動

定期的な土壌診断(年1回)
共同取組活動

３．担い手への農作業受委託の取組

協定を締結するにあたり、農作業については生産組織への全面委託（景観作物として、そばを毎年７月に約2.3ha作付け）が可能となったことから、各農家は農作業の負担が軽減され、農地の維持管理活動の回数は増え、水田畦畔は常に良好な状態で管理されることとなり、集落のまとまりも向上している。

地域内農家の多くは兼業農家であるため、休日の農作業が多く営農意欲は衰退していたが、農作業時間が軽減されたことからその他の活動を行なう余裕ができ、そば・小麦など地域農産物を活用した都市住民との交流を行うなど、住民活動の幅も広がりを見せてきた。

[平成16年度までの主な効果]

○　農地の維持管理活動の増加(２回→３回)
○　観光農業による都市農村交流の促進
　・そばうち体験(13年12月　15人参加)
　・うどんづくり体験(14年6月　20人参加)（都市住民はこのうち５人程度）
○　景観作物の作付けによる地域の活性化
　・そば(2.3ha）を作付け
○　生産組合への受委託の推進(2.3ha)
○　生産組合におけるオペレーターの確保(３人)

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○市街地に隣接する耕作放棄地を活用して市民農園を開設

１．集落協定の概要

市町村･協定名	北海道広尾郡広尾町（ひろおぐんひろおちょう）　広尾（ひろお）			
協定面積	田	畑	草地（100%）	採草放牧地
4,421ha	－	－	牧　草	－
交付金額	個人配分分			20%
6,685万円	共同取組活動分（80%）	多面的機能増進活動		10%
		生産性・担い手の定着		46%
		その他		24%
協定参加者	農業者 143人			

２．活動内容の概要

広尾町では、冷涼な気候と自然条件を活かし、酪農を中心に生産の近代化・高能率化に努めながら土地利用型農業を展開している。

町内一農協という意味においては、従来から全町の農業者がまとまって事業に取り組む基盤はできてきたと言えるが、これまでの農協主導型の事業展開から脱却し、農家自身が自主的・主体的に取り組む体制整備の機会として本制度の導入を図り、町内のほぼ全農家の参加による集落協定を締結することとなった。

集落協定の活動内容は、集落の話し合いにより、交付金の概ね８割を共同取組活動に充てることとし、これまで遅れがちだった明渠の土砂排除や経費的な理由で個々に取り組むことが難しかった廃屋・遊休サイロの撤去など、本交付金を有効に活用した取組を積極的に進めている。

［活　動　内　容］

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理 ・協定締結面積4,979ha (うち交付対象草地4,421ha)	農村景観の維持・向上 ・廃屋、遊休サイロ処理 ・廃農機、車両の破棄	生産性・収益の向上 ・草地更新助成 ・農用地GISの維持管理
個別対応	共同取組活動	共同取組活動
水路・明渠の管理 ・水路の草刈り ・明渠の土砂排除	都市と農村の交流 ・市民農園運営助成 ・景観作物の作付(0.3ha)	担い手の定着 ・担い手育成センター支援 ・酪農ヘルパー利用促進
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動

３．都市住民との交流の取り組み

本町では、従来より都市住民と農村との交流を目的にメークインのオーナー制度（収穫体験）に取り組んでおり、平成１４年度をもって５年間の事業を終了したが、その後継事業として、市街地近郊の遊休地（集落協定参加者所有）を市民農園として活用することとし、平成１５年度より集落の共同取組活動として実施している。

市民農園利用者は市民農園開設者（土地所有者）と１口５６㎡（７×８ｍ）の利用契約を結び、５月～１１月の期間中、農作業を体験するが、集落は、水道・簡易トイレ・エゾシカ防護柵等の設置・維持管理の他、開設前の耕起、整地・区画割等の一連の準備作業、説明会の開催、種いもの斡旋、栽培技術指導等、農園運営に係る全般的な支援を行っている。

また、近隣環境の向上を図るため、景観作物（ひまわり）の作付けや周辺の草刈りなどを実施し、本制度と広尾集落の取組のＰＲに一定の効果があったものと考えている。

利用期間中は、様々な年齢層・職種の方々が、思い思いに野菜や草花などの栽培を楽しんだほか、町内の老健施設では、入居者の健康増進にも役立てるなど、市民農園利用者の反応は概ね好評であり、平成１７年度以降も継続して実施する予定である。

〈市民農園の風景〉

［平成16年度までの主な効果］

○廃屋（309棟）、廃プラ（259ｔ）、遊休サイロ（160基）、廃農機（526台）の処理による農村環境向上

○農用地の管理について土壌改良剤投入（621ｔ）、計画的草地更新（223ha）を行い、協定地の土壌健全化を実現

○市民農園の開設（延べ62口）による都市住民との交流の活性化と耕作放棄地の有効利用

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○都市住民との交流を通して里山の暮らしの良さを再認識

１．集落協定の概要

市町村・協定名	宮城県黒川郡大和町（くろかわぐんたいわちょう）　難波（なにわ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
36.4ｈａ	水稲、そば	ー	ー	ー
交付金額	個人配分分			50%
658万円	共同取組活動分（50%）	農道・水路の管理・点検等		11%
		生産性向上・担い手定着		12%
		リーダー育成		6%
		その他		21%
協定参加者	農業者　34人			

２．活動の内容の概要

難波集落は、仙台市近郊の有数の観光地「南川ﾀﾞﾑ」上流に位置し、他地域から移住する人もいるなど、中山間地としては特異な集落である。その反面、周辺環境の変貌や新住民の転入などにより、地域の自然や歴史、伝統・文化に対する意識が薄らぎ、耕作放棄地も発生する等、集落のまとまりに危機感を感じている状況だった。このような時、本制度がスタートし、耕作放棄地を防止し、集落の自然や歴史、伝統・文化を重んずる集落機能の再構築を図るため、本制度に取り組むこととした。

〈ワラジ作り〉

制度２年目にモデル集落構築推進指導事業（県単）のモデル集落の指定を受け、共同取組活動の一環として景観作物のコスモスやそばの栽培を行ってきた。平成16年度からは交付金を活用してそばの収穫機を購入し、協定参加者４人で設立した「難波生産組合」を中心にそばの集団転作に取り組み、集落営農を目指して農地の面的集積を進めている。また、将来的には、水稲用汎用型コンバインを導入し、交付金交付が無くとも自立可能な集落営農を確立することを目標としている。

また、集落の伝統・文化を再認識するため、平成15年度に集落全戸が参加して模擬結婚式を開催した。ウエデイングセレモニー「お立ち酒」は、難波集落の宝である民謡「お立ち酒」と「難波神楽」の保存と伝承に大きく貢献するとともに、希薄になりがちであった集落の結束が図られた。難波神楽は、子供達が難波分校で練習を積み重ねて伝承してきたが、大人神楽にも新しい踊り手が出てきており、集落の活性化が図られている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田36.4ha）
  - 個別対応
- 水路・農道の管理
  ・水路　年1回 清掃、草刈り
  ・農道、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  （年2回及び随時）
  - 共同取組活動
- 協定外耕作放棄地の復旧
  （A=1.0ha そば作付け）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物の作付け
  (コスモス、そば等8,000㎡以上)
  - 共同取組活動

担い手定着活動

- オペレータの育成確保
  (研修会参加 年１回)
  - 共同取組活動

生産性収益向上活動

- 農作業の共同化
  (そば収穫機購入、共同作業実施)
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託推進
  (生産組合設立により
  そばA=4.6ha、稲A=6.7ha)
  - 共同取組活動

その他の活動

- ｳｪﾃﾞｨﾝｸﾞｾﾚﾓﾆｰ「お立ち酒」
  (昔ながらの結婚式の再現)
  - 共同取組活動
- グリーンツーリズムの導入
  （中山間地域農林業体験留学事業）
  - 共同取組活動

３．都市住民等との交流に係る取組

平成16年度において、交付金を活用して近郊の都市住民を対象に、四季を通じた日帰りの農林業体験留学を実施した。春には田植え、山菜取り及び田の畦畔草刈りに49名の参加、夏には山林下草刈りに12名、秋にはきのこ採り、稲刈り（ワラジづくり）、収穫祭（そばまつり）及び炭焼きに158名、冬には雪遊び、雪まつりに15名の参加があった。

豊かな自然をそのまま素材にした取組であり、都市住民との交流を通して里山の暮らしの良さの再認識につながっている。

[平成16年度までの主な効果]

○景観植物（コスモス、そば）の共同作付け　8,000㎡
○生産組織（難波生産組合）の設立（協定参加者4名）
○集落全戸参加による模擬結婚式　ウエディングセレモニー「お立ち酒」実施（平成15年度）
○モデル構築推進指導事業（県単）による集落活性化計画の策定
○協定外耕作放棄地の復旧（１ha)
○そば収穫機を購入して、そばの集団耕作を実施　4.6ha（平成16年度）

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○特定農業法人等と連携し観光農業を推進

１． 集落協定の概要

<table>
<tr><td colspan="2">市町村・協定名</td><td colspan="4">福島県南会津郡舘岩村（みなみあいづぐんたていわむら）　押戸（おしど）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">協定面積
3.3ha</td><td>田（100%）</td><td>畑</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲、そば等</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">交付金額
70万円</td><td colspan="3">個人配分分</td><td>50%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">共同取組活動分
（50%）</td><td colspan="2">リーダー育成</td><td>4%</td></tr>
<tr><td colspan="2">水路農道管理</td><td>45%</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>1%</td></tr>
<tr><td colspan="2">協定参加者</td><td colspan="4">農業者 5 人</td></tr>
</table>

２．活動内容の概要

本集落は、協定締結以前は年２回の水路の管理のみを行っていたが、将来的に農用地の保全を行うには集落全体で維持する必要があり、またそうしていかないと集落そのものの維持ができなくなるという機運が盛り上がったため、協定を締結するに至った。

協定締結にあたっては、集落内で土地所有者面積の最も多い農業者が代表者となり、何度も話し合いが行われ、その中で合意形成を図った。

協定の目標に耕作放棄の防止を掲げ、一部の耕作放棄地の再耕起もなされ、特定農業法人会津高原たていわ農産（有）の農作業の受託や村で推進している景観形成作物の導入等を積極的に取り入れて、農用地の有効活用が図られている。

また、特定農業法人等と連携し、法人を協定農用地の農作業の担い手として位置づけ、高齢者所有の転作田におけるそば等の作物の播種及び大型コンバインによる刈取作業を特定農業法人に委託している。

〈特定農業法人によるそば刈り取り〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
水田等の耕作･管理 (田3.3ha)	景観作物の作付(県道沿い300m及び遊休地1.0haにコスモスを植栽)	農業機械の共同購入･共同利用(草刈機械5台を購入)
個別対応	共同取組活動	共同取組活動
水路・作業道の管理 ･水路1.5km 年2回清掃､草刈 ･農道600 m 年2回	グリーン・ツーリズム (村で進めているｸﾞﾘｰﾝ･ﾂｰﾘｽﾞﾑの取組と連携し､体験農園用のﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰ､赤かぶの栽培（12a))	農作業の受委託 ･特定農業法人に作業委託 (2.１ha)
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動

↕

集落外との連携：集落外の特定農業法人等へそばの刈り取り作業を委託（２．１ｈａ）

３．都市住民等との交流の取組

村で進めているグリーン・ツーリズムの取り組みと連携し、平成１４年度は体験農園用のブルーベリー、赤カブ（１２ａ）に取り組み、毎年４回（述べ１２０名）の参加がある。

参加者は、主に関東圏からであり、都市住民との交流により地域が活性化してきている。

また、地域の小学生による体験農園（約３ａ）を平成１２年度から開設し、学校教育機関との連携に取り組んでいる。

〈体験ツァーによる赤かぶの収穫体験〉

[平成16年度までの主な効果]

○特定農業法人への農作業受委託面積（２．１ha）
○舘岩小学校と連携し、体験農園（約3a)を開設（平成１２年度）
○景観形成作物（コスモス）の作付け（県道300m及び遊休地1ha）
○ブルーベリー、赤かぶの体験農園（12a)により、グリーン・ツーリズムの推進
　平成１４年度開設　毎年４回（述べ１２０名）
○特定農業法人会津高原たていわ農産（有）との連携し耕作放棄の防止。

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○棚田百選の景観保全と都市部生徒の農業体験学習

１．集落協定の概要

市町村･協定名	長野県上田市（うえだし）　岩清水（いわしみず）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
23.4ha	水稲・そば	－	－	－
交付金額	個人配分分			48%
491万円	共同取組活動分（52%）	リーダーの育成		3%
		水路・農道等管理（農道工事費等）		16%
		多面的機能増進活動（下草刈り）		2%
		その他（水路改修）		31%
協定参加者	農業者　61人、水利組合 1、その他 2（岩清水自治会、自然米の会）			

２．活動内容の概要

説明会当初は、「なぜ、交付金がもらえるのか。」「協定に縛られて困るのではないか。」との声があった。しかし、制度について十分に話し合いをする中で、棚田百選に選ばれた棚田の保全活動が平成11年度から始まっていたこともあり、「みんなで棚田を守ろう。」という意識が高まり協定締結となった。

集落内の話し合いの結果、様々な活動を行うこととした。遊休農地の復旧、農用地の管理の徹底、共同での水路・農道の維持管理活動、体験農園の実施による都市住民との交流を行っている。

今後は耕作者の高齢化が進行していることから、担い手の確保、棚田保全の充実を図るため「棚田のオーナー制度」の導入の検討が課題である。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田23.4ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路2.8㎞、年2回 清掃、草刈り
  ・道路3.2㎞、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年２回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 体験農園の実施
  学校と連携した体験学習を実施（大宮北高校、所沢中学校）
  - 共同取組活動
- 棚田オーナー制度
  棚田オーナー制度の導入に向けた検討、先進地視察
  - 共同取組活動

その他の活動

- 高付加価値型農業の推進
  酒造会社と提携した酒米の生産（約0.23ha、20俵出荷）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携：都市住民と連携し、農業体験学習、交流等を実施

３．耕作放棄地の復旧の取組

機械の搬入が困難なため遊休化していた農地に機械が通れる農道を新設することにより、荒廃水田約50aを復旧し遊休農地の解消を図るとともに、効率的な農作業ができるような生産環境の整備を行った。

４．高付加価値型農業の取組

「棚田自然米の会」を結成し、平成15年度まで無農薬・無化学肥料の米作りを実施してきた。平成16年度に佐久市の酒造会社から「棚田百選に選ばれた場所が近くにあるのだから、そこで栽培した米を使いたい」との話が持ちかけられ、提携を結び酒米を栽培することとした。約0.23haの田で20俵を収穫し、一升瓶約1,200本分の日本酒が醸造される予定となっている。

５．都市住民との交流の取組

平成13年に長野県内で農業体験学習が出来る場所を探していた埼玉県の大宮北高等学校を、隣接の真田町菅平地域のホテルからの紹介で受け入れて以来、毎年、大宮北高校の生徒の「田植え体験」、「稲刈り体験」を行っている。

平成15年には埼玉県の三郷工業高校も農業学習体験に興味を持たれ、受け入れることとなった。

また、平成16年には所沢中学校の生徒を受け入れ、「田植え体験」、「稲刈り体験」を行った。

参加実績としては、平成15年は大宮北高校321人、三郷工業高校230人、計551人、平成16年は大宮北高校343人、所沢中学校230人、計573人の受入を行っている。

〈平成16年に収穫した酒米から日本酒を醸造〉

〈平成14年大宮北高校稲刈り体験〉

［平成16年度までの主な効果］
○遊休農地の復旧(0.54ha)
○地域酒造会社との提携による酒米の栽培、出荷（0.23ha、20表）
○都市住民と連携した体験学習活動の実施（年４回）
　・大宮北高校、三郷工業高校、所沢中学校

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○棚田の復元とオーナー制度を活用した集落の活性化

１．集落協定の概要

市町村･協定名	静岡県賀茂郡松崎町（かもぐんまつざきちょう）　石部（いしぶ）			
協定面積	田（94%）	畑（6%）	草地	採草放牧地
4.3ha	水稲、景観作物	果樹	－	－
交付金額	個人配分分			0%
85万円	共同取組活動分（100%）	道・水路管理費		18%
		農地管理費		17%
		共同利用機械購入等費		65%
協定参加者	農業者　2人			

２．活動内容の概要

石部地区の棚田は、農業から観光民宿業への転換や耕作者の高齢化、担い手不足により次第に荒廃が進んでいた。そのため、平成11年度に石部棚田保全委員会を組織し、棚田の復元にとりかかったが、荒廃した棚田の復元作業には大変な重労働を強いられ、十分な労賃の保証もないなど課題も多かった。

このように、石部棚田保全委員会を中心として地域住民、行政とが一体となって棚田の保全と活用を推進していく中で、棚田の個人所有農地を集積し、２名の担い手に利用権を設定し集落協定を締結するに至った。また、農地の保全活動や景観作物の作付け、棚田オーナー制度等については、当地区住民の共同参加のもとに活動を実施している。

〈棚田オーナー制度による田植えの様子〉

〈黒米を活用した焼酎（試作品）〉

３．都市住民等との交流に係る取組

棚田の保全管理と都市住民との交流の融合による集落の活性化を目指したもので、集落全体で取組をはじめたところに、中山間地域等直接支払制度が始まり弾みがついた。

具体的な取組としては、平成14年度から棚田オーナー制度（オーナー制度提供水田19,000㎡）をとり入れ、石部地区住民全員参加による取組となり、都市住民との交流が図られるとともに集落全体の機能が向上した。

また、各地に「石部の棚田」を情報発信することにより、地区民宿（27軒）への宿泊利用の向上につながり、さらには、オーナー提供水田以外の自主管理水田に、古代米、特に黒米を原料とした焼酎（名称：百笑一喜）やまんじゅうなどの加工品の販売に向けた商品開発への取り組みも始まっている。

［活　動　内　容］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(田4ha、畑0.2ha)
  - 共同取組活動
- 農道・作業道の管理
  ・水路１㎞、年２回　草刈
  ・農道１㎞、年２回　草刈
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検(年2回)
  - 共同取組活動
- 耕作放棄地保全管理(3,990㎡)
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 棚田オーナー制度(19,000㎡)
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け(14,600㎡)
  （ヘメロカリス、ナデシコ、スカシユリ等）
  - 共同取組活動
- 周辺林地の下草刈り(1,000㎡)
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入・共同利用(脱穀機1台、耕耘機2台、田植機1台)
  - 共同取組活動

↕

・石部棚田保全委員会との連携　　・地区住民、行政が一体となった棚田保全推進活動

［平成16年度までの主な効果］

○耕作放棄地を含め現在までに約4.3haの農地を復旧・管理。
○平成14年度から開始した棚田オーナー制度（1a／組）が定着。
（平成17年度 97組、平成16年度 90組、平成15年度 72組、平成14年度 60組）
○毎年春の田植、秋の刈入には、都市住民を中心とした棚田オーナーとその家族、協力者、棚田トラスト会員（平成17年度 43組）で約300人以上の人が集まり、農作業と交流を楽しんでいる。（14～16年度延べ参加者：2,000人）
○耕運機や自走脱穀機、田植機などを毎年計画的に共同購入し、労力の軽減と効率化を図っている。

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○　積極的な都市との交流が農業継続への意欲へ

１．集落協定の概要

市町村･協定名	新潟県東頸城郡安塚町細野（ひがしくびきぐんやすづかまちほその）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
30ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
631万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成		3%
		農地法面、農道水路の管理点検		13%
		多面的機能増進活動		12%
		生産性収益向上、担い手定着		22%
協定参加者	農業者　23人、非農業者　1			

２．活動内容の概要等

当地区においては、昭和56年から60年にかけて19.6haの区域で圃場整備を実施するなど営農の効率化を図ってきたが、近年、担い手の高齢化とともに離農者が増加し、農地の荒廃防止が課題となっていた。

農地の保全や集落機能を維持していくために非農業者１名を含む24名により集落協定を締結することとし、平成16年度までには水路・農道等の管理、周辺林地の下草刈り等の活動の他、草刈機（19台）の購入への支援（購入価格の50%）することで農道や水路、畦畔等の除草の共同実施によるカメムシ等の斑点米の格落ち被害を防止するなど、高品質米の生産に取り組むとともに、遊歩道及び体験農場の整備、これらの運営等による都市住民との交流活動に取り組んでいる。

３．都市住民等との交流に係る取り組み

中山間地域等直接支払制度への取り組みを契機に、平成12年度からは都市住民との交流活動を開始し、平成16年度までに次の取組を実施している。

①遊歩道の整備事業

自然の中での「ふれあいの場」として、集落のシンボルである六夜山頂までの遊歩道を整備。当該遊歩道は、振興組合が管理運営している「六夜山荘」に交流体験で訪れる人々等のミニ登山、自然観察、山菜祭り等に活用されている。

〈遊歩道整備の状況〉

②体験農場の整備・維持管理

「えちご田舎体験事業」、「ふるさとまるごと体験事業」のための専用の農地が必要となり、荒廃地を活用して２０a規模の体験農場（田畑）を整備。

③コシヒカリオーナー制度の推進

横浜市鶴見区の消費生活推進グループとの交流活動を発端とし、「自分で食べる米を自分で植栽しませんか？」をキャッチフレーズにオーナー制度に着手し、現在、東京

都、神奈川県を中心に１６戸のオーナーが参加。

④集落案内看板の設置

集落に訪れた来訪者のために、集落案内看板を設置。（六夜山荘入口に設置）

六夜山や体験農場、拠点施設等を表示するとともに、四季を通じた集落全体風景を絵で表現。

これらの取り組みを通じて、地区の活性化が図られており、営農意欲も高まっている。

〈オーナー制度による収穫作業〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
水田等の耕作・管理(田30ha) 個別対応	周辺林地の下草刈り(約3ha、年1回) 共同取組活動	農業機械の共同利用 (ｺﾝﾊﾞｲﾝ、ﾄﾗｸﾀｰ共同利用) 共同取組活動
水路・作業道の管理(水路1.2km、道路2.2km、年3回) ・出役に応じた報酬配分 共同取組活動	体験農場整備・運営　(20a畑) 共同取組活動	農作業の受委託 (高齢農業者の田30aを中核農家が作業受託) 共同取組活動
農地の崩壊(災害)予防の為の定期点検 (農地周辺及び林地について随時点検《大雨の場合翌日》) 共同取組活動	体験民宿:えちご田舎体験事業民泊 共同取組活動	ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ、集落ﾘｰﾀﾞｰ、認定農業者の育成(研修、ﾌｫｰﾗﾑ、情報交換会) 共同取組活動
	六夜山荘周辺整備遊歩道　延長400m 共同取組活動	

集落外との連携

○集落内の中核農家や生産組合で農作業受委託等ができない場合には、集落　外の中核農家又は生産組合との連携を図り、農作業受委託を推進する。

[平成16年度までの主な効果]

○　都市住民等との交流による地域の活性化

・えちご田舎体験推進協議会や町との連携により、修学旅行生や都市住民等を受け入れ、農業及び田舎体験を実施

耕作放棄地の復旧　20a（対象農用地外）

えちご田舎体験推進協議会との連携による修学旅行生の受入　　受入延数550名

六夜山荘周辺整備による集客増

六夜山荘：入込客1,786名（内宿泊者数736名　売上1,130万円）、山菜祭り：入込客　300名

コシヒカリオーナー制度の推進：会員数16人（延体験者50人）

笹団子加工施設「かあちゃんの家」：売上800万円、木工加工施設「工房ほその村」：売上500万円

・コシヒカリオーナー制度に新たに取り組むことで、米の高付加価値を図ることとした(H16実績：6ha、協定面積の20%)。

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○棚田保全に向けた取り組み

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県南設楽郡鳳来町（みなみしたらぐんほうらいちょう）　四谷（よつや）			
協定面積	田（89%）	畑（11%）	草地	採草放牧地
6.6ha	水稲	梅等	―	―
交付金額	個人配分分			50%
132万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成		6%
		水路・農道等管理費		44%
協定参加者	農業者　20人			

２．活動内容の概要

愛知県鳳来町の四谷集落は、「日本の棚田百選」にも選定された日本の美しい原風景が広がる地域である。しかし、急峻な山間の斜面に階段状に並ぶ棚田という性質上、作業条件は良いとはいえず、耕作放棄地の発生が懸念されていた。このような状況のなか、棚田の保存、労働力の確保、生産性の向上を行い、地域の活性化に寄与していくため、平成９年に農家の有志により「鞍掛山麓千枚田保存会」が発足した。さらに、より積極的に棚田を保全していくため、協定を締結することとなった。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田5.9ha　畑0.7ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路：泥上げ、草刈
  ・道路：除草等（年３回）
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り及び堆きゅう肥の施肥（年３回）
  - 個別対応
- 都市農村交流の推進（田植えツアー、稲刈りツアー、千枚田の生き物観察、餅つき大会）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 千枚田保存会との連携を図り、保存活動等の推進。
  - 共同取組活動
- 高付加価値型の農業の推進（千枚田米のブランド化）（鳳来町農林水産物直売所連絡協議会が主催するスタンプラリーの賞品としての提供など）
  - 共同取組活動

３．都市住民との交流の取組

鞍掛山麓千枚田保存会のメンバーを中心に千枚田米としてブランド化を図り、千枚田米の販売体制を確立するための検討を進め、５月の田植えツアー、７月の生き物観察、９月の稲刈りツアーなどさまざまな交流会を開催し、それぞれ名古屋や三河、浜松方面などから10～20名の参加者が棚田に訪れた。12月の餅つき大会では県内外より200人近い参加者が訪れ、昔ながらの杵と臼で棚田の良質なもち米を使った餅つきを実施し知名度の向上を図った。その食味の良さにより希望者が増加し、千枚田売店などによる販売や千枚田保存会の会員による販売、餅つき体験等による参加者から注文など年々需要は増加している。

このことにより、集落の中で積極的な棚田保全の話し合いが行われるようになり、より一層、棚田保全に向けての取り組みが活発に行われるようになった。

〈四谷集落の棚田〉

〈千枚田の生き物観察の開催〉

[平成16年度までの主な効果]

○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
- 直接支払制度の浸透により営農意欲の向上
- 平成17年９月に行われる棚田サミットに向けた集落全体の気持ちの高揚により、前向きに農業を進めていく意識が定着。

○都市農村交流の推進
- 田植えツアー（１回・８名)、稲刈りツアー（１回・25名)、千枚田の生き物観察（１回・12名)、餅つき大会（１回・約200名）等の実施

○高付加価値型農業の取組（千枚田米ブランド化）
- 12月に開催される餅つき体験などによる知名度のアップ
- 食味の良さにより希望者が増加
- 千枚田売店などによる販売や千枚田保存会の会員による販売、餅つき体験等による参加者から注文など年々需要は増加

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○集落全体の協同取組活動における農地保全

１．集落協定の概要

市町村･協定名	大阪府豊能郡能勢町（とよのぐんのせちょう）　長谷（ながたに）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
1.7ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
36万円	共同取組活動分（100%）	リーダー育成		33%
		農業用施設の維持管理費		15%
		積立金（獣害防止柵の維持管理費）		52%
協定参加者	農業者　8人			

２．活動内容の概要

当地区では、平成10年度から都市住民が棚田のオーナーとなる棚田府民農園の活動が行われてきた。協定農用地内においても都市住民による畑作が行われている。

また、獣害被害について、地域住民と都市住民が自ら育てる農産物を守ろうとする共通認識に立ち、その対策を共同で行うなど連携が図られている。

本制度の導入により、こうした交流活動の充実に資するよう集落協定を締結することとなった。協定締結から現在まで、米作りの農業体験や都市住民と共同での獣害防止柵の設置等に取り組んでいる。

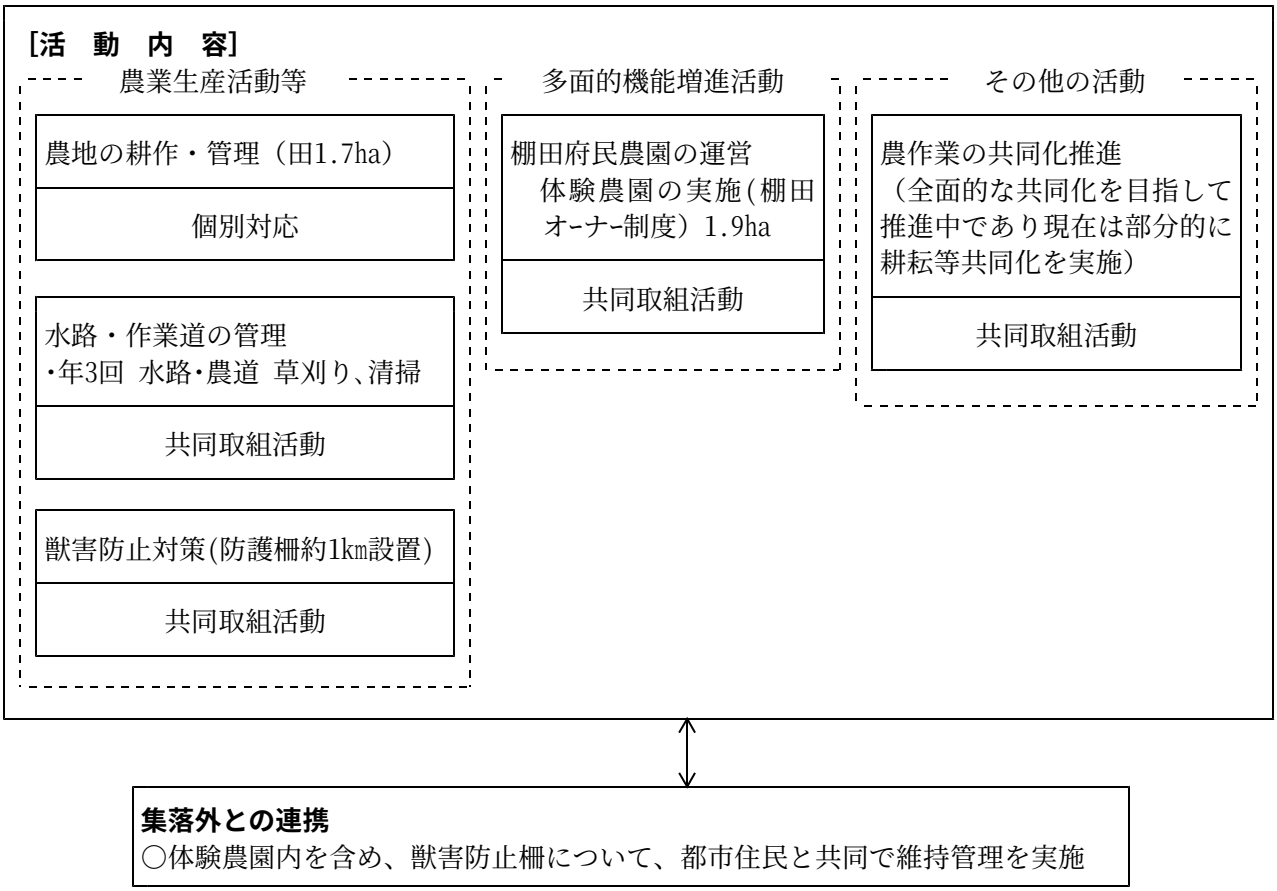

３．都市住民との交流の取組

当地区では平成10年度から棚田府民農園(棚田オーナー制度)に取組んでおり、1区画の面積が小さく、機械化に適さない棚田を都市住民にオーナーとして農作業の一端を担ってもらっている。

平成14年度には、オーナー等の都市住民と農業者(棚田府民農園管理組合)が一緒になって、米作りや、かかしコンクールなどのイベント活動に取り組み、平成16年度はクラフト作り、もちつき、いもの収穫等のイベント活動を行い交流を深めている。

また、農園の開設時に棚田オーナーと共に獣害防止用柵を共同で設置しており、協定の締結を契機に、農園以外の防止柵と併せ、都市住民と農業者が一緒になって維持管理を行っている。

〈　田植え体験　〉

〈　稲刈り体験　〉

〈　獣害防止柵　〉

［平成16年度までの主な効果］

○都市の農村交流の推進
- 体験農園(棚田オーナー制度)を実施(1.9ha（24名入園））
  （直接支払制度対象地は0.2haで実施（協定農地の11.8%））
- イベント実績　田植え（5/22，23）　約750名
  稲刈り（10/17）約800名、収穫祭（10/24）約900名

○獣害防止策の設置（１㎞）
- 生産意欲の確保
- 獣害被害防止柵対策に係る柵修繕費等の負担軽減及び維持管理の効率化

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○都市との交流を契機に集落の活性化を推進

１．集落協定の概要

市町村･協定名	鳥取県八頭郡智頭町（やずぐんちずちょう）　新田（しんでん）			
協定面積	田（98%）	畑（2%）	草地	採草放牧地
7ha	水稲、リンドウ	野菜	―	―
交付金額	個人配分分			50%
156万円	共同取組活動分（50%）	集落活性化基金積立		30%
		水路・農道等管理		20%
協定参加者	農業者 16人			

２．活動内容の概要

当地区の人口は昭和30年の107人をピークに過疎化の進行とともに減少しており、現在では18戸、55人とピーク時の約半分にまで減少している。年代構成は65歳以上の高齢者が28人で高齢化率が51%と高く、慢性的な担い手の不足により集落の活力が低下し、耕作放棄地を防止する対策を講じるまでには至らなかった。

現状に危機感を持った集落は話し合いによる合意形成の結果、都市交流を軸とした農業体験等による集落活性化計画を策定し、これまでに整備した施設の有効活用の推進及び耕作放棄地の防止を目的として本制度を活用することとなった。

そして、集落で水路・農道の管理、農地法面の点検、農業機械の共同利用を共同取組として行う一方、多面的機能増進活動として都市住民との交流事業を行った。また、景観形成のためコスモスやソバを作付けた。（収穫したソバは、交流施設で食べられる。）

[活動内容]

農業生産活動等

- 農地の耕作･管理（田6ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理 ･水路、年2回 清掃、草刈 ･農道、年2回 草刈／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検(年1回及び随時)／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 体験農園による都市との交流(年1回、0.3ha)／共同取組活動
- 景観作物作付け（コスモス、ソバ:約1ha作付）／個別対応

その他の活動

- 農業機械の共同利用(年１回、調整約３ha)／共同取組活動
- 都市交流拠点施設の運営(宿泊施設、軽食･喫茶店、長期滞在型ロッジ(農地1a付))／共同取組活動
- 伝統文化の継承(人形浄瑠璃芝居の出張公演) 講演会の実施(新田カルチャー講座(月1回))／共同取組活動

↕

集落外との連携：都市住民との交流による体験農園により農地の保全及び多面的機能を推進する。

３．都市住民等との交流の取組

大阪いずみ市民生協と地区民との田植え、稲刈り等の農業体験等、都市との交流を行っている。また、小学生を対象に田植えや稲刈りをしながら環境について学ぶ「田んぼの学校」を実施している。

農業体験により将来を担う子供達が農業や自然環境に興味を持ち楽しんでいる姿を見て、農地を含めた自然環境の保全に対する意識の高揚が図られた。

これまで縁遠かった都市住民との交流により、住民一人一人の意識が変化し、自治組織「新田村づくり運営委員会」を自らの地域の自立を目指すＮＰＯ法人とすることができた。

集落の高齢化に伴い、一時期存続が危ぶまれていた人形浄瑠璃芝居が、女性グループを加えた活動へと拡大し、都市部への出張公演を行っている。また、平成１２年より月１回のペースで教育、文化、政治、経済など様々な分野の講演会を実施している。

〈都市との農業体験交流〉

〈小学生による「田んぼの学校」〉

４．機械・農作業の共同化の取組

集落内に共同所有の籾擦機、石抜機、精米機を整備した倉庫があり、集落内で生産した米のほとんどはこの施設で調整され、ＪＡに出荷する他、交流施設に訪れた方々に新田産の米を提供した。

※　特定非営利活動法人新田むらづくり運営委員会は、新田集落の発展を目的に、集落の活性化のための各種むらづくり事業を行っている。

［平成16年度までの主な効果］

○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・交流施設の整備により野菜、農産物の提供、販売
　・農業機械の共同利用（調整　約３ha）
○体験農園による都市農村交流の推進
　・田植え、稲刈り、芋掘り等（約０．３ha、延べ５００人）

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○「のんたはぜかけ米」とビオトープで活気ある集落づくり

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山口県山口市（やまぐちし）　坂本（さかもと）				
協定面積	田（100%）		畑	草地	採草放牧地
7.07ha	仁保のんた､はぜかけ米(あきたこまち)		－	－	－
交付金額	個人配分分				50%
56万円	共同取組活動分（50%）	多面的機能を増進する活動			19%
		水路・農道の維持管理活動			14%
		協定農用地に鳥獣被害対策を実施			7%
		無農薬米の作付け拡大を図る活動、その他			10%
協定参加者	農業者 11人　非農業者　5人				

２．活動内容の概要

平成４年から地区内で「安全なお米が食べたい」という消費者の声に応えて「のんたはぜかけ米」を作り始めた。

試行錯誤を繰り返し、平成７年頃ようやく栽培が軌道に乗り始めた。

その安全な米を広くＰＲすることを目的に、協定を締結することとした。

協定では、水路、農道の管理、のり面の草刈りの他に消費者との交流に積極的に取り組んでいる。集落内にビオトープを設置したり、川沿いの桜並木を整備するなど消費者を受け入れるための環境整備を共同取組活動として実施している。

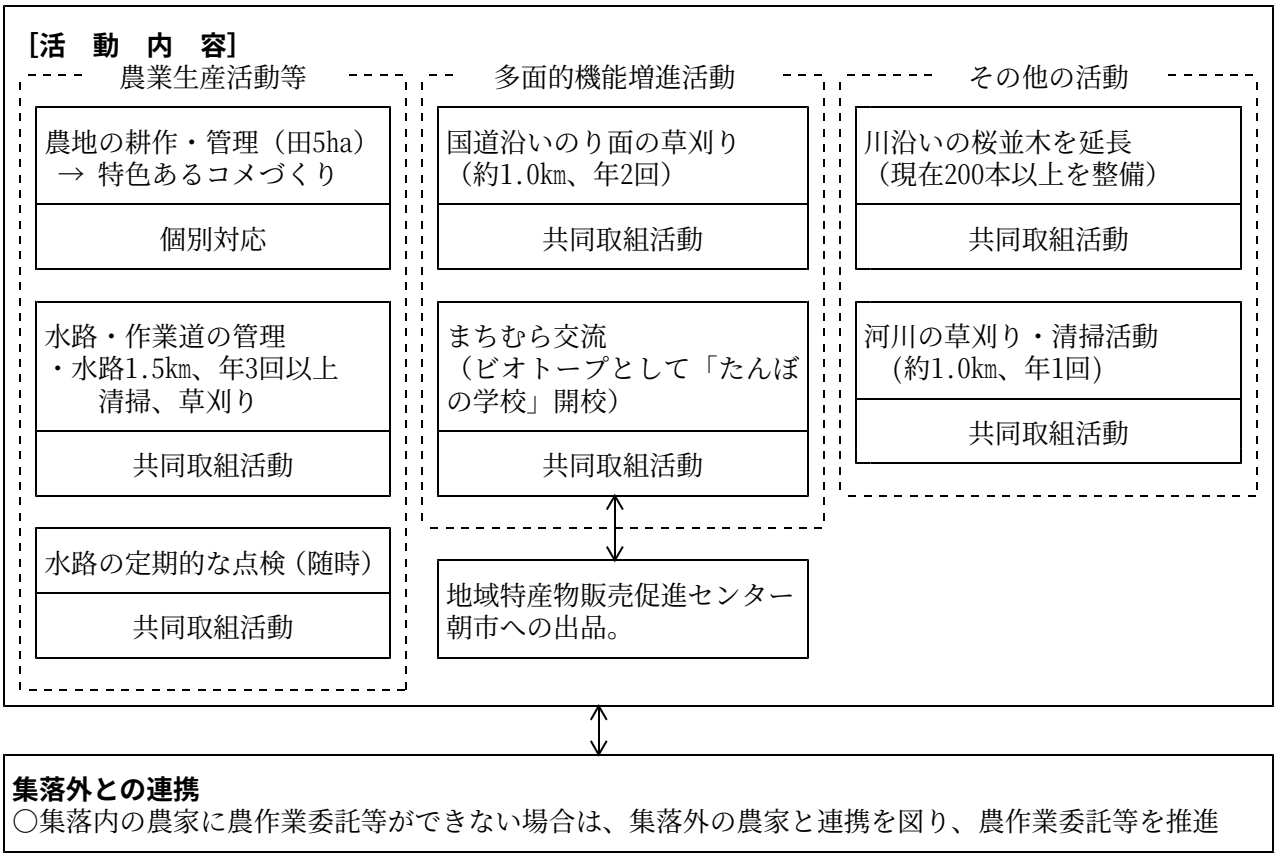

３．都市住民との交流の取組

本田のんたはぜかけ米については、顔が見える農産物づくりがしたいとの考えから、消費者に直接ほ場を見てもらうために、看板を設置したり、農道を「のんた街道」と名付け整備を進めてきた。

これに伴い、畦畔の周辺、農道の整備にとどまらず、国道や河川の周辺も草刈り等の環境整備をするようになった。特に川については、農業だけでなく地域の生活にも強く結びついているという考えから、川岸の草刈りは非農家も含めた集落全員で作業を行っている。

これらの活動の中で、まちむら交流として、田植えや収穫祭、自然観察会を実施し、「たんぼの学校」を開校して大きな反響があった。また、休耕田を活用したビオトープや桟橋を整備し、このビオトープで育ったメダカの配布も実施した。

いずれの取り組みも市民の関心は高く、多数の参加者を得ている。

〈集落内に整備したビオトープ〉

〈農道周辺の桜並木〉

［平成16年度までの主な効果］

○本田病害虫防除ゼロ地区として、減農薬米の作付けを拡大した。
　・約5.0haの耕作

○ビオトープ等を拡大し、まちむら交流を活発にした。
　・毎回、多数の参加者があるイベントの定着

○川沿いの桜並木を集落の名物に。
　・既に200本以上もの桜の木を植えている

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○桜まつりを通じて山間地域を都市住民にＰＲ

１．集落協定の概要

市町村･協定名	高知県南国市（なんこくし）　中谷（なかたに）			
協定面積	田（54%）	畑（46%）	草地	採草放牧地
12.5ha	稲	四方竹　他	－	－
交付金額	個人配分分			95%
199.7万円	共同取組活動分	遊歩道整備等		5%
	(5%)			%
協定参加者	農業者　16人			

２．活動内容の概要

中谷地区は、農村景観の向上や山桜の保全管理の一環として『南国市中谷の桜まつり』を開催しており、このまつりを通じて、都市住民との交流、集落全員の意識統一や集落外との連携、自然景観の向上や農地の保全を図っている。

このまつりは以前から行われているが、平成１２年度に集落協定を締結するにあたり、まつりの会場周辺の遊歩道整備に交付金の共同取組活動分を充てることとした。

以降、毎年、この遊歩道の草刈り等の整備やまつり会場周辺の整備に積極的に取り組んでいる。

[活動内容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6.7ha、畑5.8ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路：清掃,年1回、草刈,年2回:台風等降雨後の見回り
  ・農道：年2回　草刈
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 農村景観の整備
  ・山桜、オンツツジの間伐
  ・遊歩道整備管理
  ・桜まつり会場管理
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携
○桜まつりに参加。特産物及び飲食物の販売。
○桜まつり会場周辺の維持管理。

３．都市住民等との交流の取組

中山間地域等直接支払制度の活動としては、農業生産活動等のほかに、多面的機能増進活動として、山桜、オンツツジの間伐や『南国市中谷の桜まつり』の遊歩道・会場周辺の整備、といった農村景観向上の取組を行っている。

その効果として、『南国市中谷桜まつり』への参加人数増加により都市住民との交流が拡大しており、山間部の他集落（黒滝地区、上倉地区、瓶岩地区）の住民も参加して行われている特産物、飲食品等の販売によって、山間部全体の交流、地域特産品の都市住民への紹介ができている。

景観向上に資する山桜を保全し、桜まつりを継続していくことによって、地区の活性化や都市住民との交流を、今後も長期的に図っていけると考えている。

〈左:『南国市中谷の桜まつり』会場への遊歩道舗装整備〉
〈右:『南国市中谷の桜まつり』会場の拠点（休憩所）周辺整備〉

[平成16年度までの主な効果]

○遊歩道舗装による桜まつりリピーターの増加および景観作物の維持管理労力の軽減
　H14（100名（内地元住民40名））、H15（一般参加者73名、地元＋スタッフ45名）、
　H16（一般参加者71名（悪天候のため参加者源）、H17（一般参加者102名）

○桜まつりにおける各集落での特産品の都市住民への紹介
　中谷地区（タケノコ、炭、有色米ごはん）、黒滝地区（しばもち）、上倉地区（梅ゼリー、梅干し）、瓶岩地区（シイタケ、山菜）。

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○「活力ある集落づくりを目指して」

１．集落協定の概要

市町村･協定名	福岡県　朝倉郡杷木町（あさくらぐんはきまち）　平 榎 農 光 会（ひらえのきのうこうかい）			
協 定 面 積	田（2%）	畑（98%）	草地	採草放牧地
41ha	米	柿・すもも		
交 付 金 額	個人配分分			43%
480万円	共同取組活動分（57%）	農業生産活動		19%
		伝統文化の継承		1%
		農作業の共同化		14%
		多面的機能増進活動		23%
協定参加者	農業者 51人			

２．活動内容の概要

杷木町は県の東部に位置し、総面積の60%以上を森林が占める自然環境に恵まれた町である。本集落は、町の北西標高120～300mの山間部に位置し、町の特産である柿の生産が盛んな地域である。この地域は昔ながらの段々畑や山林を開墾した農地が多く、急傾斜地であるため、作業効率や生産性が低く、また、農業従事者の高齢化も進んでいることから、農業は農地の保全も含めて活動継続が厳しい状況であった。

本制度導入後は、高齢化により耕作できなくなった休耕田にふれあい農園を設置し、子供と高齢者でサツマイモやトウモロコシなどの作付けを行うとともに、イベント等を開催し、農産物の展示販売を通じて都市住民との交流を図っている。

また、急傾斜地、耕作道未整備等で作業効率が低いこと及び高齢化による柿園の耕作放棄のため、地域全体の病害虫被害が懸念されていたが、制度導入後、営農組合「平榎農光会」を設立し農作業の共同化を図っている。

さらに、集落での話し合いが活発に行われることで、地域の活性化につながった。

〈ふれあい農園〉

〈営農組合による共同作業〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理 （田1.0ha、畑40.3ha）	周辺林地の下草刈り(約1.0ha、年1回)	ふれあい農園の実施 サツマイモ トウモロコシ等の生産
個別対応	個別対応	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路2.0km、年2回 清掃、草刈 ・道路4.0km、年2回 草刈	景観作物作付け (百年草、ｻﾙﾋﾞｱ、なでしこ、ﾁｭｰﾘｯﾌﾟ、ﾊﾟﾝｼﾞｰを約0.4ha作付)	
共同取組活動	共同取組活動	

集落外との連携

○ ふれあい農園を活用し、子供と高齢者が共同で植栽、収穫物を集落全戸に配布
○ 地域老人クラブと植栽の連携
○ 女性による農産加工品の一部を町、学校区の催しに利用

３．都市住民等との交流の取組

女性グループによる活動が活発で、梅干し・高菜漬け等の農産加工品の研究・生産を行っており、学校や道の駅内の物産館に供給・販売するととに、農業祭「志波の市」などのイベントにおける農産物や加工品の展示販売を通じ、都市住民との交流を図っている。

４．集落営農組織の設立及び育成の取組

平成13年３月に営農組合「平榎農光会」（構成員51戸）を設立し、高齢化のため耕作ができなくなった柿園の剪定、摘らい、摘果、草刈り、薬剤防除、収穫、出荷作業など共同管理を行っている。

[平成16年度までの主な効果]

○　農業祭「志波の市」　参加者数：2,000人
○　営農組合「平榎農光会」の設立
○　農業従事者の高齢化により、耕作できなくなった柿園の共同管理（1.5ha）
○　休耕田を活用してサツマイモなどを作付けし、全戸（47戸）に配布
○　生産管理、病害虫防除研修の開催の定期化（３回）
○　加工品の研究及び直売所における販売

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○「活力ある集落づくりを目指して」

１．集落協定の概要

市町村・協定名	佐賀県唐津市（からつし）　蕨野（わらびの）			
協定面積	田(91%)	畑(9%)	草地	採草放牧地
34ｈａ	米、里芋他	ミカン、スダチ他	―	―
交付金額	個人配分分			50%
670万円	共同取組活動分	水路・農道等維持管理費		4%
	50%	多面的機能増進活動		4%
		研修会（棚田ｻﾐｯﾄ）の経費等		42%
協定参加者	農業者　49人			

２．活動内容の概要

蕨野地区は、唐津市相知町の南端、八幡岳（標高764m）の裾野に広がる山間の集落で、代々開墾された谷あいの棚田に水稲を中心に作付けを行ってきた純農村地帯である。石積み棚田の規模は全体で約40ha、1,050枚の石積み棚田があり全国的にも珍しい。

平成９年に集落内で住み良い村づくりについて話し合った中で、山間地が持つ環境や景観の良さを再認識し、都市住民に農村を理解してもらおうとイベントを開催してきたが、将来にわたって持続的な農業生産活動等を可能とし、本集落の持つ多面的機能の確保を図るために、協定を締結することとなった。

多面的機能を増進する活動として、都市住民との交流によるイベントの開催を協定内容に盛り込んでいる。蕨野集落の水田は、全国棚田百選にも指定されており、この棚田を活用した各種イベントを開催し、都市消費者との交流等を図っている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田31.2ha、畑3.1ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  - ・水路、年3回 清掃、草刈り
  - ・道路、年3回 草刈り
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 都市住民との交流
  - 年間を通じた各種交流事業の展開（年間延べ1,677人）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 研修会(棚田サミット)の開催
  - 平成16年９月
  - 共同取組活動

３．都市住民との交流の取組

町をはじめ蕨野集落がある平山地区では、平成13年度に地区の36戸で「蕨野棚田保存会」を結成し、米の生産を行ってきた。

風光明媚な棚田で生産される米は、生活雑排水が入らない、食味が良いなどの特性や生産農家から直接購入できる信頼性等から注目をあびることとなり、佐賀市内の大手デパートでの販売、市内のホテルとの販売契約の締結など、「棚田米」としてのブランド化に成功し、有利販売に結びついている。

こうした中、蕨野の知名度も上がり、都市からの観光客や視察も増え、棚田を活用したイベント等を開催し、農作業体験や農産物の販売等を通じて「蕨野棚田」のＰＲを行うなど、都市住民との交流が活発化してきている。また、平成16年９月には中山間地域等直接支払の活動の一環として全国棚田サミットを開催し、「蕨野棚田」の情報発信と地域住民の農業生産活動に対する意識の向上を図った。

今後も、活動を継続し、都市住民との交流を深め、地域特産物等の販売拡大等につなげていきたいと考えている。

〈相知町蕨野地区の棚田の風景〉

〈棚田ウォーキング大会（６月）〉

〈棚田を活用したイベント（菜の花ジュウタンとハイキング（３月））〉

［平成16年度までの主な効果］

○　都市住民との交流
- 棚田ウォーキング大会　参加者877人
- 千枚棚田の菜の花種まき交流会　参加者298人
- 菜の花ジュウタンとハイキング
  県道沿い70haの水田に菜の花ジュウタンをつくり、菜の花を楽しみながらのハイキングイベントを開催　参加者321人
- 親子棚田農業収穫祭　参加者181人

○　棚田米「蕨野」のブランド化

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○「花と緑と蛍のふる里」田代～グリーンツーリズムへの取組

１．集落協定の概要

市町村・協定名	長崎県松浦市（まつうらし）　田代（たしろ）２				
協　定　面　積 15ｈａ	田（100%）		畑	草地	採草放牧地
	水稲・飼料作物・その他				
交　付　金　額 317万円	個人配分分				34%
	共同取組活動分 66 %	農地、農道、水路の点検等			5%
		共同利用施設整備			55%
		その他（事務費等）			6%
協 定 参 加 者	農業者　21人				

２．活動内容の概要

本地区は地域ぐるみでの活動が盛んで、県営ほ場整備事業も完了した矢先、本制度が実施されたことにより、農家の高齢化・後継者問題、ほ場整備後の水田の利活用など様々な問題解決の糸口として協定を締結した。

また、若手農家が担い手として役員をしており、役員を中心とした有志によりグリーン・ツーリズム研究会が発足した。

その他にも、平成14・15・16年度は葉たばこによる集団転作への取組、周辺林地・河川敷地の草払い、野焼き、農道、水路の維持補修等、積極的に共同取組活動を行っている。また、今期の５年間では共同取組活動費の大半を営農研修センターの建設に当てており、集落の話し合い活動の高まりと共に次期対策への期待も高まっている。

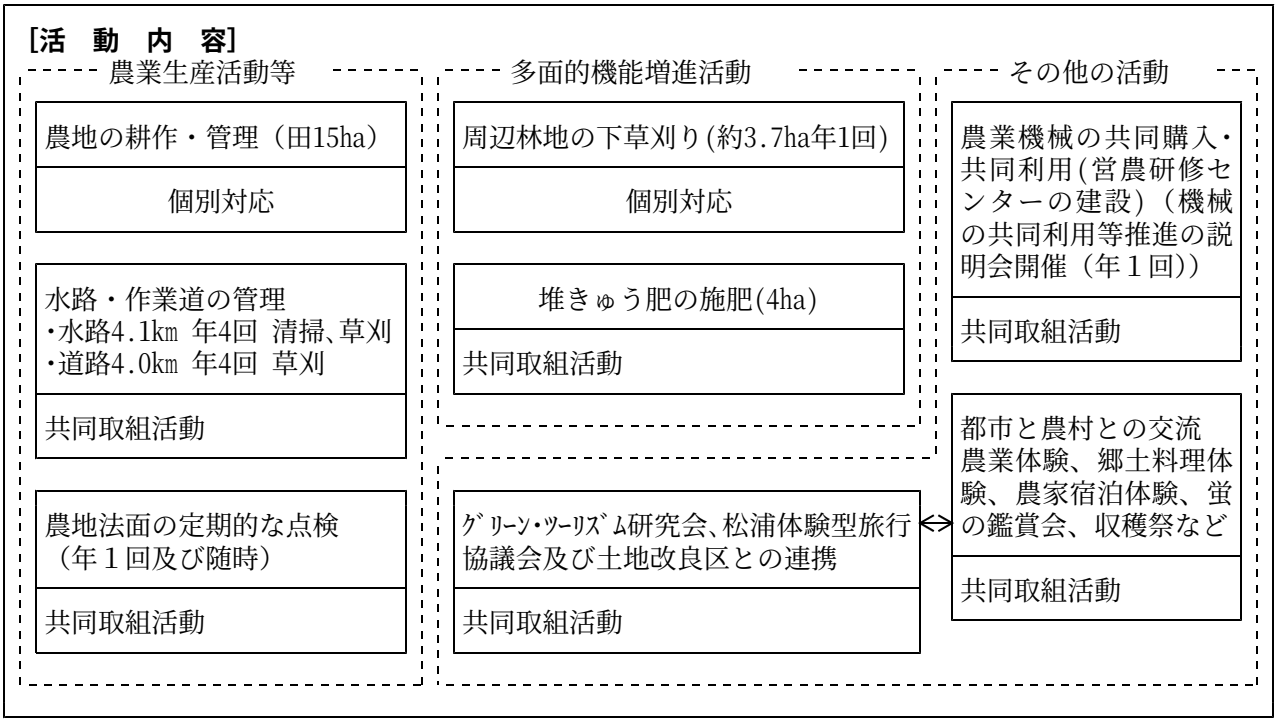

３．集落外のNPO法人と連携した取組

長崎県北部の人材や文化資源をネットワークすることにより地域の活性化を目指すＮＰＯ法人「松浦藩21」と連携し、イベントや農業体験などのグリーンツーリズムの企画を行うことにより効果的な実施を図っている。

４．都市住民等との交流の取組

民泊や水田オーナー制度の取組などの先進地事例の視察研修を実施した。これを活かして、グリーンツーリズム研究会、松浦体験型旅行協議会及び土地改良区との連携による都市と農村との交流（田植え・芋植え体験、郷土料理体験、農家宿泊体験）、蛍の生息地域の清掃作業、蛍の鑑賞会、収穫祭（コスモス鑑賞会、稲刈り、芋掘り、餅つき、箸造り、竹飯作り体験）などを行い、多くの都市住民の参加を得ることができた。

また、集落の営農の拠点として、営農研修センターが完成し、平成15・16年度は、主に修学旅行生を対象とした農家宿泊体験などが行われ、集落全体が活気づいている。

５．高付加価値型農業の取組

農村の景観保持と減反農地の利活用を図るため集団転作に取り組み、平成14年度から協定農用地面積の24%に当たる3.57haにおいて、新規作物として葉たばこを導入し団地化を行った。

〈完成した田代地区営農研修センター〉

〈研修センターを利用した交流活動〉

［平成16年度の主な効果］

○　都市と農村との交流（田植え体験10人、芋植え体験80人、郷土料理体験・農家宿泊体験400人）
○　ホタル生息地の清掃作業　１回
○　収穫祭　　参加者：延べ400人
○　集団転作（葉たばこの団地化）3.57ｈａ

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○美しい棚田の郷づくり

１．集落協定の概要

市町村･協定名	鹿児島県日置郡吹上町上与倉（ひおきぐんふきあげちょうかみよくら）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
4.9ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			48%
103万円	共同取組活動分（52%）	水路・農道管理、整備費		26%
		鳥獣害対策費		21%
		リーダー育成等		5%
協定参加者	農業者　23人（うち非対象農家　1人）			

２．活動内容の概要

上与倉集落は、鹿児島市境の山間部に位置しており、豊かな自然のなかに石積みの美しい棚田が広がっている。この棚田という財産を後世に残し、農業生産活動を継続していくために、平成12年度より耕作者と集落役員が参加し集落協定を締結した。

協定の活動としては､｢上与倉棚田を守り耕す会｣を中心に田植えや稲刈りの農業体験、あぜ道にヒガンバナの植え付け、鳥獣害防護柵（イノシシ）の設置、水路等を中心とした簡易な基盤整備などを実施している。

鳥獣被害防止や簡易な基盤整備を行なったことで、今後の農業生産活動を続けていくうえでの基盤が整った。

〈田植え体験〉

〈参加者と一緒にもちつき〉

３．都市住民との交流の取組

本集落では、近郊都市の家族連れを対象に、棚田（14ａ）を活用した農業体験イベントを開催している。平成16年度は鹿児島市などから29名が訪れ、田植え体験や稲刈り体験を実施するとともに、棚田米の販売を行い、地元農家との交流を図った。

このような取組により、石積みの美しい棚田の景観を協定参加者全員で守っていこうという意識がこれまで以上に強くなり、棚田保全の意識が高揚した。さらに、農業体験を通じた都市住民との交流が図られ、集落全体の活性化につながった。

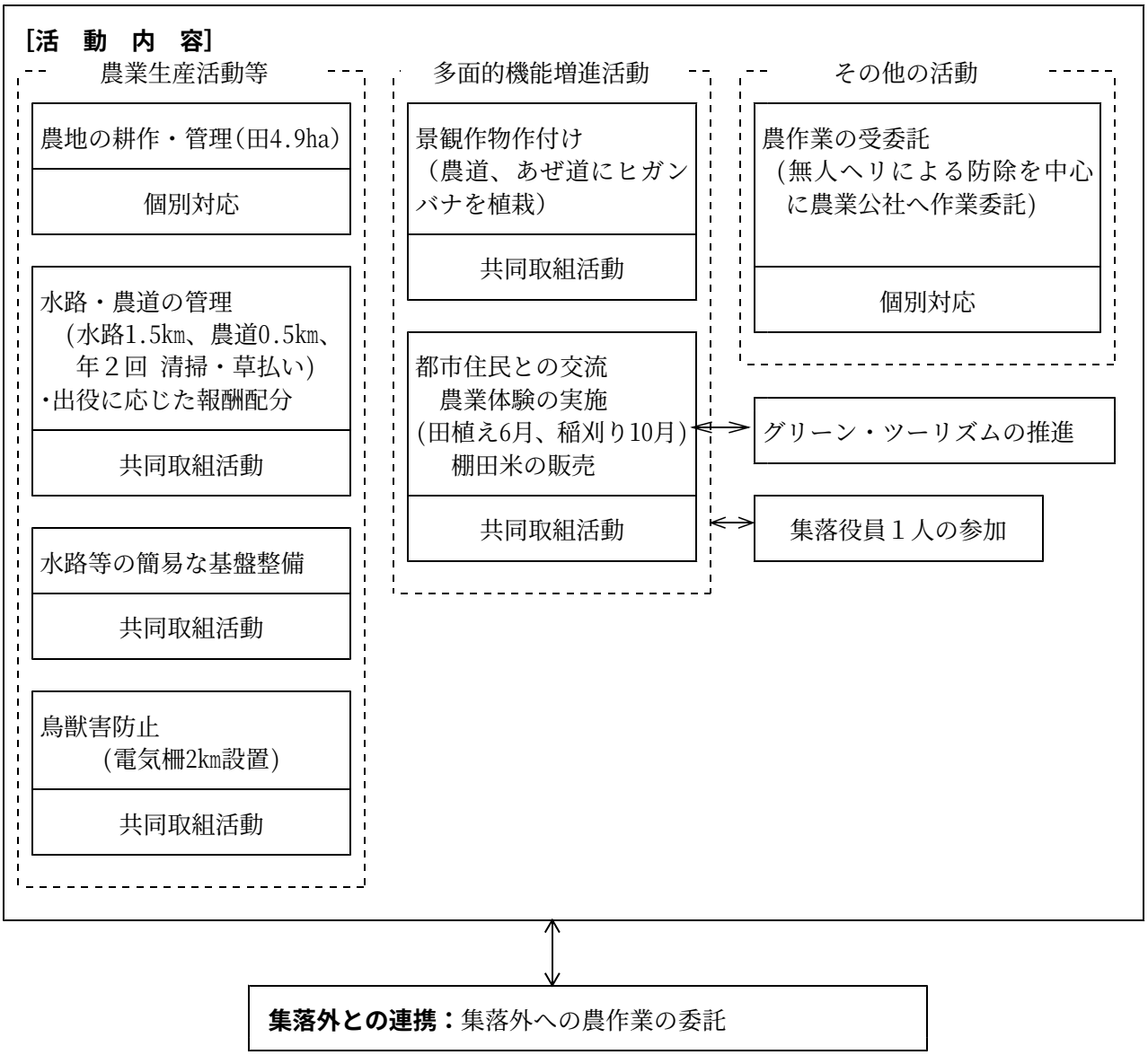

[平成16年度までの主な効果]
○農業体験（田植え、稲刈り）による都市農村交流の推進、集落の活性化
○美しい農村風景を守ろうという集落住民の意識の向上
○鳥獣被害防止対策等（電気柵２ｋｍ）による農業生産条件の整備

＜都市住民等との交流を行っている事例＞

○グリーン・ツーリズムの推進

１．集落協定の概要

市町村･協定名	沖縄県国頭郡本部町（くにがみぐんもとぶちょう）　伊豆味（いずみ）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
158ha		みかん		
交付金額	個人配分分			50%
1,391万円	共同取組活動分（50%）	水路農道管理		15%
		鳥獣害防止対策		10%
		多面的機能増進活動費		5%
		事務費等		20%
協定参加者	農業者 173人			

２．活動内容の概要

本地区は、山間のため飛び地が多く、1ha以上の物理的に連担した農地ではないが、集落内の全農家が参加している「伊豆味みかん生産組合」があり、収穫等の共同取組活動を行っているため、営農上の一体性を有する農地として団体要件を活用し、飛び地を含めることにより集落内の対象農家を可能な限り協定に中に組み入れている。

協定締結にあたっては、伊豆味みかん生産組合の役員が中心となって、制度の説明を行った。協定事項については、区長が中心になって集落内のとりまとめにあたり集落営農上の問題点、集落伝統文化の継承、都市住民との交流等の諸問題を集落内で検討し、合意形成へと導いた。

活動内容は水路・農道等の共同管理、周辺林地の下草刈り等の基本的活動を行ないつつ、地域の特産物であるみかんとアジサイを中心としたグリーン・ツーリズムに力を入れている。

また、鳥害防止対策として、防鳥ネットの共同購入なども行っている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（158ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（約0.5ha、年1回） 個別対応	防鳥ネットの共同購入(共同購入、推進の説明会開催(年1回)) 共同取組活動
作業道等の管理 清掃､草刈り:道路35㎞､年2回 法面点検:年1回 共同取組活動	景観作物作付け (アジサイ約0.3ha) 共同取組活動	グリーン・ツーリズム活動 (ｱｼﾞｻｲ祭､ｳｫｰｸﾗﾘｰの開催等) 共同取組活動

３．都市住民との交流の取組

本集落は、みかん栽培が沖縄県内で最も盛んであるが、鳥獣被害や裏年、マンネリ化等が重なり、ここ数年の集客数は横ばいで推移している。このため集落活性化の手法として、みかん狩りを主とするグリーン・ツーリズムに向け、集落内の若手が中心となって「グリーンツーリズムを考える会」を発足した。

同時期である平成１０年７月、みかん狩りを期に「沖縄県歩け歩け協会」から、ウォークラリーを開催したいと打診があり、みかん狩りの集客にもつながることから積極的に取り組むこととした。桜の咲く時期にあわせ約10～15キロの３コースを設定し、毎年約４００～５００人の参加者を集め、にぎわいをみせている。さらに若者の定着や集客増へ向け、平成１４年からはあじさい祭りも開催し、さらなる振興を図っている。

このように、本交付金を、みかん狩り総合案内場のテント購入費、あじさい祭りに向けた栽培活動費、都市住民を対象とした各種の活動費に充てることにより地域の活性化が図られている。

〈あじさい祭の準備〉

〈ウォークラリー〉

〈みかん狩りの風景〉

［平成16年度までの主な効果］

○　都市住民との交流検討会（年間5回）
○　あじさい祭の開催（平成14年～）
○　全県ウォークラリーの開催（年間2回）

＜学校教育機関、集落外のＮＰＯ法人と連携した活動を行っている事例＞

○「田んぼの学校」との連携

１．集落協定の概要

市町村･協定名	北海道樺戸郡新十津川町（かばとぐんしんとつかわちょう）　吉野（よしの）・幌加（ほろか）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
260ha	水稲、そば	ー	ー	ー
交付金額	個人配分分			50%
2,215万円	共同取組活動分（50%）	農業生産活動等		21%
		多面的機能を増進する活動		6%
		生産性・収益の向上・担い手の定着		23%
協定参加者	農業者　43人			

２．活動内容の概要

吉野・幌加集落は、新十津川町の最西部に位置し、ほぼ全域が中山間地域等直接支払の対象農用地（緩傾斜）となる地域であり、集落内の農業者ほぼ全戸が協定に参加している状況にある。集落協定では、５年間の取り組みを計画的に行っており、農作業の共同化を図るなど従来までは見られなかった取り組みも実施され、一定の成果が上がっている。

また、多面的機能を増進する活動では、集落全域で景観整備を進めるとともに、地元小学校の学校田での指導やＮＰＯと連携した都市住民との交流を進めている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作管理（田260ha） 個別対応	公共施設周辺の草刈（年４回） 農村景観向上（花鉢25個、花壇２箇所） 共同取組活動	農作業共同化（稲わら回収200ha・1000ｔ） 農業機械購入、共同利用・融雪剤散布機（260ha） 共同取組活動
水路・農道の清掃、草刈(年2回) 融雪材購入 共同取組活動	農業体験・環境学習会（年２回） 共同取組活動	パソコン講習会（年２回） 共同取組活動
稲わら切り返し（10箇所） 共同取組活動		

↕

集落外との連携：ＮＰＯとの連携で、集落の水田を利用し農業体験を行うことにより、都市住民との交流を図る。

３．ＮＰＯ法人と連携した取組

本集落は２つの地区に分かれており、その中の一つ（幌加地区）は小・中学生がいない地区であり、高齢化が極端に進んでいる。近年、地区外との交流も減少してきており、閉鎖的な集落となっていた。

他方の地区においては小学校の学校田での農業体験を通じて、地域の子どもたちが農業に対する学習に取り組むとともに、地域住民との共同活動が地域活性化の一助となっていた。

このことから、協定締結と同時期に、札幌市に拠点を置くＮＰＯ「北海道田園生態系保全機構」が当該地区において「田んぼの学校」事業を計画することとなり、地域での協力を求めていた。

幌加地区だけでは協力体制も整わないことから、集落協定の中で取り組むこととし、毎年春秋２回の事業開催時に地域住民挙げて事業のバックアップを行っている。昨年度まで４年にわたり実施されているが、札幌圏の親子を中心とした都市住民が農山村の恵まれた自然資源を理解して、今後の交流促進に繋がることも期待できる。

〈田植え指導をする地元農業者〉

４．機械の共同購入の取組

本集落は町内で最も標高の高い山間部に位置するため、降雪が早くかつ融雪が遅い地域である。転作作物も限られているため、担い手を中心として水稲の作付意欲が高かったが、売れる米づくりを進めていくには、良質で低タンパク米の生産が絶対条件となっていたことから、集落全体で全ほ場の稲わら搬出に取組むこととし、大型稲わらロールベーラー４台を共同で購入した。現在は集落内を４グループに編成してほぼ全てのほ場から稲わらを搬出、堆肥化することで有効活用を図っている。

［平成16年度までの主な効果］

○集落での大型農業機械の共同購入（稲わらロールベーラー４台等）による良質米生産の向上。（稲わら約200ha・1000ｔ回収）
○集落の環境整備を実施し、公共施設周辺を中心とした観光施設や交流施設の景観向上に寄与した。
○農業体験の支援を行うことにより、地域住民と都市住民との交流促進に結びついた。
○担い手を対象としたパソコン講習会を継続的に実施し、農業経営の基本的知識を修得することができた。（年２回）

＜学校等教育機関、集落外のＮＰＯ法人と連携した活動を行っている事例＞

○学校等教育機関との連携による農業体験活動

１．集落協定の概要

市町村･協定名	北海道夕張郡長沼町（ゆうばりぐんながぬまちょう）　第６区			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
277ha	水稲、麦	－	－	－
交付金額	個人配分分			34%
2,238万円	共同取組活動分（66%）	農地法面、農道、水路草刈り、防除作業		4%
		多面的機能増進活動		5%
		生産性・収益性の向上、担い手定着等		57%
協定参加者	農業者51人、農業生産法人4、農協1、生産組織2、水利組合11			

２．活動内容の概要

長沼町は、札幌市から約３０㎞の距離で、オートキャンプ場や温泉施設、ファームレストランなどがあり、土日・祝日には多くの観光客が訪れるなど、グリーンツーリズムに適した条件となっている。

このような条件のもと本集落は、以前から数戸の農家が体験農園を実施していたので、本制度の実施を契機に、市民農園や学校等教育機関との連携による農業体験交流や食育活動を積極的に展開しており、その活動内容をホームページで積極的に情報を発信している。

また、耕作放棄地の発生防止に向けた適正な農用地の維持管理、農道・排水路の維持補修や担い手不足、労働力の不足等が懸念されていることから、農業機械を共同購入・共同利用することにより、農作業の効率化を図っている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・法面草刈点検（田277ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路の泥上げ、草刈り（年１回）
  ・農道の草刈り（年２回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 市民農園、体験農園運営
  ・市民農園（37.5ｈａ）
  ・生徒による農業体験（中学校６校、９件）
  - 共同取組活動
- 集落研修施設の清掃
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入・利用
  ・クローラトラクター１台
  ・ブームスプレーヤー１台
  ・水田防除機１台
  ・畦塗機１台
  - 共同取組活動
- オペレーターの育成・確保
  ・機械操作講習会の実施
  - 共同取組活動

３．学校等教育機関と連携した取組

第６区集落では、従来から取り組んでいる安全・安心なクリーン農業を消費者に幅広く知ってもらい、また、農業生産への理解をより深めてもらうことを目的に、都市部の小中学校の協力を仰ぎ、児童・生徒の田植体験を実施してきており、平成１６年には、札幌市の中学校６校、生徒数約１，０００人の受け入れを実施した。

成果として、児童・生徒のみならず保護者の間にも農業生産への理解が深まり、「食育へつながる効果もあったものと思われる。

また、田植体験を行うことで、集落の連帯感が生まれ、耕作放棄地の発生を未然に防ぎ、中山間地域における農村環境維持にも波及効果があった。

〈田植体験をする生徒〉

４．機械・農作業の共同化の取組

経営規模の拡大や経営内容の変化に伴い家族労働や手持の機械では対応が難しい状況になってきたことから、クローラトラクター、ブームスプレーヤー、水田防除機、畦塗機を共同購入、共同利用することにより、共同利用の促進や農家個々の経費負担の軽減、農作業の効率化が図られている。

また、高齢化による労働力不足の解消にも役立っている。

［平成16年度までの主な効果］

○耕作放棄地の発生防止に向けた適正な農用地の維持管理

○農作業機械の共同利用・共同購入

・クローラトラクター（１４戸）、ブームスプレーヤー（９戸）、水田防除機（１０　戸）、畦塗機（５戸）による営農の効率化、低コスト化（２７７ｈａ）

○市民農園（５箇所）・体験農園（５箇所）の開設による都市住民との交流

・市民農園（３７．５ａ、４０件）

・生徒による農業体験（中学校６校、９件）

＜学校等教育機関、集落外のＮＰＯ法人と連携した活動を行っている事例＞

○小学校等と連携して地域を活性化

１．集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県遠野市（いわてけんとおのし）　山谷（やまや）			
協定面積	田（74%）	畑（26%）	草地	採草放牧地
14.4 ha	水稲	葉たばこ、牧草等	－	－
交付金額	個人配分分			50%
224万円	共同取組活動分（50%）	共同機械購入費		10%
		多面的機能増進活動費		11%
		水路・農道維持管理費		10%
		研修費等		14%
		その他		5%
協定参加者	農業者　17人			

２．活動内容の概要

協定締結前は、高齢化により農作業ができない農家が見受けられ、集落内の連携も希薄となっていたことから、農地が荒れるようになっていた。また、地域内を流れる山谷川の河川環境についても関心が低く、維持管理が行き届いていない状況であった。

このことから、対象農用地を持たない農家も含めて、集落ぐるみで話し合い、より良い集落づくりを目指すため本制度に取り組むこととした。

協定締結を契機に、田植え機やコンバイン等の農業機械等を所有する協定参加者７名に３ｈａ（耕起、田植え、稲刈り）の農作業委託や１５ａ（田）の利用権設定が行われ、農作業の効率化に向けた取り組みが実施された。

共同取組活動として、農業機械が円滑に通行できるようにするため、約３００ｍ農道への砂利敷きや草刈り機１７台を共同購入し年２回の草刈りを実施した。

また、共同育苗施設としてビニールハウス５棟を借り受け、水稲２ｈａ相当や葉たばこの苗を供給している。

〈児童による田植え体験〉

〈設置した看板〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作･管理
（田10.7ha、畑3.7ha）
個別対応

水路・作業道の管理
・水路 年２回 清掃、草刈り
・道路 年２回 草刈り
農道改修 約300m砂利敷
共同取組活動

農地法面の定期的な点検(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
（約4ha　2回／年）
共同取組活動

山谷川の清掃･草刈り
（約1.7km 2回／年）
共同取組活動

その他の活動

共同機械の購入(草刈り機17台)
共同取組活動

農作業の受委託
耕起、田植え、稲刈り:3ha
利用権設定等 田:15a
共同取組活動

山谷地区ほたるの里づくり保存会
ほたる生息分布図　観察会の開催　看板２基設置
共同取組活動

↕

集落外（小友小学校）との連携
○田植えや米糠除草作業等の農作業体験の指導
○小友町地域づくり連絡協議会との連携：地域づくりに向けた活動の支援

３．学校等教育機関と連携した取組

河川の環境保全と地域の仲間意識の醸成を図るため、平成１３年度に「山谷地区ほたるの里づくり保存会」を組織し、ほたる生息分布図作成や毎年７月には、地域の小学生や地域外からの参加者によりほたるの観察会等を実施している。

観察会には、水生昆虫の専門家を招くなど、活動が活性化してきており、地域に生息する動植物についての自然生態系保全に向けた活動へと取り組みが展開している。

また、協定締結を契機に近隣の小友小学校と連携していた活動が、田植え作業や米糠除草作業の農作業体験等、子どもたちの農業に対する理解を醸成する取り組みが活性化している。

今後は、ほたるの餌であるカワニナの養殖や地域の連携強化のため「自治会」の組織を検討している。

[平成16年度までの主な効果]
○共同機械購入（草刈り機１７台）
○農作業の受委託（３ｈａ） 利用権設定等（１５ａ）
○山谷地区ほたるの里づくり保存会の設置、ほたる生息分布図作成、看板設置（２基）
○ほたるの観察会（当初約10名→約80名の参加）毎年7月
○小友小学校と連携し、農作業体験を通じた自然生態系の学習・保全
○共同育苗施設（ビニールハウス５棟）設置（水稲（2ha相当)、葉たばこ）
○農道の改修　約300m（砂利敷）（トラクター等の農業機械の円滑化）

＜学校等教育機関、集落外のＮＰＯ法人と連携している事例＞

○棚田を通じた都市住民との交流

１．集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県恵那市第三区（えなしだいさんく）			
協定面積	田（88%）	畑（12%）	草地	採草放牧地
11.7ha	水稲	大豆など	ー	ー
交付金額	個人配分分			47%
216万円	共同取組活動分（53%）	共同取組活動費		25%
		水路・農道等の管理		13%
		研修費		8%
		その他		7%
協定参加者	農業者　21人			

２．活動内容の概要

本集落には、全国棚田百選にも選ばれた「坂折棚田」が所在し、それを守るための農業生産活動が大変重要な位置付けとなっている。この集落内の棚田を維持していくという活動目的と、「農地を守る」という本制度の趣旨が合致することから、集落内の農業者で本制度を導入することを話し合い、協定を締結することとなった。

棚田を守るため、畦畔の草刈りを確実に行い良好な景観を維持するとともに、農用地の荒廃防止と地域の活性化に役立てたいとの考えから、都市住民を対象とした稲刈り体験ツアーや、地元の農業高校との連携による体験学習活動に交付金を活用して棚田を守っている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 水田等の耕作・管理（田10.4ha、畑1.3ha）
  - 個別対応
- 水路・農道の管理 年4回（清掃、草刈り、補修、見回り）・出役に応じた報酬配分
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年5回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り(年1回)
  - 共同取組活動
- 体験農園の設置、運営 地元農業高校の生徒を対象に水稲栽培の体験実習
  - 共同取組活動
- 都市との交流 都市住民を対象に「棚田稲刈験ツアー」を実施
  - 共同取組活動
- 棚田に関する情報交換 稲作研修会に参加
  - 共同取組活動

３．学校等教育機関と連携した取組

地元小学校の児童（30名程）及び農業高校の生徒（40名程）を対象に水稲栽培の体験学習をそれぞれ年２回、都市住民を対象とした「棚田稲刈り体験ツアー」（80名程）を例年実施することにより、地元農業者の棚田を保全しなければならないという意識が高まり、以前に比べ草刈り等を積極的に実施するようになった。

これからは、新たなイベントの企画など地域の更なる活性化が期待される。

また、全国棚田がある市町村と連携を図り、情報収集や棚田サミットへの参加を実施している。

〈地元農業高校の生徒を対象とした体験学習〉

〈都市住民を対象とした稲刈り体験ツアー〉

[平成16年度までの主な効果]

○農地の保全管理、耕作放棄地の発生防止に対する保全意識の向上
○地元の農業遺産ともいえる「石積みの棚田」に対する意識の高揚
○集落の将来を担う子供たちに対して、地元農業への愛着心の醸成
○棚田での農作業体験を通じた都市住民との交流
・地元小学校の児童（30名程）の体験学習　２回／年
・農業高校の生徒（40名程）の体験学習　２回／年
・棚田稲刈り体験ツアー（80名程）　１回／年

＜学校等教育機関、集落外のNPO法人と連携した活動を行っている事例＞

○小学生の農業体験学習を通じた地域内の交流

１．協定締結の概要

市町村･協定名	佐賀県　東松浦郡玄海町（ひがしまつうらぐんげんかいちょう）　石田（いしだ）			
協定面積	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
4ha	水稲	みかん、タマネギ	―	―
交付金額	個人配分分			70%
87万円	共同取組活動分（30%）	リーダー育成		12%
		道水路管理		5%
		多面的機能増進活動（体験学習）		13%
協定参加者	農業者　8人			

２．活動内容の概要

当地区は、玄海町の中央部に位置し、集落は上場台地の斜面に点在する農村地帯である。その斜面に昔ながらの石垣を積んだ棚田が海岸沿いまで広がっている、町内でも有数の棚田の多い地区である。

これまでは、特別の取組もないまま、棚田が多い地形のため耕作放棄地が増える状況にあったが、農地や自然を活用していくために本制度に取り組むこととなった。取組活動の内容としては、棚田を利用して町内の小中学生を対象に体験学習を実施している。

また、自然にいる生物とのふれあいを目的に、近くを流れる石田川に、稚ガニ（モクズガニ）の放流も行っている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田4ha等）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路２㎞、年１回
  ・道路3㎞､年2回 清掃､草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検(年2回)
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 体験学習田の開設・運営
  （町内の小中学生を対象に田植え・収穫等の体験学習を実施）
  - 共同取組活動
- 稚ガニ放流
  （小学生にモクズガニ約300匹を石田川に放流し、生物の保護、観察を体験させる）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 収穫祭の実施
  （体験学習で収穫した餅米で、餅のつき方やもみ方等の体験を地元農家を交えて実施）
  - 共同取組活動

３．学校等教育機関と連携した取組

体験学習田では、昔のように川や田んぼ、山など自然とのふれあいの中で、ふるさとの良さを感じ取ってもらうことを目的として、地元の子供達を招いて田植えなどの農業体験学習を行っている。秋には、「収穫祭」を実施し、子供達は自分で刈り取ったもち米を使った餅つき体験等も行っている。

協定締結後に実施されている農業体験学習の取り組みは､40名程度の参加となっている。

将来を担う子供達が、この農業体験学習を通じて様々なことに対して興味を持ち、心から楽しんでいる姿を見ることで、地区としてもこの自然環境を後世に残していかなければならないという気運が高まってきた。

〈農業体験（田植え）の様子〉

〈自然観察（稚ガニの放流）〉

［平成16年度までの主な効果］

○　稚ガニ放流事業

小学生を対象に地元石田川に稚ガニを放流し､生物の保護や自然観察を体験させる　ことにより、地元の自然環境理解促進に努めた。

参加児童30人

○　農業体験学習による地元農業・農村の理解促進

町内の小中学生を対象に、田植え・稲刈りなどの体験学習を実施し、地元の農業・農村の理解促進と食農教育の実践を行った。

体験学習実施面積0.03ａ、参加児童36人

＜非農家、非対象農家と連携した活動を行っている事例＞

○対象農用地以外の農家も共同活動に参加

１．集落協定の概要

市町村･協定名	青森県東津軽郡外ヶ浜町（ひがしつがるぐんそとがはまちょう）　上小国（かみおぐに）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
79ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
628万円	共同取組活動分（50%）	農地、水路、農道等の管理		18%
		多面的機能増進活動		3%
		生産性の向上、担い手定着		25%
		リーダー育成、その他		4%
協定参加者	農業者　62人			

２．活動内容の概要

（１）本集落は水稲単作地域で、他集落と同様に高齢化は進んでいるが、元から農地保全に対する意識が強かったため、耕作放棄地率は0.9%（2000年センサス、上小国集落全体）となっている。そういった下地もあったため、この制度の話が役場からあった時も躊躇することなく話を進め、協定締結に至った。

（２）これまでも実施してきた農道・水路の管理に交付金を充てるのではなく、一歩でも二歩でも集落が前進するように、新たな取組に使っていこうということにしている。その結果、食農教育としての学校田の開設や多面的機能増進活動としてのプランター100個への花の植え付けと休耕田約30aにコスモスの植栽を実施した。

（３）また、農業生産活動では、新規作物の導入として約13aに栗とクルミの作付け、農作業の効率化のために中古トラクター、畦塗機、モア、除雪機の購入など攻めの活動をする一方、守りの活動として4haの耕作放棄地の復旧を実施した。この耕作放棄地は、協定締結前、３戸の農業者が体調不良等で営農ができなかったことによるものであり、協定参加者が中心となり、柳の抜根などを農作業の合間をぬって約4年かけて復旧し、牧草の播種及びコスモスや菜の花等景観作物の作付けを行っている。

（４）農道・水路の管理、多面的機能増進活動等の共同取組活動においては、協定参加者が上小国集落総農家数の半分にも満たないことから、対象農用地以外の農家15人も含め活動している。

＜交付金で導入した畦塗機＞

＜学校田で田植えを行う小学生＞

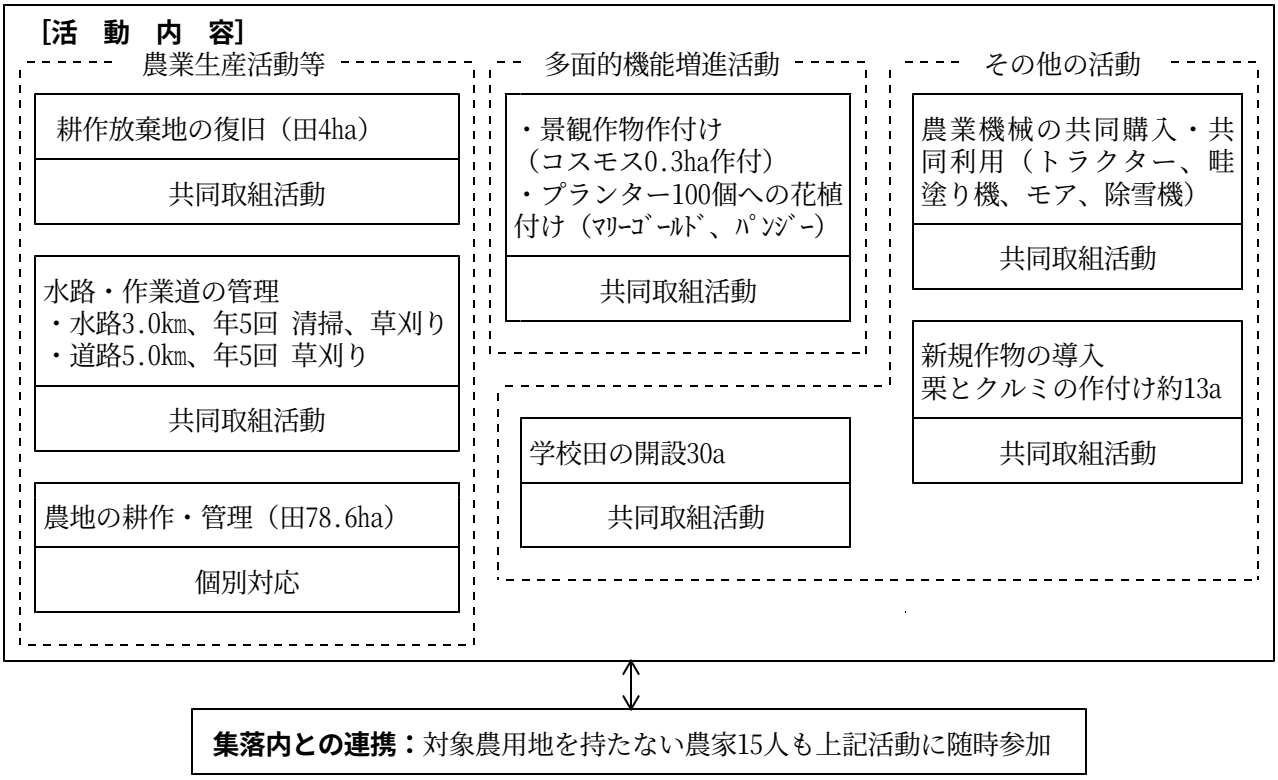

３．非対象農家と連携した取組

（１）この制度に取り組んだことにより、様々な活動が創出され、これらの活動には、対象農用地を持たない農家も参加しているため、地域ぐるみの取組に発展している。

（２）集落では活動を通じてみんなの気持ちが一つになり、目に見えて活気が出てきており、集落協定からのお知らせ（「上小国集落協定『通信』」）が発行されると、そのことが話題に挙がるほど地域が活性化してきている。

（３）また、機械の共同化については、集落内の認定農業者で作業受委託できる２名の農業者を中心に、作業受委託と併せて推進する方向で検討している。

（４）多面的機能の発揮面での活動については、蟹田小学校の学校田の設置継続と、それに伴う農作業体験指導及び地域伝承技術を通じて、集落農業者と子どもたちとの交流をより一層深めていくこととしている。

（５）将来的には、高齢者の副収入確保のための施設園芸（冬の農業）の推進や、都市農村交流を進めるために、復旧させた耕作放棄地の活用方法について検討していくこととしている。

[平成16年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧（田4ha）
○学校田の開設30a
○新規作物導入（クルミ）の導入（13a）
○担い手への利用集積（2ha）

＜非農家、非対象農家と連携した活動を行っている事例＞

○非対象農家を含めた集落のまとまりによる取り組み

１．集落協定の概要

市町村･協定名	福島県安達郡東和町（あだちぐんとうわちょう）　小田（こだ）			
協定面積	田（99.7%）	畑（0.3%）	草地	採草放牧地
10.3ha	水稲	野菜	―	―
交付金額	個人配分分			49.6%
194万円	共同取組活動分（50.4%）	農道･水路維持管理		22.2%
		将来の体制整備としてに取り組む活動		16.4%
		管理体制における担当者の活動		3.1%
		多面的機能を増進する活動		2.4%
		その他		6.3%
協定参加者	農業者　25人、　非対象農家　6人			

２．活動内容の概要

当集落は、山間地に農家住宅が散在し、１戸当たりの農業従事者が少ないため、耕作放棄地防止や周辺環境の整備をどうしていくかという不安を持っていたことから、非対象農家を含めて共同作業により、農道や水路等の施設維持管理を行い、耕作放棄防止を図るため、地区内全戸で協定を締結した。

主な活動内容は、年３回研修会等を開催し、関係機関等に講師を依頼し、協定の意識向上等の取り組みを実施している。また、役員等中心となって、高齢者及び若手担い手との農作業受委託の橋渡しを行っている。

さらに、農業構造改善事業で整備した直売施設を活用して農産加工品として漬物を製造販売の取り組みも実施している。

〈草刈りの共同作業〉

〈直売施設で販売している農産加工品〉

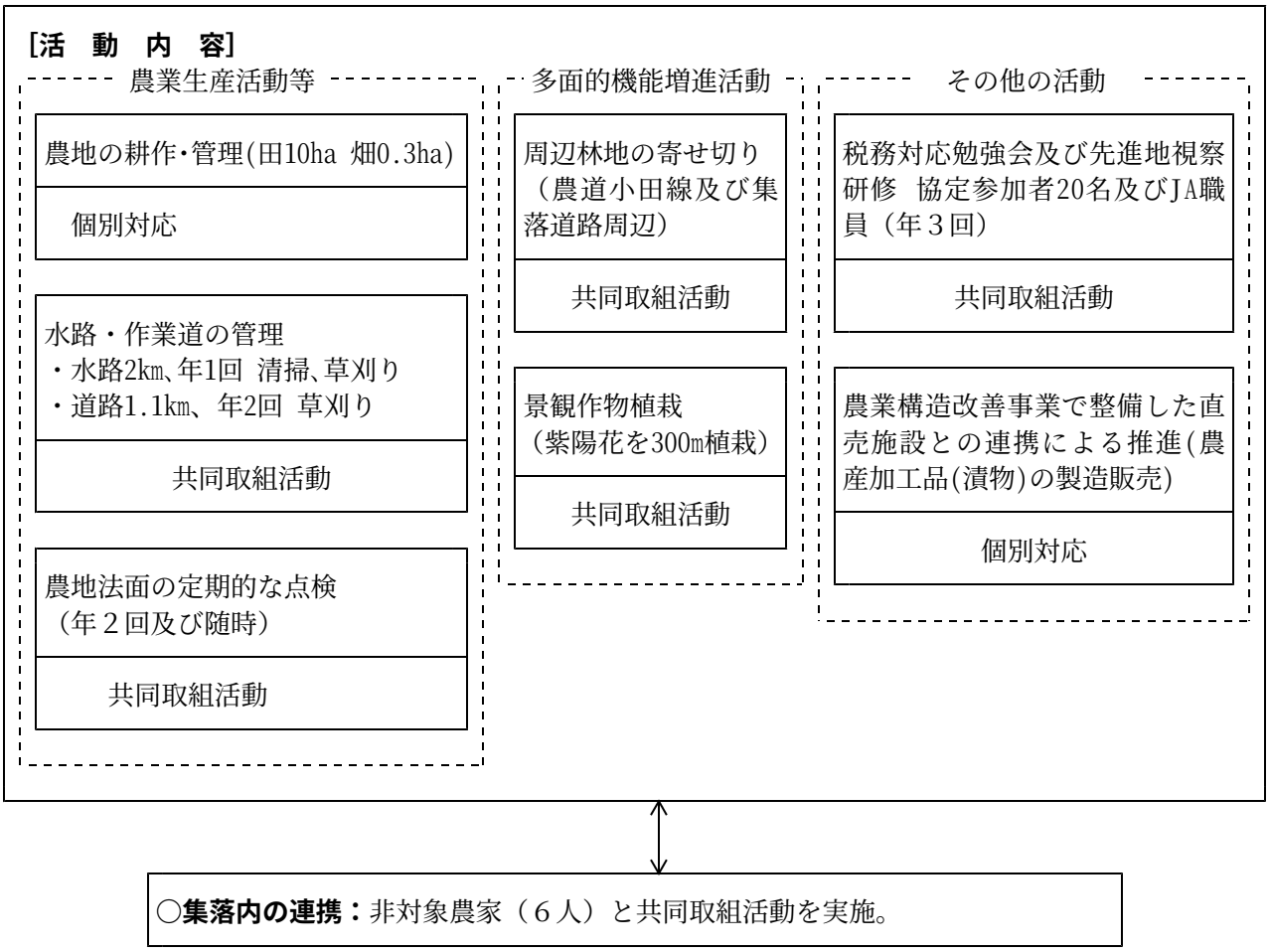

３．保全マップを作成・活用した取組

地区内には集落協定に参加する農業者総数（２５人）の２０％以上にあたる非対象農家（６人）がおり、水路、農道、林地等の維持管理は、全戸にて実施し、景観作物の植栽・除草も共同で実施している。

また、集落の農用地の管理について、地図を活用し、管理方法及び担当者等を明記し、効率的な体制が実現することができた。

従来この地区は、住民同士が自発的に話し合いを持ち、地区内の行事参加や交流活動を積極的に行ってきたという特徴があり、本制度に対する連携（取り組み）においても、対象農用地の対象者・非対象者を問わず維持管理には抵抗感がなく、積極的に参加している。

[平成16年度までの主な効果]

○　集落の農用地の管理について地図を活用した効率的な管理の実現
○　耕作地の維持、耕作放棄地の防止
○　共同作業による農家、非対象農家（6名）の連携強化
○　研修会等の開催（年３回）
○　農産加工品（漬物）を直売所において販売
○　景観作物の作付け（アジサイ（300m）植栽）

＜非農家、非対象農家と連携した活動を行っている事例＞

○地域住民との交流による美しい農村景観づくり

１．集落協定の概要

市町村・協定名	石川県金沢市東原（かなざわしひがしはら）			
協定面積 13.6ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲、コスモス	―	―	―
交付金額 265万円	個人配分分			50%
	共同取組活動分（50%）	水路、農道等の維持管理等		11%
		多面的機能増進活動（景観形成作物の栽培管理）		4%
		その他（営農組合への支援、積立等）		35%
協定参加者	農業者　28人、非農業者　13人			

２．活動内容の概要

当地区においては、昭和56年から60年にかけて19.6haの区域で圃場整備を実施するなど営農の効率化を図ってきたが、近年、担い手の高齢化とともに離農者が増加し、農地の荒廃防止が課題となっていた。

農地の保全や集落機能を維持していくために、農業者24名と非農業者13名で集落協定を締結することとした。

集落協定に基づく共同取り組み活動としては、水路・農道等の草刈り、泥上げ等の維持管理、景観形成作物としてコスモス等の植栽、平成14年度には、都市部の親子を招き、「桜の植樹会」を開催している。その他、平成11年度から地区の農業者が主体となって開催している日曜朝市との連携・支援を行っている。

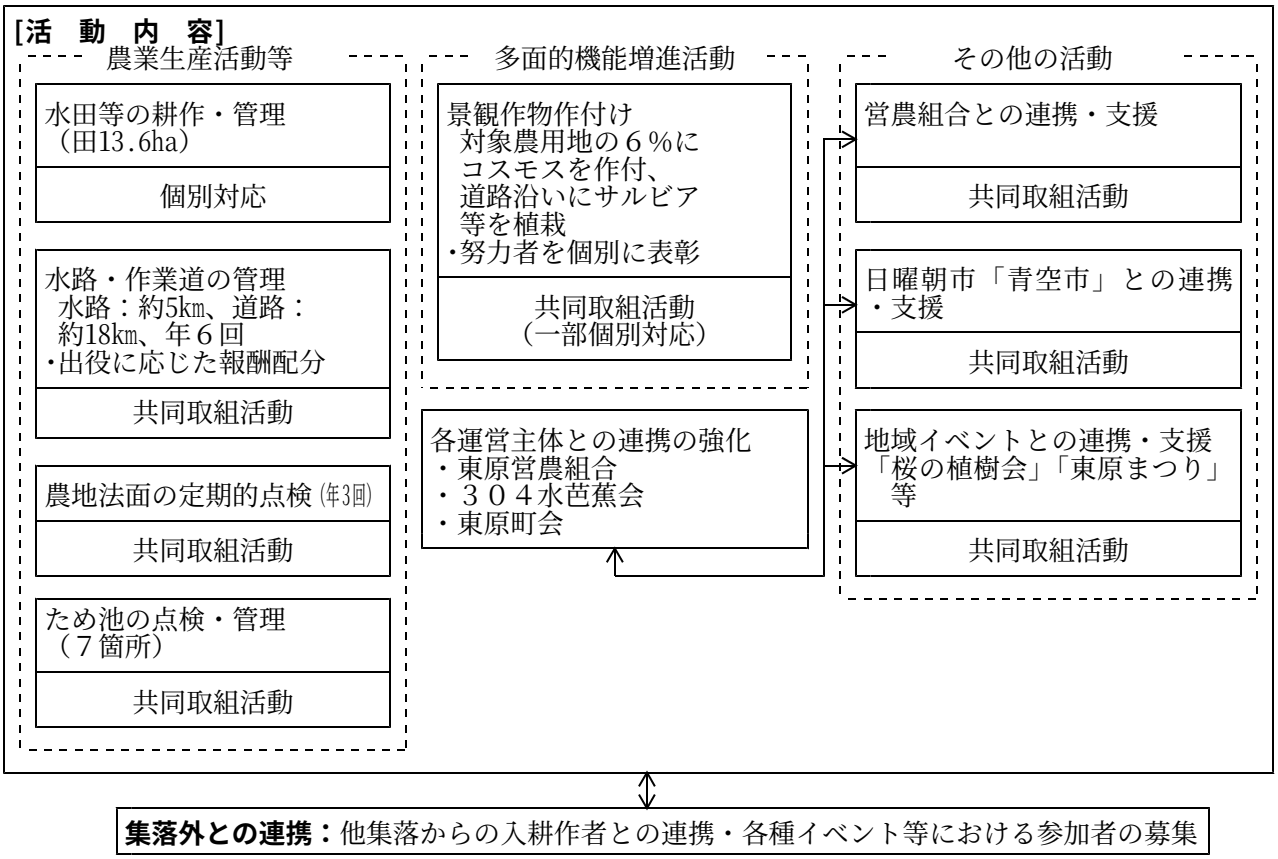

３．非農家と連携した活動に係る取り組み

当地区では、農地等は地域の財産であるとの考えから、集落内の農業者と非農業者が一体となって、維持管理を図ることで集落内での調整を進めてきた。その結果、集落協定の締結に当たっては、非農業者１３名を含む４１名で取り組むこととなった。

具体的活動内容としては、非農業者にも積極的な出役を呼びかけ、地区住民が一体となって水路・農道等の草刈り、泥上げ作業等の実施をしており、作業回数も年間３回から６回に増やすことで更なる適正な維持・管理に努めている。同様に、地域の景観の向上を図るため、対象農用地の約６％にコスモスを、道路沿いにはサルビア、マリーゴールドなどの植栽を実施している。なお、特に景観向上に努力した人を、毎年、集落で表彰し、地域の景観に対する意識の高揚を図っている。

その他、平成１４年度には、都市部の親子約８０組を招き、地区の広場において「桜の植樹会」を開催した。当日は広場の外周に桜の苗木１００本を植栽した後、地域の食材で作った料理で交流を深めるなど、地区外の非農業者との連携も図っている。その後も、植栽箇所の除草作業などを通じて交流を行っている。

これらの取り組みにより、他地域の住民から当地区に住みたいと希望する声が増えるなど、地域の活性化が図られてきており、また、農地保全への気持ちも一層強くなっている。

今後は、市民農園の開設や水生公園の整備等についても検討しており、更なる取り組みを実施したいと考えている。

〈農道の草刈り作業〉

〈景観作物（コスモス）の植栽〉

[平成16年度までの主な効果]

○非農家と連携した取り組み活動の実施
- 景観形成作物による地域景観の向上（対象農用地：ｺｽﾓｽ(80ａ)、道路沿い：ｻﾙﾋﾞｱ、ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞほか）
- 水路、農道等の維持管理作業回数の増加　３回→６回
- 各種イベント等による地域の活性化（青空市、桜の植樹会、東原まつり）

○耕作放棄地の復旧　0.2ha（対象農用地外）

○平成１２年に東原営農組合を設立
　そのリーダー２名を認定農業者として新規確保

＜非農家、非対象農家と連携した活動を行っている事例＞

○住民（農業者と非農業者）参加による環境整備

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県新城市（しんしろし）　上平井（かみひらい）－１			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
10.6ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
85万円	共同取組活動分（50%）	排水路・農道の管理		40%
		草刈り		6%
		共同防除、その他		4%
協定参加者	農業者　30人			

２．活動内容の概要

本集落は、近年、高齢化の進行により排水路・農道の維持管理作業や病害虫防除作業が大きな負担となり、耕作放棄地の増加が懸念されていた。

また、非農家との混住化が進むにつれ、排水路からの悪臭に対する苦情や農地周辺への犬糞放置の増加等、集落の環境改善が課題となっており、集落内の農家と非農家が一体となって本制度へ取り組むこととなった。

共同取組活動として、排水路・農道の定期的な管理と病害虫の防除に取り組むとともに、生産意欲減退の原因の一つであったイノシシ等の獣害を防止するための防護柵(300m）を設置した。

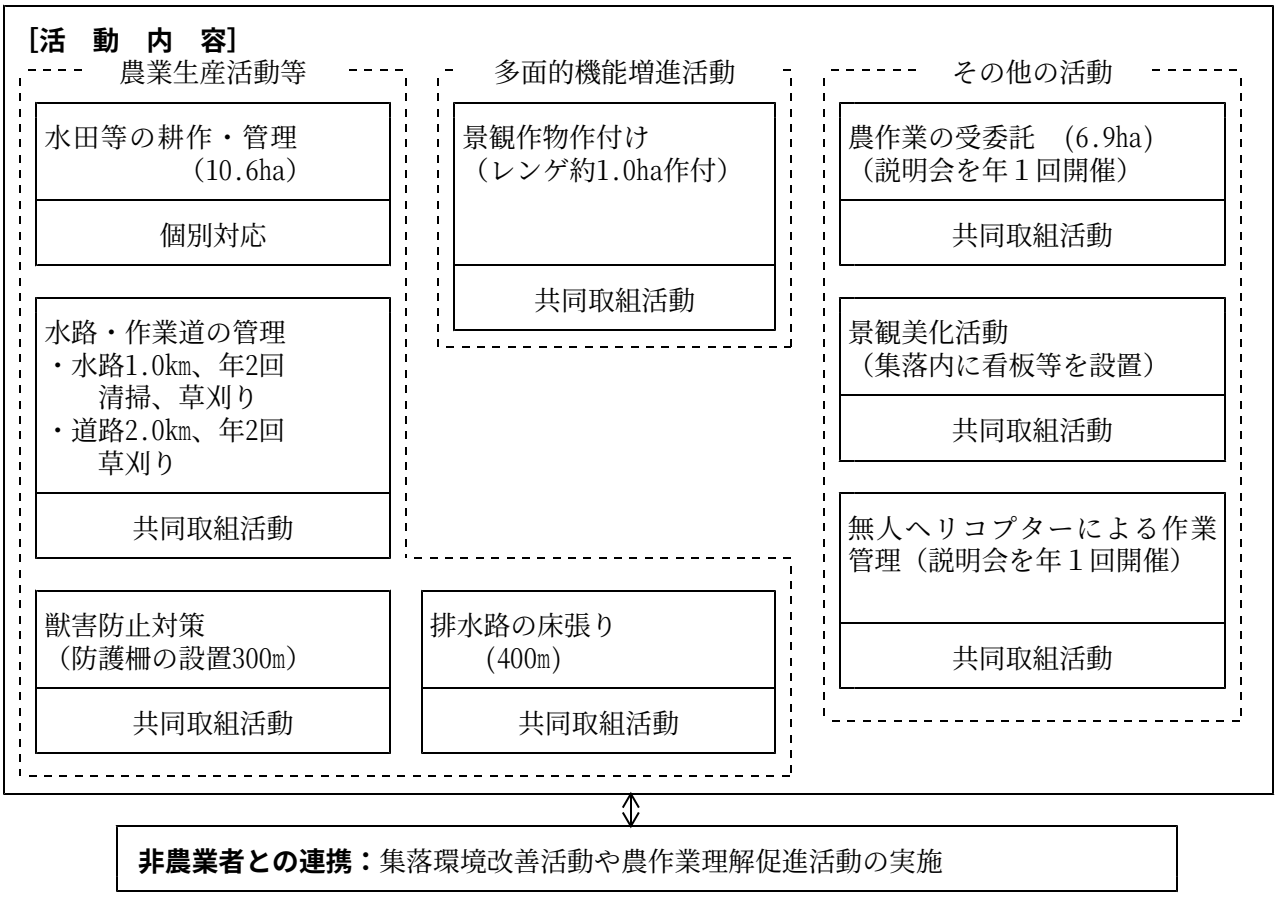

３．農業に携わっていないものが参加した取組

排水路に一般家庭の排水を流していたことから、従来より年１回集落全体で水路の清掃を行っていた経緯があり、非農業者を含めた住民参加による集落環境改善活動を実施することとなった。

非農業者を含めた住民参加による集落環境改善活動として、排水路の悪臭を防止するため、床張り（生コン打ち）を行うとともに、犬の糞放置防止の立看板を集落内の農道に設置した。このような取組により、個人の負担が軽減され、農家の生産意欲の向上と耕作放棄の防止につながるとともに、農家と非農家の相互理解の促進が図られ、集落の連帯感が生まれている。

〈排水路の悪臭を防止するための「床張り（生コン打ち）」〉

［平成16年度までの主な効果］

○犬の糞放置防止の立看板を設置した結果、住民の環境美化に対する意識が向上した。
○排水路の床張りを行った結果、汚水による悪臭が抑制された。
○イノシシ等による獣害防止対策を行ったことにより、農作物の被害が抑制され、農家の生産意欲が向上した。（防護柵300m）
○非農家を含めた話し合いを行ない、相互理解の促進が図られ、集落の連帯感が生まれた。

＜非農家、非対象農家と連携した活動を行っている事例＞

○子供から高齢者まで集落全員でつくるむらづくり

１．集落協定の概要

市町村･協定名	佐賀県東松浦郡七山村（ひがしまつうらぐんななやまむら）　大白木（おおしらき）			
協定面積	田（55%）	畑（45%）	草地	採草放牧地
28.1ha	水稲、ｷｭｳﾘ、ﾜｻﾋﾞ	ﾐｶﾝ、ｷｭｳﾘ、茶	―	―
交付金額	個人配分分			50%
470万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道等の管理		19%
		多面的機能増進活動		20%
		事務費等		11%
協定参加者	農業者　35人			

２．活動内容の概要

大白木地域では、農林業の低迷による過疎化の進行などにより、集落で話し合う機会が減少し、農山村の特徴である地域の連帯感や共同意識が薄れ、以前に比べ、地域の共同作業などが難しくなっていた。

このような中、大白木地区では、平成10年７月に、美しい農村環境の保全や活力ある地域づくりを行うため、「大白木活力あるむらづくり推進委員会」を設立し、地域住民全員を対象にしたアンケート結果をもとに、「大白木地域の夢プラン（集落活動計画書）」を作成したところである。その後、平成12年には、この計画を基に集落協定を締結し、現在、次世代を担う地域の子供たちが住みたくなるような快適で個性のある地域づくりに努めているところである。

適切な農業生産活動として、年２回、集落全体で水路・道路の管理を行っている。

また、子供から高齢者まで集落住民総参加により、景観作物として植栽した彼岸花・水仙の管理、昆虫の保護を目的とした「ミヤマクワガタの森」の管理、大白木集落のシンボルである十坊山（とんぼやま）の登山道及び山頂付近の管理等を行っている。

〈 「ミヤマクワガタの森」の植栽 〉

〈 福岡市民とのわさび狩り交流 〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田15.5ha、畑12.6ha）
個別対応

水路・作業道の管理 ・水路1.9㎞、年2回 清掃、草刈 ・道路14.7㎞、年2回 草刈
共同取組活動

農地法面の定期的な点検 （年２回及び随時）
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約20ha、年1回）
個別対応

景観作物作付 ・彼岸花、水仙を約0.2ha作付
共同取組活動

「ミヤマクワガタの森」の管理 （0.64haにどんぐり2,000本を植栽）
共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入・共同利用 （機械の共同購入・共同利用実施に向けた話し合いの開催（年５回）） 共同取組活動

集落外との連携

○福岡市民等からなる「十坊山ファンクラブ」を結成し、月１回のペースで交流活動を行っている。

３．非農家、非対象農家と連携した取組

本地域では、従来、米とみかんの生産が盛んに行われてきたが、みかんの低迷とともに園地の耕作放棄地が増加する中、都市近郊（福岡市）を活かした農業生産・流通の展開を図るため、昭和61年に農産物の直売所を設置したことを契機として都市の消費者との交流が活発になった。

現在、十坊山ファンクラブ（福岡市内を中心に15家族65人）などのメンバーを中心に延べ120人が本地域でのイベントに参加するなど交流が深まっている。

交流の活発化に伴い、子供から高齢者まで集落住民総参加による地域づくりの活動も活発になり、リサイクル応援隊（地区の中学生以下の子供、婦人会、活力あるむらづくり役員など延べ180人）など非農家や非対象農家と連携した取組が行われるようになった。

[平成16年度までの主な効果]

○　福岡市内の都市住民を中心にファンクラブ（15家族65人）が結成され、いも掘り体験、たけのこ掘り交流会、山菜狩り交流会などの交流活動を展開。
　　年間延べ参加人数：260人

○　非農家を含めた集落住民総参加による景観作物の植栽、水仙の管理、森林の管理、山道の管理等を実施。

○　リサイクル応援隊（地区の中学生以下の子供、婦人会、むらづくり役員等）を結成し、「ゴミの分別収集」を推進。
　　毎月第３日曜日に実施、延べ参加人数：180人

＜集落相互間等の連携を行った事例＞

○町内の協定を統括する推進協議会の設置

１．集落協定の概要

市町村･協定名	北海道上川郡鷹栖町（かみかわぐんたかすちょう）　鷹栖（たかす）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
787ha	水稲、トマト	－	－	－
交付金額	個人配分分			49%
16,645万円	共同取組活動分（51%）	農地法面、農道、水路の草刈り、防除作業		27%
		多面的機能増進活動		8%
		生産性・担い手定着（農業機械購入、研修会参加等）		16%
協定参加者	農業者 447人			

２．活動内容の概要

鷹栖町は、これまでも農事組合がまとまって活動しており、地域の独自性と活性化を図る上でも従来の農事組合単位を基本とした集落協定を締結するよう積極的な制度推進を図った結果、農事組合単位で24の集落協定を締結したが、協定参加者から「不慣れな経理事務を行うことについて不安」との声が多くあり、事例紹介や勉強会を開催する場が必要であったことと、担い手の育成に係る研修や景観整備などは、個別の協定集落で実施するよりも、広域的な取組の方が有効かつ効率的であるとの理由から、本制度をより効果的に推進するために、町が取りまとめ役として町内24集落が連携して「中山間事業推進協議会」を設立して活動している。

[活　動　内　容]

農業生産活動等
- 農地の耕作・管理（田787ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路2.9㎞、年２回 清掃、草刈り
  ・作業道3㎞、年２回 草刈り／共同取組活動

多面的機能増進活動
- 集落周辺環境整備（花壇設置等１１集落）／共同取組活動
- 学校農園の開設／共同取組活動
- 農家看板の設置（１集落）／共同取組活動

その他の活動
- 農業機械・施設の共同購入、共同利用（400ha）／共同取組活動
- 高付加価値型農業の推進（栽培技術研修会を５回開催）／共同取組活動
- 担い手の育成・確保（研修支援体制整備、オペレーターの育成・確保）／共同取組活動

集落外との連携：花壇の設置など集落以外の農家等と連携を図り、環境整備美化に努める

３．集落相互間の連携による取組

従来は古タイヤを燃やして発生する黒煙により霜被害を防いでいたが、現在は大気汚染の原因となることから禁止されている。そのため、農地周辺に放置された古タイヤが町内全域にあり、農村環境を悪化させていたことから、集落間の連携した取組として古タイヤの一斉処理に向けた「古タイヤ保有量調査」を平成14年度に実施し、平成15年度から交付金等により、町内各地域の古タイヤ等約６万本の一斉処分を実施した。

また、多集落で連携した生産組織活動などを勉強するため、北海道が実施する集落代表者会議への積極的参加や、他府県への先進地事例調査を実施した結果、農業への理解及び将来の担い手育成のため平成16年度から地元の中学校と一緒に「学校農園」を開園することになり、体験農園においては、協議会構成員が中学生にアドバイスを行いながら、定植、播種、マルチ貼り、除草、収穫作業を行っている。

その他、集落協定の会計経理などを適正に行うため、各集落代表者や会計担当が集ま
り「会計事務研修会」を実施している。

取組による成果については、各集落の代表者が集まり、具体的な活動事例などの情報交換により、共同取組活動推進の意識向上につながっていることや、適正かつ円滑な事務処理の実施のための勉強会により、事務が不得手な協定参加者の補完作用が果たされている。

なお、協定を締結することにより、薄れがちだった「話し合い」が復活し、将来のことを話し合える気運がでてきたことにより、集落協定を締結している地域のみの話し合いだけではなく、全町的な話し合いのできる組織の設置や廃農機具・廃車などの処理による景観美化の意識向上、大型農業機械の導入による共同作業の実施など、今後の課題解決に向けた意識が浸透してきている。

〈取組前〉

〈取組後〉

古タイヤを処理し農村環境を美化

[平成16年度までの主な効果]

○集落での大型機械の共同利用（パワーショベル２台、、防除機６台、トラクター４台、除雪機７台等）による営農の効率化・低コスト化

○特産品であるトマト、キュウリの有機栽培技術等の研修会参加による高付加価値型農業の推進

○推進協議会組織による古タイヤ(68,110本)の撤去、廃プラ(8,490kg)の適正処理に係る環境美化及び学校農園に係る多面的機能の増進

＜集落相互間等の連携を行った事例＞

○広域的集落をラジコンヘリで共同防除

１．集落協定の概要

市町村･協定名	福島県双葉郡葛尾村（ふたばぐんかつらおむら）　かつらお			
協定面積	田（92%）	畑（6%）	草地（2%）	採草放牧地
55.2ha	水稲	たばこ	牧草	
交付金額	個人配分分			50%
952万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道等の維持管理（泥上・草刈・敷砂利等）		37%
		ヘリ防除作業		2%
		その他の取組		11%
協定参加者	農業者　９０人			

２．活動内容の概要

かつらお地区は、ほ場整備事業の進行に伴い、担い手を中心とした生産組合組織の作業受委託を目指すこととした。このような中で本制度が発足し、担い手となる生産組合を中心とした適正な農業生産活動、農地保全、共同防除等に効果的に取り組むこととし２つの行政集落にまたがる協定を締結した。

共同取組活動では、女性グループによる集会所周辺において、景観作物の作付けの実施及び生産組合を中心とした農作業受委託を行っている。

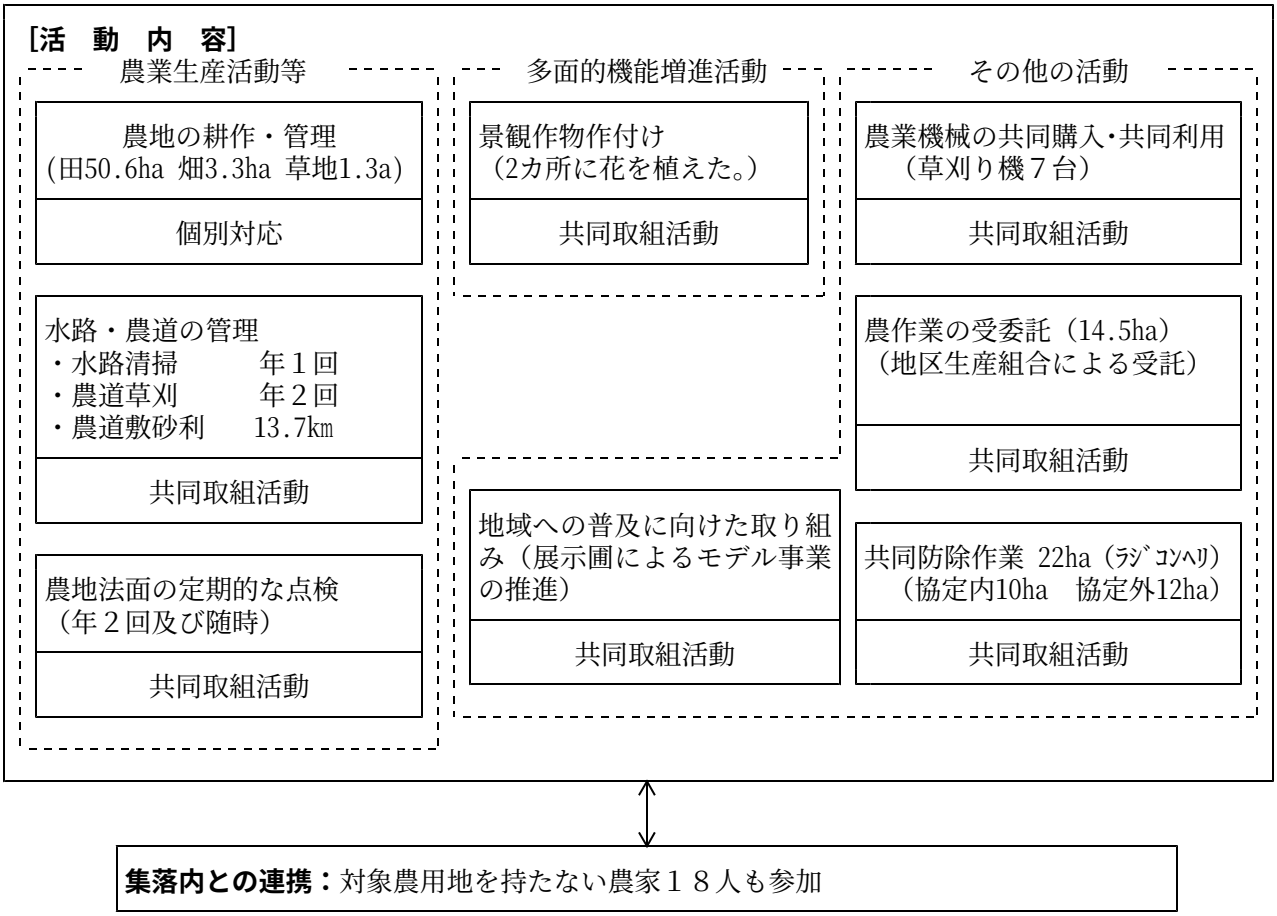

３．集落協定を統合した取組

当地区は、野川川沿いに細長く水田が位置し、その周辺に人家が点在、人家のすぐ裏が里山となる狭地な地形からなる。平成８年度よりほ場整備事業が進められていたが、担い手を中心とした生産組合組織の作業受委託等がなかなか進行しなかった。このような中、本制度の取り組みを協議する中で、ほ場整備事業の取り組みと併せて実施することとなった。初年度当初は、農地が点在していることから、１６団地毎の集落協定を締結することで話し合われたが、団地間の連携を強化するため、２行政区１６団地を１つにまとめ集落協定を締結した。広域的集落締結を契機に話し合いが進み、対象農用地を持たない農家１８戸も参加した集落全体の水路・農道の維持管理をはじめ、今まで地形条件から個別でしかできなかった防除をラジコンヘリにより共同防除を行っている。

また、展示圃において、ゆめさやか（山間高冷地用品種）、直播栽培、エコファーマーのモデル事業を実施し、地域への普及を図る取り組みをしている。

〈ラジコンヘリによる共同防除作業〉

〈共同作業による草刈り作業〉

［平成16年度までの主な効果］

○集落内の話し合いが進み、地域間の連携が強化
○ラジコンヘリによる共同防除作業（協定内10ha（協定農用地面積の15%）　協定外12ha）
○集落農道整備（敷砂利　13.7㎞）
○生産組合への農作業の基幹３作業受委託（（耕起、田植え、稲刈り）（14.5ha）（協定面積の30%））
○対象農用地を持たない農家の参加（１８戸）
○展示圃による地域への普及活動（新品種、直播栽培、エコファーマー）
○女性グループによる集会所周辺への景観作物（ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ等）の作付け

＜集落相互間等の連携を行った事例＞

○これから本番！東富山

１．集落協定の概要

市町村･協定名	高知県四万十市（旧中村市）東富山（しまんとし きゅうなかむらし ひがしとみやま）			
協定面積	田（75%）	畑（25%）	草地	採草放牧地
70.3ha	水稲	ユズ・ギンナン	－	－
交付金額	個人配分分			50%
1,293万円	共同取組活動分（50%）	東富山ふるさとを守る会		50%
協定参加者	農業者 138人、生産組織　2			

２．活動内容の概要

東富山地区は、四万十川支流後川の上流域、本市北東部に位置し、三ツ又（みつまた）、常六（じょうろく）、大屋敷（おおやしき）、片魚（かたうお）という４つの自治集落で構成されている。

当初、東富山地区では、それぞれの集落において集落協定が締結されていたが、過疎化や高齢化、深刻化する鳥獣被害のため、将来は農地や地域の維持が困難になってくるのではないかという危機感が高まっていた。

このため、どのようにすれば安心して生活できる東富山となるのか、何度も話し合いが持たれ、その結果、集落間の連携を高め、協働して課題に対処していくことになったことから、農地や地域を守っていくため、集落協定を統合することとなった。

協定統合後は、イベントや地場産品販売所等での活動を通じて、地域づくりや都市住民との交流に取り組んでいる。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作管理(70.3ha)	個別対応
水路・農道等の管理 水路：年1回、水路清掃 年1回、草刈り 農道：年1回、簡易補修 年1回、草刈り	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り(1.7ha)	共同取組活動

その他の活動

農業機械・施設の共同購入・利用 草刈機、1台	共同取組活動
市街地住民との交流 三ツ又ぎんなん祭り(150人) 片魚ふるさと祭り(200人)	共同取組活動

↕

集落外との連携

○学校給食の食材供給について、集落内だけではなく、集落外の農家等とも協調して取り組んでいる。

３．集落相互間等の統合の取組

東富山地区では、平成13年度に各集落住民が参加して東富山地区のマスタープラン作成を行ったことがきっかけとなり、直接支払交付金を活用して４集落の地域づくりを行っていくため、平成15年度に集落協定を統合した。また、平成16年度には、幅広く村づくりを行っていく組織として、集落協定に参加している全世帯を含めた「東富山ふるさとを守る会」が発足した。

「東富山ふるさとを守る会」では、今までバラバラに動いていた住民グループ間の連携を向上し、住民グループを支援する事業が計画されており、その一つに週１回本市市街地で開いている「東富山の店（地場産品直販所）」がある。

「東富山の店」では、東富山産の野菜や林産物、加工品などが並べられ、東富山の生産者が市街地の消費者に直接販売しおり、最近では、店前で開店時刻を待つ消費者も出てきている。

この他には、以前から行われてきた「三ツ又ぎんなん祭り」や「片魚ふるさと祭り」への関わりをより向上させていくことも計画されている。

例えば、「片魚ふるさと祭り」では、アイガモレース、リースづくり、餅つき大会などの催しや東富山の農産物の販売が行われ、市街地住民との交流が深められており、協働して祭りを行うことによって、片魚集落や東富山地区住民同士のつながりを再認識する場となっている。

〈「三ツ又ぎんなん祭り」での物販〉

〈「東富山の店」の店内〉

[平成16年度までの主な効果]

○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化

・営農に係る集落間の情報共有、耕作放棄地の有効利用等に役立てるため、地域内の農用地、水路・農道等が記載された図面を整備した。

・共同利用機械（チッパー10PS、管理機5.3PS、トラクター27PS、草刈機8PS、動力噴霧器8.0PS 等）の導入により、営農の低コスト化を図った。（ただし、共同利用機械の利用は各集落で対応しており、４集落の連携を深めていくことが今後の課題である。）

○特徴ある農作物の生産・販売

・畜産堆肥を利用した無農薬・減農薬野菜の生産、市街地での直販、学校給食への供給等を行っている。

＜集落相互間等の連携を行った事例＞

○２集落の連携による地域の活性化

１．集落協定の概要

市町村・協定名	沖縄県国頭郡本部町　伊並（くにがみぐんもとぶちょう　いなみ）			
協定面積	田	畑　（100%）	草地	採草放牧地
41.3　ha	-	みかん・マンゴー	-	-
交付金額	個人配分分			50%
418　万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成		10%
		道・水路管理費		10%
		共同利用施設整備等費		15%
		多目的機能増進活動費		10%
		その他（事務費）		5%
協定参加者	農業者 54人			

２．活動内容の概要

本協定は、伊野波、並里の２集落から構成されており、作目はみかんを中心として、マンゴー・緑化木等も栽培されている。

山間部にあり１ha以上の連担した農地はないものの、営農上の一体性を有する農地としての団地要件を活用し、集落内の対象農用地を可能なかぎり協定の中に取り込んでいる。

協定締結にあたっては、両区の区長を中心に営農上の問題点、伝統文化の継承、地域の子供会・老人会等の育成等、農業のみならず地域の活性化という観点を含めて総合的に検討し、協定締結に至った。

農地の耕作・管理は個別対応し、共同取組活動としては、作業道や集落道の草刈等の管理、多面的機能の向上として景観作物（ホウセンカなど４種）の作付などを行っている。

また、地域の子どもたちによる稲の植え付けから収穫までの農業体験学習や地域の伝統行事である豊年祭、講演会など幅広い活動に交付金を活用している。

〈農業体験の様子〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作･管理(畑41ha) 個別対応	景観作物植付（0.1ha） （ﾎｳｾﾝｶ等4種） 共同取組活動	機械の購入（草刈機2台） 共同取組活動
作業道の管理（清掃、草刈） ・道路4km、年2回 共同取組活動		農業体験学習の開催 （稲作体験学習） 共同取組活動

３．集落間連携の取組

両集落は、隣接していることから農業形態や自然条件が同一である。また、農地所有者が両集落に混在しているため、以前から集落間の結びつきは深かった。これまでは、各戸個別で行っていた集落道整備作業を、本交付金を活用することによって両集落が連携して行っている。具体的には、草刈機を購入し、両集落共同で草刈り作業を行っており、さらに通学路・生活道路等の整備も効率的に行われている。これら共同作業の増加は、集落内に止まらず、２集落間の活性化にもつながっている。

また、農業体験学習活動などにおいても交付金を活用し、２集落が協力して行うことで参加者も増え、世代間交流も活発になった。

今後は、これまでの共同活動を活かし、鳥獣の被害が増えていることから防鳥ネットの購入補助等の農家育成にも力を入れていきたい。

[平成16年度までの主な効果]
○農業体験学習開催による交流（年間約50名参加）
○２集落間による話し合い回数の増加（年間約20回）
○２集落合同による豊年祭等の行事開催（20回）

＜集落営農組織の設立及び育成に取り組んだ事例＞

○水田の大区画化に対応した集落の担い手による組織活動

１．集落協定の概要

市町村･協定名	青森県南津軽郡碇ヶ関村　久吉耕作協定組合（みなみつがるぐんいかりがせきむら　ひさよしこうさくきょうていくみあい）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
28ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
221万円	共同取組活動分（100%）	水路、農道等の維持管理		29%
		リーダー育成		9%
		多面的機能増進活動		16%
		生産性収益性向上活動（農業機械リース）		45%
		その他		1%
協定参加者	農業者　66人			

２．活動内容の概要

久吉集落は、碇ヶ関村の中でも最も秋田県境に近く、津苅川の谷間に沿って水田が広がっている。

平成10年度から久吉地区緊急農地ほ場整備事業に着手し、平成14年に面工事がほぼ終了し、大区画に整備された27haの水田で作付けが可能になった。

ほ場整備前は、自己完結型農業であったが、ほ場整備事業を契機に、集落営農への志向が強くなり、共同で利用する高性能の農業機械の導入を進めることとした。

このため、県単事業補助金と交付金を活用しながら、田植機、自脱型コンバインを導入することにした。

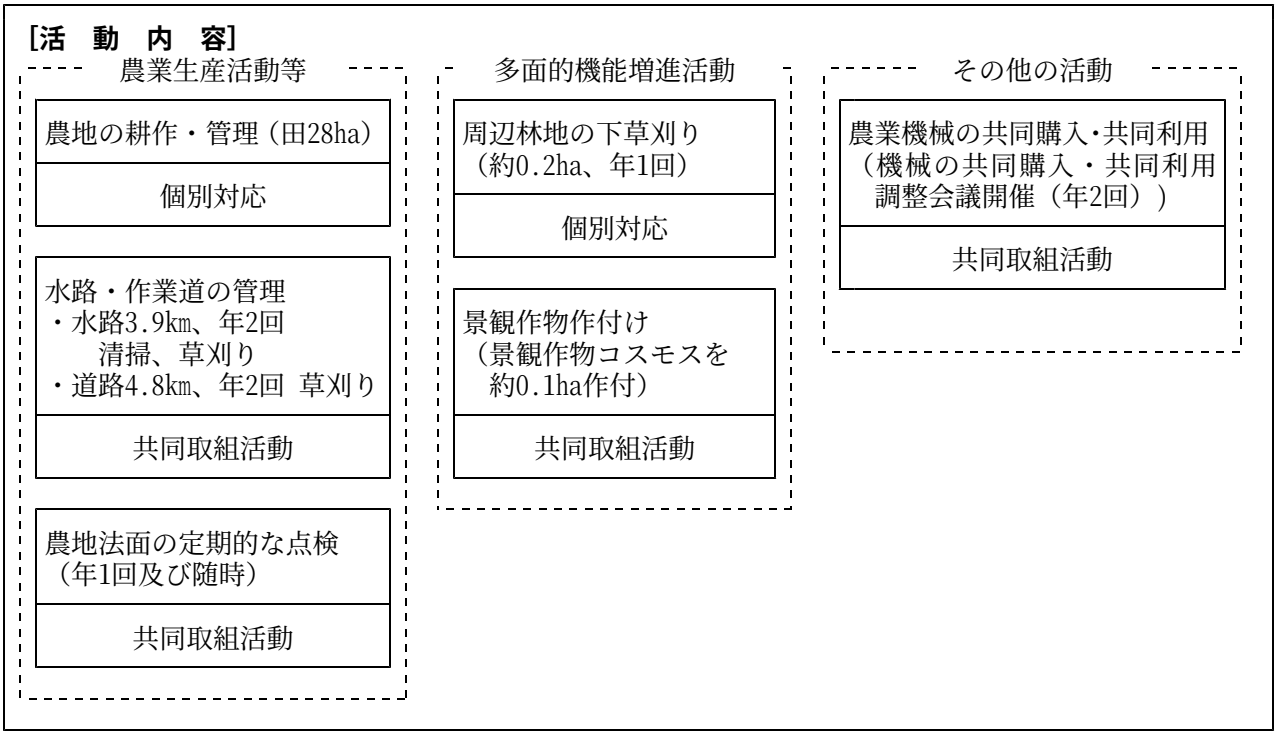

３．集落営農組織の設立

平成13年４月には、協定農家の中から、集落の担い手となる10名程度の有志が久吉生産組合及び久吉転作組合をそれぞれ設立し、集落内外の水稲栽培機械の共同化とオペレーターの提供、集団転作における調整と地域で取り組む転作作物の作業指導等に取り組むようになった。

また、ほ場整備した水田の一部では、堆肥を投入し、減農薬栽培に取り組むなど、環境に優しい農業生産活動にも意欲的であり、集落協定内の減農薬栽培への助成制度を検討している。

＜集落座談会の様子＞

［平成16年度までの主な効果］

○生産組合の田植機械使用実績　9.0ha（うち組合員6.8ha、その他2.2ha）
　〃　　刈取機械　〃　　5.6ha（うち組合員5.3ha、その他0.3ha）
○集落での大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
　（9haで実施（協定農用地面積の32%））
○担い手への利用集積（7haで実施（協定農用地面積の25%））
　（（うち認定農業者の利用集積　6haで実施（協定農地面積の21%））

＜集落営農組織の設立及び育成に取り組んだ事例＞

○一集落一農場構想の実現へ向けて

１．集落協定の概要

市町村・協定名	岩手県上閉伊郡宮守村（かみへいぐんみやもりむら）　宮守川上流（みやもりがわじょうりゅう）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
77.9ha	水稲・大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
1,559万円	共同取組活動分（100%）	リーダー育成		8%
		水路農道の維持管理費		30%
		多面的機能増進活動費		1%
		機械導入、研修費、共同防除等		61%
協定参加者	農業者108人、生産組織１			

２．活動内容の概要

宮守川上流地区には20の団地があり、それぞれの団地毎に集落協定を締結する考えもあったが、推進委員会、生産組合、各団地毎の代表者を中心に集落の話合い、対象農地の耕作者の合意形成を進め、宮守川上流地域全体で交付金を有効に活用する運びとなり、宮守川上流生産組合を中心に協定を締結した。

交付金については、基本的に全額を共同取組活動経費に充てることとし、対象農地のみに使用するのではなく、「一集落一農場構想の実現」のために非対象農用地を含めた宮守川上流地域全体で活用することとしている。

[活動内容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田77.9ha）／個別対応
- 水路・農道の管理 ・水路18.4㎞、農道19.3㎞、年3回　清掃　草刈り／共同取組活動
- 農地法面の点検(年2回及び随時)／共同取組活動
- 農産物直売所ｻﾝQﾊｳｽの設置（馬刺し、わさび加工の販売）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- ・堆きゅう肥の施肥、緑肥作物の作付け(田77.9ha 年1回) ・耕畜連携システムの確立／共同取組活動
- 景観作物の作付け ・畦畔へのｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ(ｱｼﾞｭｶﾞ)の取組(540m)／共同取組活動
- 担い手の定着(認定農業者、ﾘｰﾀﾞｰ及びｵﾍﾟﾚｰﾀｰの育成・確保)／共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託の推進 (協定前57ha 現在126ha) 耕起、代掻、田植、稲刈／共同取組活動
- 農業機械の共同購入・利用（汎用ｺﾝﾊﾞｲﾝ、ﾗｼﾞｺﾝﾍﾘ等）／共同取組活動
- 高付加価値型農業の推進 (大豆加工・ﾜﾗﾋﾞ・ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰ)／共同取組活動

３．集落営農組織の設立及び育成の取組

宮守川上流地域は、３つの行政集落（上宮守１、上宮守２、鹿込）で形成されており、農家数は、180戸。第２種兼業農家、自給的農家といった小規模経営農家が大半となっている。また、区画整理事業前は、地域の８割が５a区画の未整備の状況で、農道幅員は２m、水路は素掘りと大型機械の導入は困難となっており、担い手農家育成の妨げとなっていた。

このような生活条件、営農環境の下、集落一体となった農業を展開する為、「一集落一農場構想」を立ち上げることとなり、平成６年度には、生産効率の悪い零細、自己完結からの脱却及び集落営農の推進を目指し、３行政集落の全農家が加入し「宮守川上流生産組合」を設立した。

平成12年度には、地域内の区画整理事業がほぼ完了し、圃場の大区画化が図られ、水稲とブロックローテーションによる転作大豆の農作業の受委託が進み、機械の共同利用を軸として進められた。

交付金は、機械の購入資金・償却費の一部として利用されている。機械導入の計画が前倒しでき、計画的な導入が行えた。

また、大区画化により各圃場の畦畔の草刈りが重労働となるため、その労賃は畦畔面積を測量し、面積単位で交付金から払われるようにしたことにより、人と人とが結びつき、地域づくりの一役を担っている。

〈共同機械による共同作業〉

平成16年３月には、生産組合が農事組合法人宮守川上流生産組合と法人化され、12月には、特定農業法人の認定を受け、農作業受委託及び農地集積に向けた体制を確立をすることができた。

今後は、農業機械の更新、グリーン・ツーリズムの推進、わらび園やブルーベリー園の取り組み、ホタルの里づくり等多種多様な取組があり、このような活動を通し、より一層の人と人とのつながりを軸とした農業と地域づくりが展開される。

〈共同購入したﾗｼﾞｺﾝﾍﾘ〉

[平成16年度までの主な効果]
○集落での大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
（基幹４作業10a当り組合員については、19,000円で受託。村農委標準31,500円）
○生産組合のステップアップ　集落の担い手へ（任意組合→法人化→特定農業法人）
○協定参加者の集落に対する意識改革が図られた。
○特定農業法人の認定（16年12月）集積目標105haに対し77.6%の81.5haを集積

＜集落営農組織の設立及び育成に取り組んだ事例＞

○　耕作放棄防止のため集落全体で支える集落営農体制の取り組み

１．集落協定の概要

市町村･協定名	新潟県刈羽郡高柳町栃ヶ原（かりわぐんたかやなぎまちとちがはら）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
28.7ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			30%
586万円	共同取組活動分（70%）	農道改良（敷砂利、補助事業負担金）		3%
		農業機械整備		26%
		事務費、研修費		3%
		その他		8%
		集落間協定協議会へ拠出		30%
協定参加者	農業者　29人			

２．活動内容の概要等

当集落では、高齢化が進み65歳以上の割合が集落人口の72%を占める状況のなか、今後の耕作継続を懸念する農家が多かったが、本制度の創設を契機に、耕作放棄を防止し、農業を維持・継続するため、集落を基盤とする営農組合を設立し、農業機械の共同利用による効率的な体制強化を図ることを目指し、29名により集落協定を締結するに至った。

なお、集落協定を通じて、下草刈りの実施による農道管理、農地の法面等の点検を行っている他、毎年10月には当集落に伝わる伝説をヒントに集落住民と町内若手有志が手づくりで行う「狐の夜祭り」の開催、雪掘りボランティア等の地域文化資源を活かしながらの交流活動、農道整備（舗装、砂利敷き）や県補助事業と連携した農業機械の共同購入、共同利用等の活動を行っている。

〈雪堀りボランティア〉

３．集落営農組織の設立及び育成への取り組み

中山間地域等直接支払制度への取り組みを契機に集落内での話し合いを更に進めた結果、「山間地の農業は集落全体で支えることが必要であり、農業が主である栃ヶ原では農業基盤の整備がそのまま集落全体の利益に繋がる」という共通認識が生まれ、平成12年度には集落を基盤とする栃ヶ原集落営農組合が設立されている。

高齢化による耕作困難な農地が発生した場合は、当該組織が引き受け、地域農業を支えることとしている。

また、平成12～14年度には交付金県補助事業を活用するなどして、農業機械（田植機３台、コンバイン５台、トラクター１台）を整備しており、栃ヶ原集落営農組合による営農体制の確立を図り、農業機械施設の共同利用による低コスト化を進めている。

［活　動　内　容］

農業生産活動等

- 水田等の耕作・管理（田28.7ha）
  - 個別対応
- 農道の管理・農道20㎞、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年2～3回）
  - 個別対応

多面的機能増進活動

- 交流活動の推進（狐の夜祭りの開催、雪堀ボランティア、農作業体験）集落全体で活動
  - 共同取組活動
- 「じょんのび村」(交流施設)との連携によるｸﾞﾘｰﾝ・ﾂｰﾘｽﾞﾑの推進
- 中山間地域援農人材確保支援事業との連携による都市との交流

その他の活動

- 農道の整備(舗装2路線510m、砂利敷き7路線約1000m)
  - 共同取組活動
- 農業機械の共同購入・共同利用・営農組合の確立
  田植機3台、ｺﾝﾊﾞｲﾝ5台、ﾄﾗｸﾀｰ1台等の購入、格納庫1棟整備
  - 共同取組活動
- 中山間地域活性化対策事業(継続的農林業生産体制整備事業)による集落営農用機械・施設の整備

集落外との連携

○　集落を越えた全町的な取組に対応するため、全11集落協定で集落間協定を締結、各集落協定より交付金の30%を拠出し、町全体での活動に充てる。

・集落活動の支援（自営工事支援、原材料費支援、営農用機械・施設整備支援等）

・集落間協定（ライスセンター支援、認定農業者作業支援、はさ掛けコシヒカリ出荷奨励、新規就農者支援、小規模基盤整備支援　等）

〈狐の嫁入りイベント〉

［平成16年度までの主な効果］

○　集落を基盤とした営農組織の育成

・栃ヶ原集落営農組合の設立（平成12年）

・機械の共同利用による低コスト化（耕うん作業 5.8ha、田植作業 4.8ha、刈取作業 9.9ha）

・高齢が理由による耕作放棄の防止

○　地域資源を活用した交流の促進

・狐の夜祭りの開催（3,500人（平成16年実績）10月11日開催）

・ワーキングホリデー（農作業体験）の実施（10名（平成14年））

・雪堀ボランティア（6～8名/年）の実施

＜集落営農組織の設立及び育成に取り組んだ事例＞

○日本海と福井平野が展望できる棚田を守る集落営農をめざして

１．集落協定の概要

市町村･協定名	福井県福井市（ふくいし）　高須（たかす）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
18.3ha	水稲・キク・野菜	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
385万円	共同取組活動分（100%）	ﾘｰﾀﾞｰ育成等		5%
		農地管理費等		50%
		共同利用施設整備等費		45%
協定参加者	農業者　32人			

２．活動内容の概要･協定締結の経緯

当集落は、地形的に条件が不利なことから、若者は、就業・結婚を契機に都市部に住居を求め、結果として高齢化が進展し高齢化率44.8%と非常に高くなっている。このままでは、集落や農地の維持が困難となることから、平成10年頃から農業集落の存続を含め、農用地の維持管理について検討を重ねた結果、地区の実情にあった農業生産体制の確立を図り、将来にわたってふるさとを守り続けていくことで集落の合意を得たところであった。

こうした中で、平成12年度より、将来とも営農を継続する区域を協議し、32名により集落協定を締結したところである。

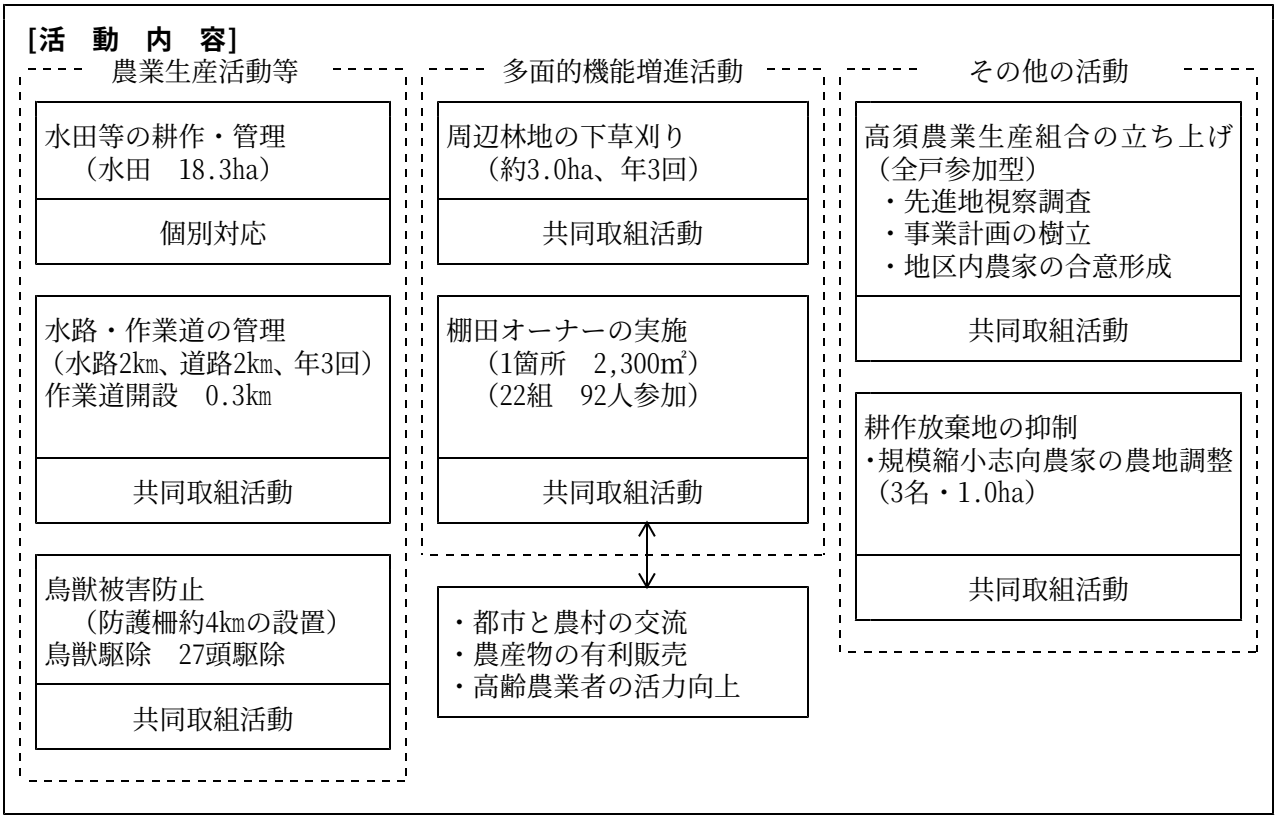

３．集落営農組織の設立に係る取り組み

当地区は、高齢化に加え、営農条件が不利なことから、低コスト・高生産性水田農業の展開には限界があるため、地域にあった集落営農の展開を目指している。

そのため、制度の共同取組活動にあわせ、県単独事業中山間地域モデル集落事業にも取り組み、先進地視察等を実施するなど、中山間地域における生産組織を調査・研究し、平成15年2月には集落全戸（48戸）が参加した高須農業生産組合を立ち上げている。平成15年度には、経営構造対策事業を活用して苗供給兼籾乾燥調製施設を導入しており、当地区の育苗作業のすべて、乾燥調製作業の約半分を、当該生産組合が実施している。

今後は、乾燥調製作業もすべて生産組合が実施するとともに、団体営ほ場整備事業を導入し基盤整備を行うことで、さらなる効率的な生産体制の強化を図ることとしている。

４．都市農村交流に係る取り組み

２年間の検討を経て、平成14年度からは棚田オーナー制度に取り組み、毎年100名近い参加者が集まっている（平成14年　20組72名、平成15年　21組86名、平成16年　22組92名）。当該オーナー制度においては、田植えから収穫までの農作業体験等（年5回）を行っているが、地区内の高齢農業者が農作業のインストラクターとして参加しており、その持ち得る技術と経験を発揮している。

この取り組みを契機として、農業だけでなく、当地区の体育祭にも多くのオーナーが参加するなど幅広い交流が始まっている。

こうした都市農村交流により、農家相互の連帯が深まるなど、地区の活力が向上しつつある。

〈棚田オーナー制度（田植作業の講習）〉

[平成16年度までの主な効果]
○集落営農組織を設立し、効率的な営農体制を整備
・平成15年度に高須農業生産組合を設立(集落構想の決定・合意形成)
・苗供給兼籾乾燥調製施設を導入（経営構造対策事業）し、育苗作業および乾燥調製作業の共同化による効率化(育苗作業　約２０ha、乾燥調製作業　約９ha)
○棚田オーナー制度の実施による都市農村交流の推進
・棚田オーナー（毎年約２０組、約１００人）

＜集落営農組織の設立及び育成に取り組んだ事例＞

○営農組合による農作業受託の推進

１．集落協定の概要

市町村･協定名	島根県出雲市見々久町（いずもしみみくちょう）　見々久（みみく）営農組合			
協定面積	田（87%）	畑（13%）	草地	採草放牧地
21.7ha	米・大豆	たばこ・柿	－	－
交付金額	個人配分分			45%
395万円	共同取組活動分（55%）	共同作業機械購入		28%
		出役費（川辺の葦刈り等）		6%
		その他		21%
協定参加者	農業者 49人			

２．活動内容の概要

本集落は、出雲市の南東部に位置し、急峻な農地が多い立地条件であるため、以前から農作業の不便性を感じていた。土地改良はしたものの、地域の高齢化等から個人での農作業が困難になってきている農家が増えてきたため、平成７年度に見々久営農組合を設立し、農作業の受委託を行うこととした。

そのような状況の中、営農組織の強化や共同作業機械の導入を目的に、営農組織を中心とした集落協定を締結した。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（21.7ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路､年2回 清掃、草刈り
  ・道路､年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検(随時)
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り 年1回
  - 個別対応
- 川辺の葦刈り(ホタルの保護・繁殖のため、葦刈りを徹底して行った。)
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用(機械の共同購入･オペレーターの育成)
  - 共同取組活動
- 農作業受託の推進
  営農組合による農作業受託:約20ha
  - 共同取組活動
- 農用地マップの作成（Web-GISマップを試験的に導入）

↕

集落外との連携
○本集落内だけでなく、隣接する他集落の農作業受託の推進も行う。

３．集落営農組織の育成の取組

集落営農組織設立当初は、オペレーターによる農作業の受委託を主な活動としていたが、集落営農の活動を本制度の取組の一つとして位置付けることにより、協定参加者一人一人が“自分の集落”といった意識を持つようになり、制度で購入した乾燥機等の機械をオペレーターだけでなく農家が自発的に共同利用するようになった。

また、この制度に取り組んでいくうち、集落内での話し合いが活発になり、以前は農家個人で行っていた転作等による代替作物の作付けを集落全体での話し合いで効率よく行うことができるようになり、協定内で麦団地や紅花の作付け等の取組も行われた。

しかし、今後も集落の高齢化が進み、農家個人では管理できない農地が増加することが懸念されているので、将来的には当該組織の充実、更に法人の設立や作業の一元化等を視野に入れ、より一層の組織の強化を目指す。

さらに、本集落では、Web-GISマップの導入を検討し、平成１６年度にはモデル地区として当該マップ作成を試験的に導入した。今後、このマップが整備されることにより、集落の現状把握や将来の集落営農の活動計画が容易にできるようになると思われるので、現在より一層問題解決や集落営農組織による農用地の農作業受委託等を効率的に行うことができるようになると期待している。

〈集落の農用地の様子〉

［平成16年度までの主な効果］
○営農組織による農作業の受託（約２０ｈａ）を行い、耕作放棄地発生を防止した。
○川辺の葦刈りによるホタルの生育環境の改善の結果、徐々にホタルの生息数が増加している。
○イノシシ防護柵（約５ｋｍ）の設置を行った。

＜集落営農組織の設立及び育成に取り組んだ事例＞

○魅力ある地域づくりに挑戦

１．集落協定の概要

市町村･協定名	大分県宇佐市安心院町松本集落（うさしあじむまちまつもと）			
協定面積 45.9ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲・大豆	－	－	－
交付金額 791万円	個人配分分			50%
	共同取組活動分（50%）	営農センター		38%
		農業機械		12%
協定参加者	農業者　54人、松本営農組合（構成員41戸）			

２．活動内容の概要

本集落は、自己完結型農業から脱却し、生産性の高い農業経営を営み、集落民の利益増進を図る目的で、平成12年５月に安心院町内で初の営農組合を設立した。

平成13年３月には、高校生から高齢者までが参加して、集落の将来構想であるむらづくりビジョン「快適安らぎの里いきいき松本」を策定した。その実現に向けたアクションプランとして、自然と共生できる環境づくり・地域資源を生かして産業おこしなど集落の将来像を見据えた内容となっている。

本集落は、営農組合の設立・協定締結を契機に、むらづくり活動が加速し、集落イベント・グリーンツーリズムの実施、農産物加工所・アンテナショップの設置、集落ホームページの開設など個性的で魅力ある地域づくりを展開している。

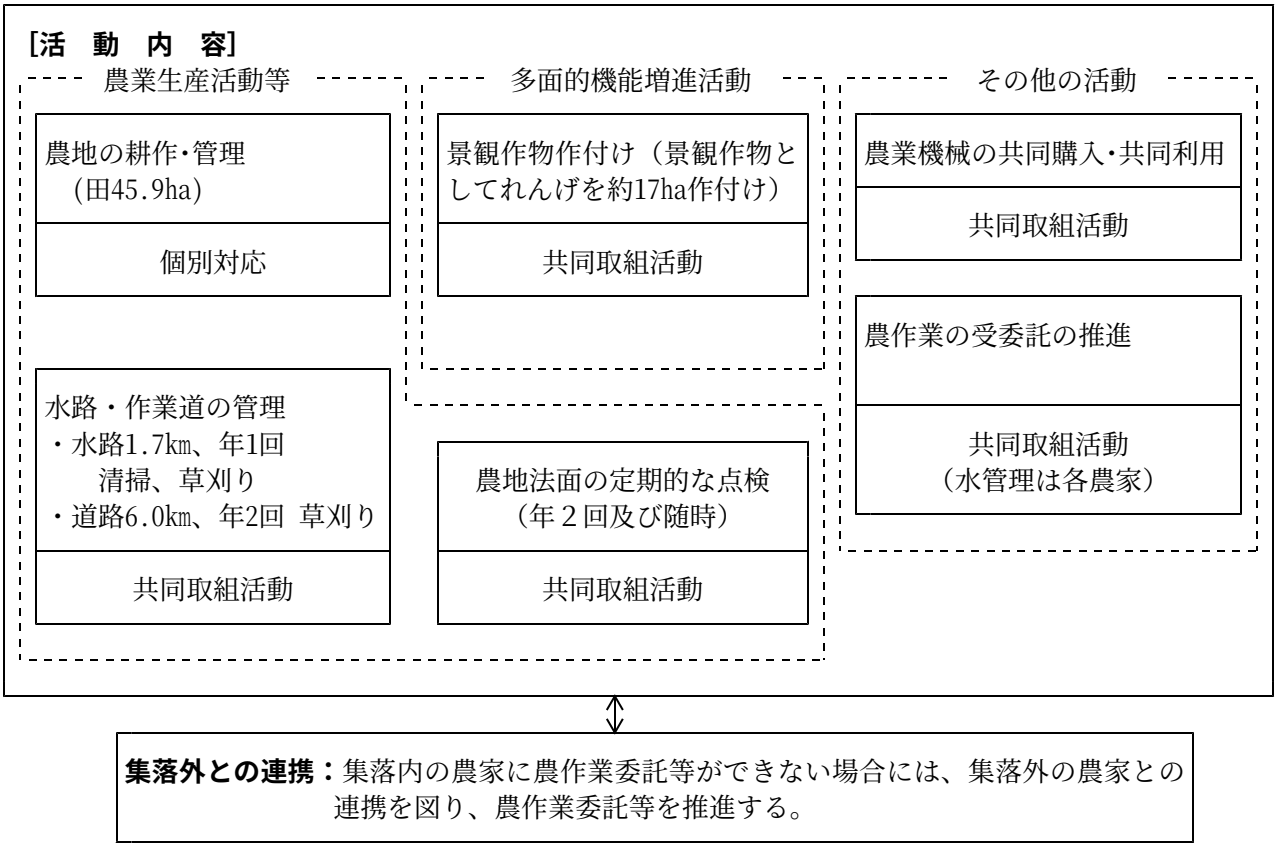

３．集落営農組織の設立及び育成の取組

本集落は、自己完結型農業から脱却し、生産性の高い農業経営を営み、利益増進を図る目的で、平成12年５月に41戸で構成する松本営農組合を設立した。

交付金を松本の営農組合の拠点である集落営農センター・農業用機械格納庫の設置、共同利用機械の購入に活用した。また、営農組合が農地の利用調整を行うことで20haの農地を二分してブロックローテーションを実施し、主に大豆の農作業受託を行っている。

また、営農センターの設置により、集落の話し合いの場ができ、農業のみならず集落住民の意識醸成の場として活用されている。

現在、営農組合の法人化に取り組んでおり、持続可能な農業体制の強化・本集落の付加価値の向上など魅力ある地域づくりに努力している。

〈営農組合による農作業〉

４．農産物の加工・販売の取組

本集落では、女性起業化の促進を図るため、集落内に農産加工所を設置するとともに、本集落のアンテナショップを大分市に開設し、地区産大豆を100%使用した豆腐、小物野菜や農産加工品などを販売している。

平成16年３月に開設された納豆加工所をはじめ、集落内には饅頭、漬け物、惣菜、こんにゃくなどの農産加工所が新たに４ヵ所設置されている。

〈集落内の惣菜加工所〉

〈集落内の納豆加工所〉

［平成16年度までの主な効果］

○集落の農用地の管理体制について地図を用い、管理方法、担当者等を明記し、効率的な体制を実現
○集落での大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
　　（12haで実施（協定農用地面積の26%））
○集落イベントの実施
　ほたるの里音楽祭・れんげ祭など（延べ600人参加）
○町立津房小学校と学童の農作業体験に協定農用地を提供（大豆栽培用として2ａ）

＜集落営農組織の設立及び育成に取り組んだ事例＞

○集落営農を軸に集落の発展を図る

１．集落協定の概要

市町村･協定名	鹿児島県伊佐郡菱刈町永池（いさぐんひしかりちょうながいけ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
32ha	水稲，飼料作物	―	―	―
交付金額	個人配分分			36%
594万円	共同取組活動分（64%）	共同利用機械施設整備費		38%
		無人ヘリ防除助成		10%
		その他		16%
協定参加者	農業者　47人、生産組織　2（永池集落営農組合、永池水利組合）			

２．活動内容の概要

農家の高齢化や後継者不足は、当集落においても深刻な課題となっており、将来の農業経営に対する不安や耕作放棄地の発生などの問題を抱えていた。

当集落では、平成12年度に集落営農組織を設立し、当初から若い世代を中心に集落の将来像について話し合い集落協定を締結した。活動として、農道のコンクリート舗装や水路の点検整備、農作業の受委託の促進、耕種農家の稲わらと畜産農家の堆肥の交換による連携、米の直販などに取り組んでいる。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田32ha）（殆どの水田で安心安全な農作物を栽培するため，減農薬無化学肥料栽培を行っている）
  営農組合+個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路年１回 清掃、草刈り
  ・道路年１回 草刈り
  ・冬場の畦の草焼き
  ・水路点検補修
  共同取組活動＋個別対応
- 農地法面の定期的な点検（年２回及び随時）
  共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆肥の散布
  エコファーマーの推進（平成14年より）
  営農組合
- 景観作物作付け
  (景観作物として菜の花やれんげの作付けをした。)
  共同取組活動
- 特別栽培米の直売
  特産品販売所への出品
  都市消費地の外食産業との契約
  営農組合

その他の活動

- 農作業の受委託の推進（育苗，耕耘，田植え，無人ヘリ防除，稲刈，乾燥調整）
  営農組合+個別対応
- 農業機械・施設の整備（機械倉庫１棟、コンバイン２台、田植機１台、水稲播種機1台、乾燥調整施設１基、精米施設１基、コンバインカー１台、集出荷貯蔵施設１棟、保冷貯蔵施設１基、マニアスプレッダー１台）
  共同取組活動
- 伝統芸能の継承
  ・棒踊り
  ・十五夜の大綱を製作
  共同取組活動

３．集落営農組織の設立及び育成の取組

このような中、生産コストの低減と農作業の効率化を図るため、平成12年８月に集落営農組織（永池集落営農組合：33名）を設立し、農作業の受委託を進めるとともに、オペレーター６名を養成した。

今後は、更に農地の保全を進めながら，同集落営農組合の法人化を行い，集落内の農地や農業経営を一元的に管理できるような体制づくりを進める。

また、集落で生産される全ての米を精米で直接販売を目指しながら，都市農村交流やグリーン・ツーリズムに取り組み，あらゆる地域や世代の人々との交流を通して集落の発展を模索していくこととしている。

さらに、エコファーマー認定農家の育成を推進すると共に，無人ヘリによる共同防除により農薬の使用回数を減らすなど、安心安全な米の生産に取り組んでいる。認定農業者の育成にも努めており、新たに１名が認定農業者になった。

〈永池集落営農組合による収穫作業〉

〈わら細工の体験〉

［平成16年度までの主な効果］

○　集落営農組織による農作業の受委託(延べ65ha)によって、営農の効率化・低コスト化が図られた。
（堆肥散布、育苗、田植え、無人ﾍﾘ防除、稲刈、乾燥調整）

○　耕種農家と畜産農家の連携により、安全な稲わらの供給と堆肥の交換
（地域からの稲わら供給により、安全な飼料の供給(8ha)と堆肥散布）

○　環境にやさしい農業への取り組み（エコファーマー18名を育成確保）

○付加価値を付けた米の生産直売の拡大

年　　次	H13	H14	H15	H16
販売量(精米)	1,600kg	3,152kg	25,935kg	36,045kg

＜耕作放棄地の復旧に取り組んだ事例＞

○耕作放棄地を復旧して有効活用

１．集落協定の概要

市町村・協定名	福島県田村郡三春町（たむらぐんみはるまち）　貝山（かいやま）			
協定面積	田（34%）	畑（62.4%）	草地（3.6%）	採草放牧地
79.9ha	水稲	野菜・たばこ等	牧草	－
交付金額	個人配分分			0%
422万円	共同取組活動分（100%）	リーダー育成		18%
		共同取組活動経費		47%
		水路・農道等維持管理費		9%
		多面的機能を増進する活動経費		1%
		生産性・収益性の向上、担い手育成経費		7%
		その他		18%
協定参加者	農業者　７３人			

２．活動内容の概要

貝山地区は、三春町の南部に位置し、周囲を山に囲まれた畑作地帯であったが、養蚕等の衰退による耕作放棄地が課題であった。「農地は祖先から受け継いだ財産ではなく、子孫から借り受けたものであるから良好な状態にして返そう」という考えから、耕作放棄地の防止ばかりでなく、その解消にも積極的に取組むことが重要であるとの観点から耕作放棄地を含めた農用地で協定締結に至った。

交付金は、全額共同取組活動に使用し、当初は、ほとんどが耕作放棄地の解消に充当し早期の解消に取り組んだ。

また、集落の活性化のため、「貝山プロジェクト２１」と称して、農産物のチャリティー販売を実施し、収益を交通遺児育成のため全額寄付する取り組みや「キーパー」方式による雇用の確保、収穫祭の実施等、地域に貢献する活動を展開している。

〈学　童　農　園〉

〈キーパー制度の取り組み〉

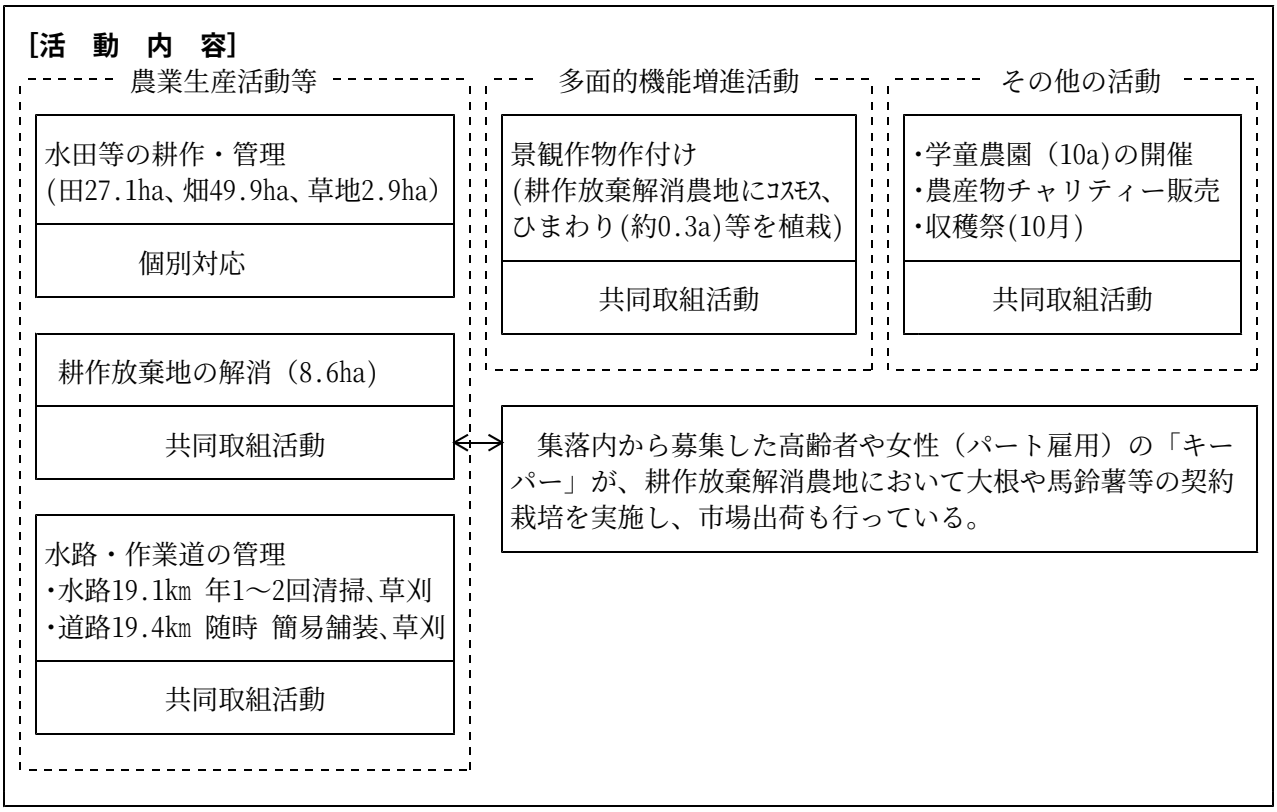

３．耕作放棄地復旧の取組

貝山集落協定においては、全協定面積79.9haの約11%にあたる8.6haが耕作放棄地であったが、本制度により耕作放棄地の解消に取組み、復旧には、建設業者の協力を得ながら実施し、平成14年度には全ての耕作放棄地を解消した。

復旧された約8.6haの農地については、

① 畑における集落営農の観点から、採算性等を検討するため、集落内から募集した高齢者や女性（パート雇用）の「キーパー」が、耕作放棄解消農地において大根や馬鈴薯等の契約栽培を実施し、市場出荷も行っている。

② 耕作放棄解消農地において、町内保育所児童のための学童農園を開設し、サツマイモの植付や収穫を体験してもらっている。併せて、収穫の際に農産物の直売も実施している。

③ 集落内において、キバナコスモスを作付けし、サツマイモの植付や収穫のほか、学童農園においてもひまわりの栽培を行い、良好な景観形成に努めている。

等の取組みを行っている。

[平成16年度までの主な効果]

○8.6ha（協定農用地面積約１１％）の耕作放棄地の解消及び有効活用。
○キーパー制度を利用した地域雇用の実現（常時８～１０名登録）
○町内保育所児童のための学童農園（約10a)を開設。
○共同取組のリーダーとなる若手の協力員を選定し、本事業の推進体制を実現。

＜耕作放棄地の復旧に取り組んだ事例＞

○団地内の耕作放棄地をなくし、農作業のしやすい集落に

１．集落協定の概要

市町村･協定名	奈良県天理市　天理市下仁興集落（てんりししもにごう）			
協定面積	田（98%）	畑(2%)	草地	採草放牧地
9ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			60%
184万円	共同取組活動分	水路・農道の管理		6%
	(40%)	団地内及び周辺の耕作放棄地の草刈り		6%
		農業機械の部品及び燃料費		8%
		共同機械の購入積立		10%
		その他（翌年度の活動経費）		10%
協定参加者	農業者　18人			

２．活動内容の概要

当地域においては、高齢化・兼業農家の増加により耕作放棄地が増えてきている。集落全体として集落協定に取り組む予定であったが、対象農用地は集落構成員２５名のうち制度の対象となる農地の所有者は１８名であり、集落の中で不公平感が出るため、共同取組活動を集落構成員２５名全員で行うということで合意し、集落協定を締結した。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田８．７ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理・年2回 清掃、草刈り／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（随　時）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年１回）／個別対応
- 耕作放棄地の解消 11,166㎡／共同取組活動

その他の活動

- 担い手に対し利用権設定等により１．１ha集積／共同取組活動

３　耕作放棄地の復旧の取り組み

共同取組活動を通じて水路・農道の管理を行うと共に、団地内及び周辺の耕作放棄地の草刈り等を行うため草刈り機の刃や燃料代を参加者全員に支給し、農作業がスムーズに出来るように取組を進めている。

上記の共同取組活動により、平成１６年度には団地内の耕作放棄地や周辺の耕作放棄地も解消されつつあり景観も良くなってきている。また、集落の結束もよりいっそう強くなり、集会の回数や集まる人数も以前より増えてきた。

集落協定内の耕作放棄地については、基本的に個人で草刈り等を行い解消に向けて取り組んで来たが、集落全体として集まる回数が増えたため、水路、農道の整備の際に合わせて集落協定内の耕作放棄地の草刈り等を行い、３年間で協定内の耕作放棄地が解消につながった。

〈耕作放棄地【復旧前】〉

〈耕作放棄地【復旧後】〉

［平成16年度までの主な効果］

○耕作放棄地の復旧

・１１，１６６㎡（協定農地の１２．４％解消）

○共同作業の実施により集落の結束力が強化された

○話し合いの回数が増加し、担い手の育成に取り組もうとする気運が高まっている。

今まで集落の話し合いは年１，２回程度であったが集落協定締結後はさらに回数が増え集落として活発な意見が徴され、活力のある集会が出来るようになった。

＜耕作放棄地の復旧に取り組んだ事例＞

○耕作放棄地の復旧

１．集落協定の概要

市町村･協定名	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大石の内（にしうすきぐんごかせちょうおおいしのうち）			
協定面積	田（96%）	畑（4%）	草地	採草放牧地
9,08ha	水稲	トマト等	―	―
交付金額	個人配分分			0%
184万円	共同取組活動分	共同機械購入費		100%
協定参加者	農業者　12人			

２．活動内容の概要

本集落では、従来から個別完結型の営農が行われていたが、機械の過剰投資や労働時間の増加などの課題を抱えていた。このため、協定締結当初より、生産コストの低減と農作業の省力化を図る観点から農業機械の購入の計画を立て、平成13年度に農業機械を購入した。

その後、認定農業者の確保・育成が図られるとともに、耕作放棄地の復旧等農地保全の活動を行っている。

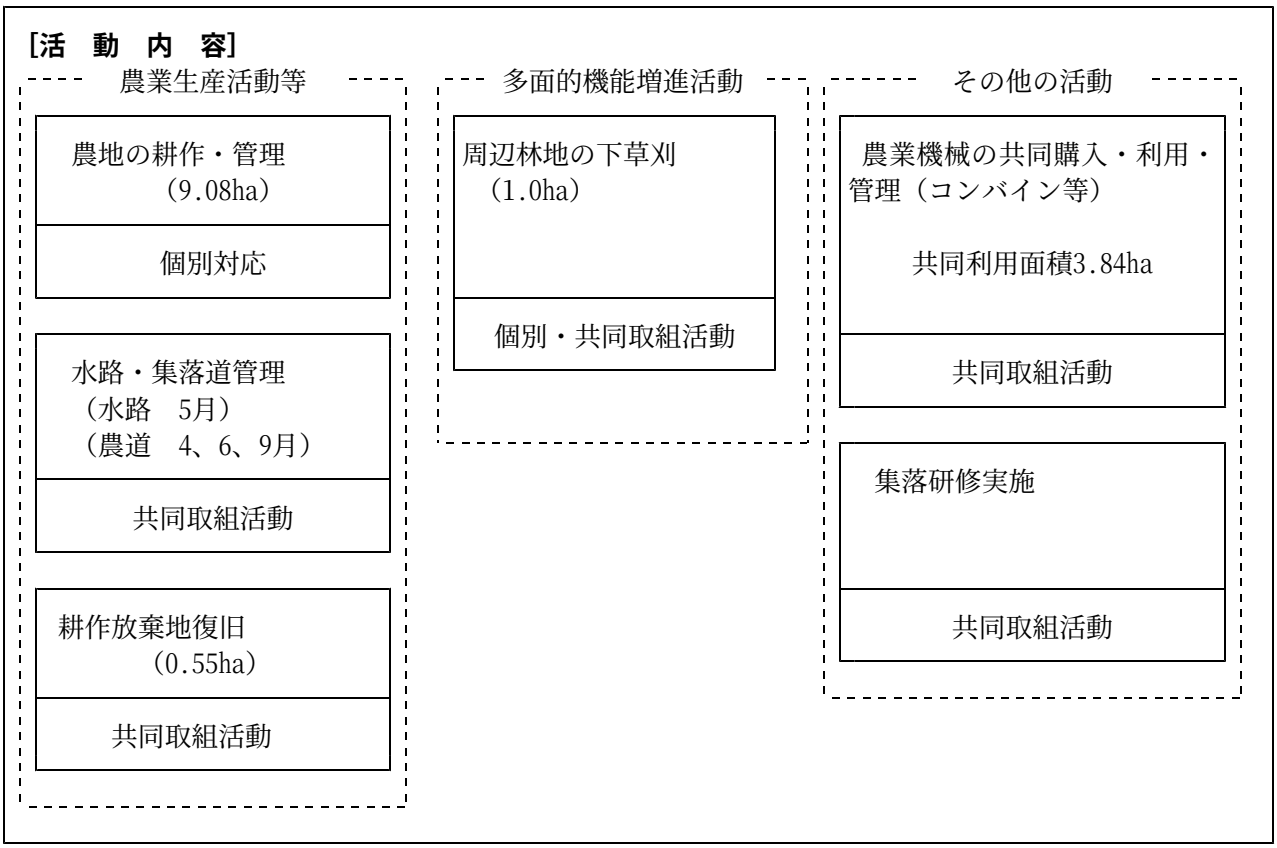

３．耕作放棄地復旧の取組

本集落においては過疎化・高齢化の進行にともない農作業自体が困難になり、耕作放棄地が集落内に0.55ｈａまで増加していた。しかし、協定締結後には意欲ある担い手を中心に耕作放棄地を復旧し、、農地の保全を図ってきた。

今後は、担い手への利用集積を進めることで農地の利用促進を図り、耕作放棄地の発生を防止していきたいと考えている。

〈耕作放棄地復旧作業〉

〈耕作放棄地整地作業〉

４．機械農作業の共同化の取組

生産コストの低減と農作業の省力化を図るため、平成13年度にコンバイン、乾燥機、生籾の搬入送機を共同購入するとともに、格納庫を集落住民の手作りで整備した。

〈大型農業機械（コンバイン）〉

〈集落による手作りの格納庫〉

５．認定農業者の育成の取組

担い手への農地の利用集積を図ったことにより、平成13年度に２名であった認定農業者は平成16年度には４名へと増加した。

［平成16年度までの主な効果］

○　共同機械を購入（コンバイン等）
○　機械の共同利用（集落内農地の41%）による機械コストの低減・労働負荷の軽減
○　農作業受託面積の増加　　8.5ha（H13）→ 11.2ha（H16）
○　集落内の話し合いが増え、より集落の連携やまとまりを強化
○　地域内の意欲ある担い手を中心に耕作放棄地を復旧　復旧面積：0.55ha
○　認定農業者の増加　　２名（H13）→ ４名（H16）

＜耕作放棄地の復旧に取り組んだ事例＞

○休耕田を活用したそばの作付け

１．集落協定の概要

市町村・協定名	鹿児島県曽於郡輝北町上沢津（そおぐんきほくちょうかみさわつ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
11 ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			47%
232万円	共同取組活動分（53%）	維持管理・自己保全管理費		15%
		多目的機能管理費（景観作物）		7%
		リーダー育成等		12%
		研修費		5%
		その他		14%
協定参加者	農業者　24名			

２．活動内容の概要

輝北町上沢津集落は、畜産を主体とした農家戸数の多い地区である。また、平成８年度に県の村づくり重点地区の指定を受けた市成西地区の構成集落であり、以前から村づくりに向けた活動が取り組まれていた。

本地区は、傾斜がきつく､ほ場整備が行われていないため、高齢化が進むとともに農作業の負担感が増大し、さらには将来における営農意欲の低下、耕作放棄地の増加が懸念されていた。そのような中で耕作放棄地を復旧し将来へ向かっての営農継続のため、平成13年度に集落協定を締結した。

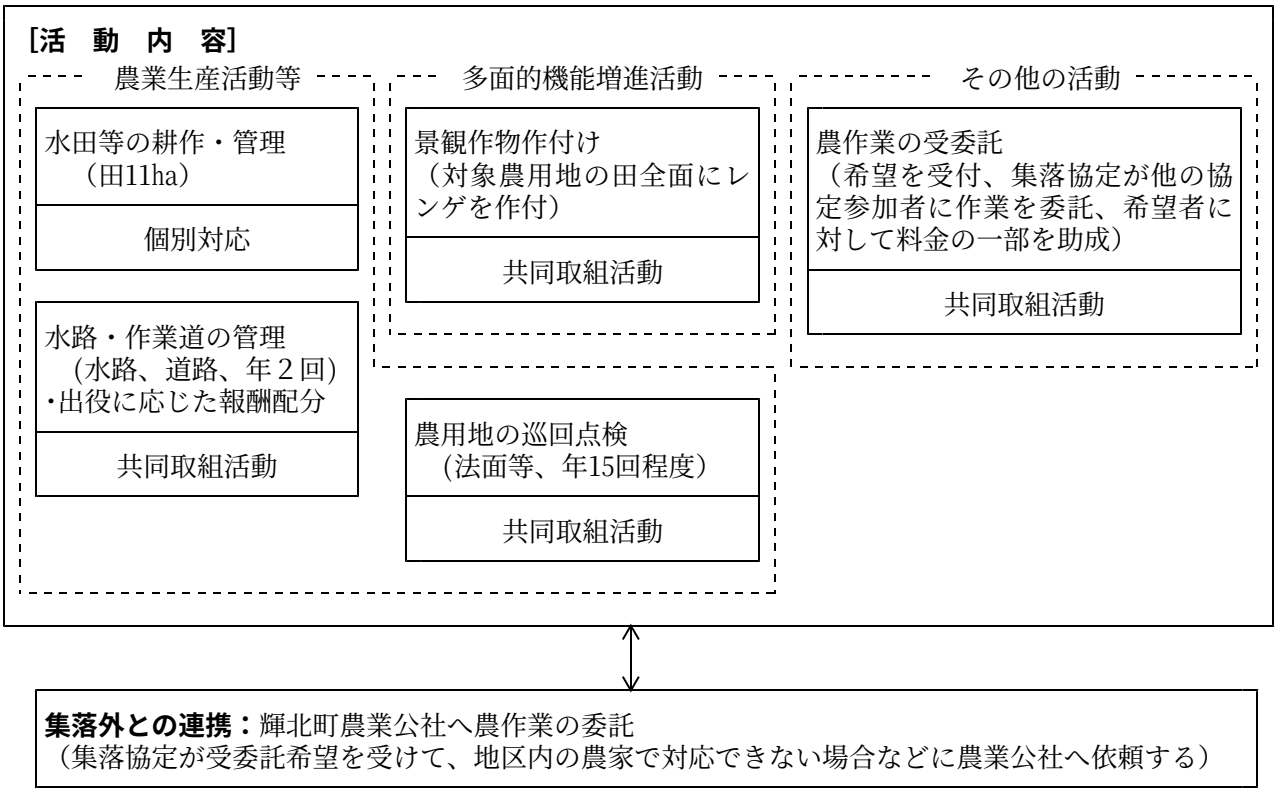

３．耕作放棄地の復旧の取組

地区の農用地の中心に耕作放棄地（11.9a）があったことから、集落協定締結に当たって話し合った結果、共同で復旧管理を行うことに決まった。

初年度は、協定参加者で竹やぶや草を払い、農地として耕作できる状態にまで復旧した。その後、役員会の話し合いの中で「そばを作付し、収穫したそばを用いて年末頃に収穫祭を計画したらどうか」ということになり、２年目からそばの作付を行うこととした。

そばの作付けは、役員を中心にできるだけ多くの協定参加者により９月頃に作付し、11月頃に刈取・収穫作業を行っており、平成15年度には、農業体験学習の一環として地区の子供会の参加の下、収穫作業を行った。

収穫したそばを活用し、年末の１年間の五穀豊穣に感謝する収穫祭等も兼ねて、地区住民も参加したそば打ち（参加者：約40名）を行うことで、集落の活性化につながっている。

耕作放棄地の復旧以外の活動としては、委託料の一部助成による農作業受委託を協定代表者を中心に推進しており、高齢者が営農を継続できる体制が整ってきている。

また、協定参加者全員で地区内の溝の泥上げ，草払いを行ったり，水路や農道，農用地の定期巡回を実施、景観作物としてレッドクローバーやレンゲの作付なども行っている。

〈休耕田を活用したそばの作付け〉

〈そばの収穫〉

[平成16年度までの主な効果]
○耕作放棄地の復旧　11.9a
○畦畔払い・溝払いの作業、定期巡回など共同作業の効率化
○農作業受委託の実施　代かき：94a、田植え：3.2ha（H15・16年度）
○集落の行事の活性化

＜その他特徴のある取り組みを行っている事例＞

○村が一つになって取組む有限会社「みらい天間林」

１．個別協定の概要

市町村･協定名	青森県上北郡七戸町（旧天間林村）みらい天間林（かみきたぐんしちのへまち／てんまばやしむら／てんまばやし）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
22ha	水稲	－	－	－
交付金額	共同取組活動分	農業生産活動(水路泥上げ、農道等草刈)		74%
178万円	（100%）	農業機械の借上及び購入		26%
協定参加者	有限会社みらい天間林（構成員 6人）			

２．活動内容の概要

（１）天間林村では、農家の減少や高齢化により耕作放棄地が増加し、地域農業が遠からずして崩壊の危機に直面するとの認識から、平成15年１月に農作業受託による農家支援や転作農地の有効活用を図っていくことを目的とした農業生産法人「有限会社みらい天間林」を設立した。

（２）同社は、村が発起人となり、ＪＡなどが支援する新しい手法による法人であり、将来の水田農業の新たな担い手と期待されている。また、村やＪＡから出資を受けているが、独立採算性を基本としており、法人として認定農業者にもなっている。

（３）生産調整面積の拡大する中、地域の振興品目として転作小豆・そば栽培に取組み、小豆専用のコンバインをリース導入し、刈取り時間の短縮化とそれに伴う規模拡大を図っている。

（５）この転作小豆・そばを経営の柱にしながら、水稲育苗や耕起、田植え、病害虫防除、収穫をはじめ、畦畔の草刈り、畑作物の除草など農作業全般を請け負いながら、地域農業の担い手として意欲的に生産活動に取り組んでいる。

（６）地域住民からは管理等について高い評価を受け、年々受託面積が増加してきている。

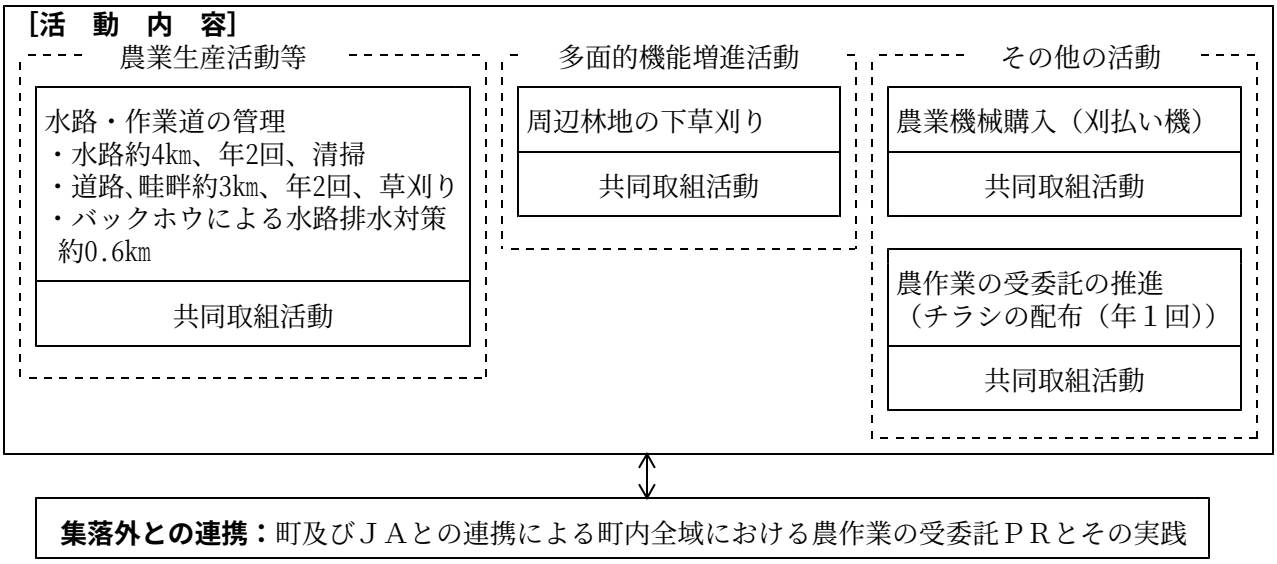

３．町、ＪＡ出資による有限会社「みらい天間林」

（１）平成16年度は会社直営で56haの農地を管理し、28.9haを作業受託している。平成17年度はさらに10haの受託増加が見込まれている。

（２）個別協定であることから、交付金の使用方法は基本的に全て自らの意思で決定できるが、多面的機能増進活動として周辺林地の下草刈りも実施し、地域に貢献している。

（３）平成17年度以降の対策では、交付金を活用し、現在生産している農産物に付加価値を付けるため、加工に力を入れる方針であり、加工用機械の導入と販路の開拓に努めるため、町やＪＡなどと話し合いしながら、地域の状況を考慮し、推進していくこととしている。

＜けい畔の草刈り作業（受託）＞

［平成16年度までの主な効果］
○農用地の管理体制について地図を用い、管理方法等を明記し、効率的な体制を実現
○機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
○担い手として農用地の利用集積（利用権設定等:56ha　作業受託:28.9ha）

＜その他特徴のある取り組みを行なっている事例＞

○美しい農村景観の保全を！

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県八幡浜市（やわたはまし）　中津川（なかつかわ）			
協定面積	田（4%）	畑（96%）	草地	採草放牧地
40ha	水稲、野菜	柑橘、柿	－	－
交付金額	個人配分分			50%
477万円	共同取組活動分（50%）	農地、農道、水路等の整備等		31%
		多面的機能増進活動（あまご放流等）		5%
		生産性向上（農業機械購入）		14%
協定参加者	農業者52人、生産組織、水利組合			

２．活動内容の概要

当地区は、山間に位置しているため、みかん栽培が主流を占める八幡浜市の中でもみかん栽培には非常に厳しい条件地である。作物もみかんをはじめ、柿、野菜、水稲等も栽培されており、美しい農村景観を形成しているが、高齢化等により、景観の維持が困難となっていた。そこで、集落の景観維持を中心とした活動を行なうために、集落協定を締結した。

高齢化が進展していく中で、「取組は集落全体で！」の意識が高く、農道・水路の管理はもとより、近年増加している鳥獣害の防止や、既耕作放棄地の管理なども集落全体で取り組んでいる。

また、他にも多面的機能の増進活動として景観作物の作付け、堆肥の施肥などの取組を地区ぐるみで行っている。

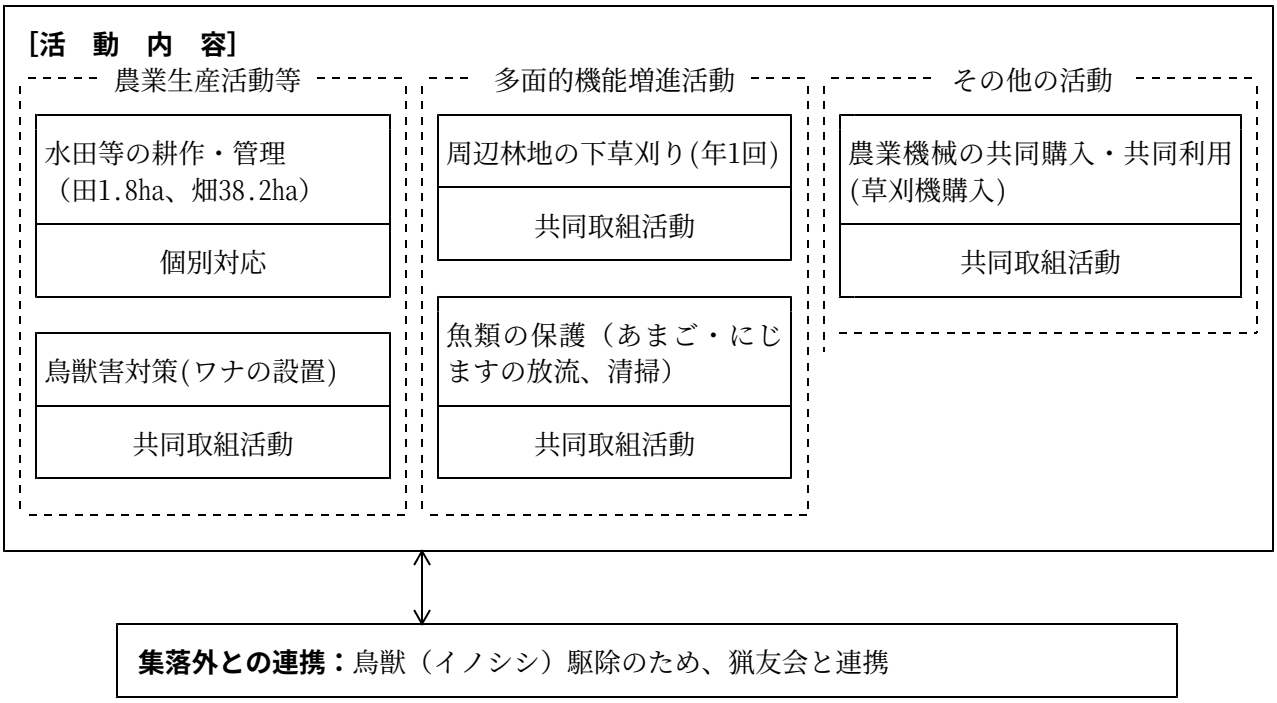

３．農村景観保全のための取組

当地区は、近年なくなりつつある典型的な農村景観を残しているが、過去からこうした好景観を残そうと地区ぐるみで取り組んできた経緯がある。また、当地区を流れる川は、小規模ながら年中枯れることはなく、農業用水として活用され、景観形成上もなくてはならないものとなっている。

平成１２年度からは、「川に魚を！」との合い言葉のもとに集落で合意し、その川に留まり続ける習性を持つ「あまご」や「にじます」の放流を定期的に行い、川の持つ多面的機能を一層増進させるとともに、環境保全意識の高揚を図っている。

今後は、集落のみの取組として実践するだけでなく、学校教育や、都市住民と一体となった取り組みを行うことにより、川、農業、地域さらには自然が持っている機能の維持・保全の大切さを学びながら、次世代へと引き継がれるものと期待している。

〈ニジマスの放流〉

〈既耕作放棄地の共同管理〉

［平成16年度までの主な効果］

○これまでに約２００匹の川魚を放流し、環境保全意識の高揚を図った。

○これまでは行われていなかった、既耕作放棄地の管理を集落全体で年１回行っている。

＜その他特徴のある取り組みを行っている事例＞

○集落全戸で協定締結・活力ある山里に！！

１．集落協定の概要

市町村･協定名	高知県四万十市（旧幡多郡西土佐村）　奥屋内下				
協定面積	田（65%）		畑（35%）	草地	採草放牧地
15ha	水稲、ﾕｽﾞ、ﾅﾊﾞﾅ、栗、ｽｲｶ等		シシトウ、栗、普通野菜等	―	―
交付金額	個人配分分				0%
220万円	共同取組活動分	リーダー育成			2%
	（100%）	鳥獣害防止対策費用			98%
協定参加者	農業者 23人				

２．活動内容の概要

奥屋内下集落は、村の中でも最も山間部にある集落である。基盤整備は大半完了しているものの、シカによる鳥獣被害が大きく、高齢化率も約４０％と高く、担い手となる農家もいない集落である。しかし、集落のまとまりは村の中でも群を抜いて良く、何事にも前向きの姿勢で取り組むことができ、中でも第２種兼業農家ではあるものの、農業、地域おこしのリーダーとなって活動する人材を中心に、農業振興、農地保全の観点から集落内で幾度となく話し合いが持たれてきた経緯があった。

このことから、集落ぐるみであらゆる面の活性化を図るため、集落のリーダーが中心となり、集落内の合意形成を図り、集落の全農家が参加した協定の締結に至った。

水路や農道の維持管理の他、高齢化等により耕作できなくなった農用地は農業委員会を通じて貸借契約を締結し良好な管理をしているとともに、地区内協定者間での受委託も実施している。また、各農家が個別に所有している農業機械のうち、更新時期にあるものについては、極力処分し協定内の機械の共同利用を推進している。

また、鳥獣害対策には積極的に取り組み、各種補助事業を活用し、防護柵の設置も行い、農家の営農意欲が低減しないよう集落ぐるみで取り組んでいる。

〈鳥獣害防止柵の取り付け作業（平坦地）〉

〈鳥獣害防止柵の取り付け作業（傾斜地）〉

[活 動 内 容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田9.5ha,畑5ha）
個別対応

水路・耕作道の管理
・水路７系統、農道４路線の年２回の草刈り、清掃、補修
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（年２回及び随時）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
・集落内、道路沿い、空き地等に景観作物としてシバザクラ、マツバギク、スイセンを作付けした。今後は鳥獣害防止対策もほぼ完了し、さらにスイセン等の球根類を作付する。
個別対応

休耕農地及び周辺の草刈り
（定期的に実施）
共同取組活動

その他の活動

鳥獣害被害防止対策
・集落全体に防護柵を設置(14,15,16年度)
14年度　6,880m
15年度　　328m
16年度　　500m　計7,708m
・防護柵の維持管理活動、周辺の草刈り、補修等
共同取組活動

農作業の受委託の推進
・地区内協定者間での受委託及び共同機械利用の推進
共同取組活動

集落外との連携
○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の水稲受託グループとの連携を図り、農作業委託等を推進する。

３．鳥獣害対策の取組

前述したとおり、第２種兼業農家が大多数を占めているが、集落全体の幾度もの話し合いにより、農用地の保全、維持管理には鳥獣害被害防止対策が第一であるという結論に達した。

こういった話し合いの結果を受けて、それまで個別に取り組んでいた鳥獣害防止対策に交付金を活用することとし、平成１４年度から、交付金のほぼ全額を鳥獣害防止対策に充てている。

[平成16年度までの主な効果]
○集落の農用地の管理体制
○景観作物の作付けによる地域づくり
・マツバギク（1,000株）、シバザクラ（200株）を植栽した。短期間では大きな広がりにはなっていないが、今後さらに追加購入及び株分け等により増殖し、花の里づくりを定着させ、憩いの場の想像を目指していく。
○鳥獣害防護柵の設置
・集落全体に防護柵を設置。今までイノシシ、シカ等の被害を受け、また年間その対策に多くの労力を費やしていたが、その手間がほとんど必要なくなった。
＊軽減された労力：23戸（戸数）×7日（平均年労力）×8,700円（労務単価）＝1,400,700円

＜その他特徴のある取り組みを行っている事例＞

○似顔絵が出迎える松尾百笑村

１．集落協定の概要

市町村･協定名	福岡県八女郡立花町（やめぐんたちばなまち）　松尾（まつお）			
協定面積	田（11%）	畑（89%）	草地	採草放牧地
106ha	米	みかん、キウイ、筍	0%	0%
交付金額	個人配分分			50%
1.169万円	共同取組活動分（50%）	農作業の共同化		25%
		リーダー育成		15%
		農業生産活動		10%
協定参加者	農業者 77人			

２．活動内容の概要

本町は、中央部に位置する標高450mの飛形山を中心として町全域が中山間地を形成しており、古くからミカン・キウイ・筍の栽培が盛んな地域である。しかし、長引く農作物の価格低迷や後継者不足等の理由により、耕作放棄地の増大が深刻な問題となっていた。

本集落は、立花町の中でも比較的大きな集落であるが、世帯数は97戸、農家戸数は79戸で、地理的条件が厳しく、過疎化・高齢化が進行している。

本集落協定の発足当初は、、松尾弁財天の修復や、弁天公園の整備に力を入れてきた。

また、地域おこし運動「松尾百笑村」の立ち上げ後は、そば狩り体験や朝顔祭り等を開催するなど、積極的に地区外との方との交流事業を行ってきている。

また、将来的に耕作放棄地となる可能性の高い竹林を保護する目的で、共同利用機械として竹粉砕機を購入した。松尾集落では、竹林の協定参加面積約50%前後はこの機械で耕作放棄防止がはかれるのではないかと考えている。

〈集落の全体会議の様子〉

〈女性グループ「里山の会」〉

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田畑106ha)
個別対応

水路・作業道の管理 ・水路2.9㎞、年2回 清掃、草刈 ・道路3.0㎞、年2回 草刈
共同取組活動

農地法面の定期的な点検(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約106ha、適宜）
個別対応

景観作物作付け （アサガオを0.2ha）
共同取組活動

その他の活動

農作業の受委託の推進(2ha→3ha)
共同取組活動

農業機械の共同利用化の推進 （竹粉砕機を共同購入、新規制度に対応した取組）
共同取組活動

各種研究会の発足
渋柿・いちじく研究会、女性ｸﾞﾙｰﾌﾟ「里山の会」

↕

○　**集落外との連携**

松尾百笑村との連携を図り、朝顔祭りやそば狩り体験を開催する。それにより、集落外との交流が進み地域振興に役立てている。

３．認定農業者の育成の取組

利用権設定による面積集積を図り、平成12年度以降に6名の認定農業者が育成された。

４．各種研究会活動、地域おこし活動との連携

集落内の農業レベルの向上を目指して、新規導入作物のいちじく研究会、渋柿研究会、野菜等の栽培技術の研修会（里山の会）などが発足し、活発に活動している。さらに、集落の地域おこし運動「松尾百笑村」と連携して、都市住民との交流事業にも取り組んでいる。

また、共同活動やイベントを開催する時には必ず集落全体会議を開催し、役割分担や実施日等の協議を年間数十回単位で行っている。

[平成16年度までの主な効果]

○　集落全体での生産体系の整備、松尾弁財天の修復作業

○　観光農業による都市農村交流の推進

地域おこし運動「松尾百笑村」の立ち上げによる都市住民との交流事業(朝顔祭りなど来客者1,000人を数える)

○　景観作物の作付による地域の環境の美化（年間に3回の多面的活動、1回は桜の植栽を行い、2回を農地の草刈り活動に充てている。）

○　新規導入作物の研究部会、女性グループ（里山の会）の発足

○　認定農業者の育成　　平成12年以降に６名が認定